

テトH-14

289
SAB4
②

○三條實美傳

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



139

14

納本



三條實美公肖像
(公三條實美公輝氏藏)
(梨木遺芳に據る)

289
SA64



明治天皇御製

太政大臣三條實美のたてまつりしたきものをめでし

九重の雲に匂ふたきものゝかをりに

きみか心をぞしる

右明治十一年一月十日下し賜へる

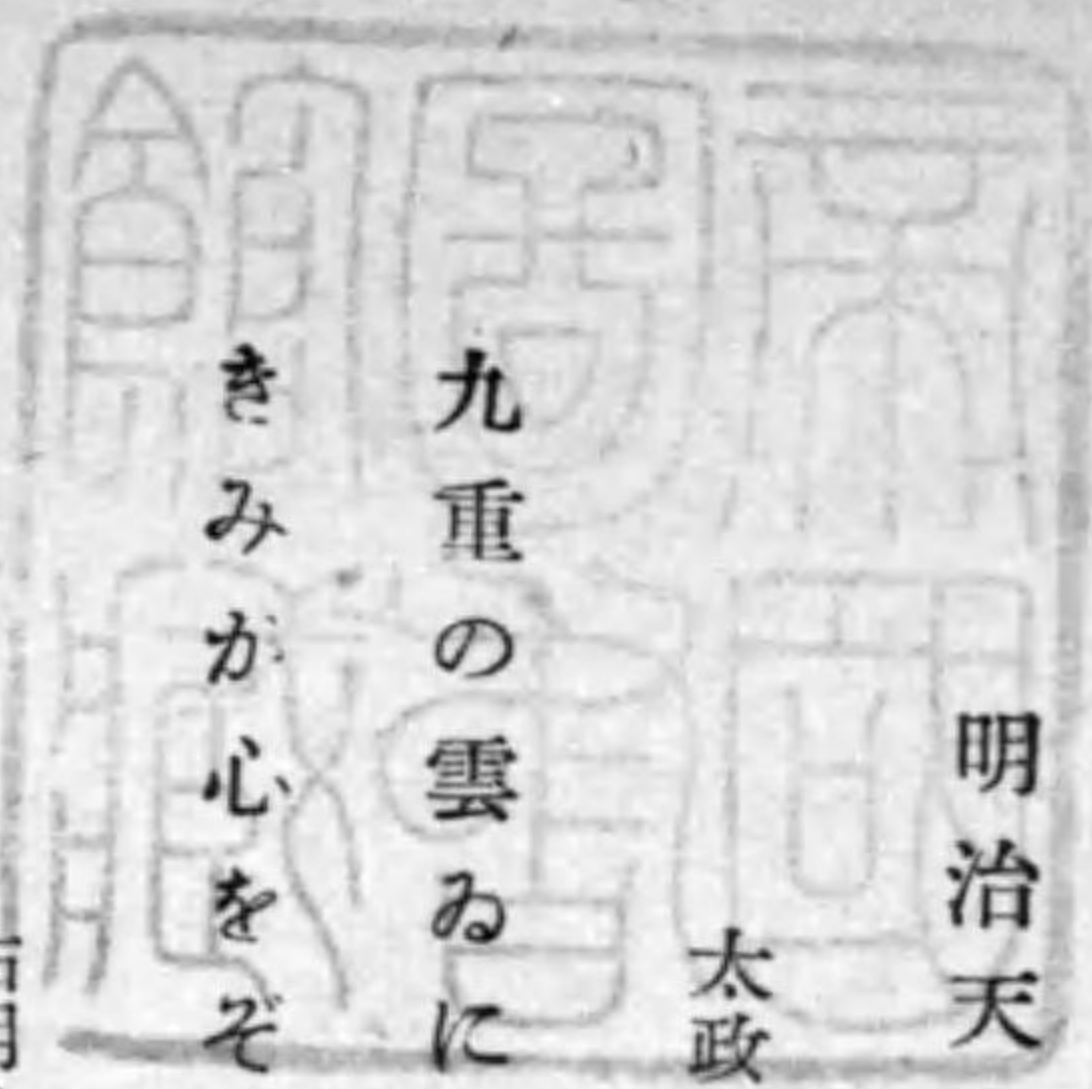


明治天皇御製
九重の雲に匂ふたきものゝかをりに
きみか心をぞしる

蹟眞公美實條三

(藏氏輝公條三爵公)
る據に「芳遺木梨」

289
SA64



明治天皇御製

太政大臣三條實美のたてまつりしたきものをめでし

九重の雲ゐに匂ふたきものゝかをりに

きみか心をぞしる

右明治十一年一月十日下し賜へる



明治十二年一月十日下し賜へる
三條實美の
たてまつりしたきものをめでし
九重の雲ゐに匂ふたきものゝかをりに
きみか心をぞしる

三條實美公眞蹟

(三條實美公眞蹟)
〔芳遺木梨に據る〕

992
100

招魂のことば

昭和十九年、紀元二千六百四年に於いて「神代」が眼前に迫りつゝある。全世界に、天地開闢の「神代」を再來せしむべき時、そのために全日本臣民が天壤無窮の皇運を扶翼しまつるべき時が來向ひつゝあるのである。すなはち全日本臣民は神州の無窮生命に没入し、世界創造の神話の中の人物となりつゝあるのである。それは現しき神異である。全日本人は一人残らず、餘すところなく、天皇の臣民である。臣民は臣民の分際を遺れざる限り相互間に於いて思ひあがつて威張るべきではない。全臣民が此の「謙抑臣民姿勢」を取る時、その時に「億兆一心」と詔書に聖諭あらせ給ふ叡慮の對象となるのである、われらの唯一生命と現實生活とが。その時である、此の地球が「人」の住むべきところとなるのは。

全臣民一人残らず思ひあがらず威張らずに、それ故に、それに因つて「樞の實の一つごゝろ」となる方向に序列せしめらるゝ時に個々臣民の力能は「國家ノ總力」に組織せられて、護國神靈と交通感應するのである。前太政大臣内大臣正一位大勳位公爵三條實美は謙抑臣道實踐者菅公楠公の綜合後繼者であつて、その純忠意志はその和歌に永久に不斷に活動しつゝある。忠義といふコトバまた忠義といふ概念に實感體驗の生命威力を充當する人格三條實美は「威張らぬ」人「臣庶ノ鑑」であり、「純忠」意志そのものである。

「共是凡夫」の臣民個人の有限生命不完全生活は承諾必謹、義勇奉公する時、その罪穢は祓ひ清められて純忠意志と成るのである。

天皇陛下萬歳と唱へまつる時、此の純忠意志は大御心にヲサメしめらるゝのである。これが宸襟を安んじまつらむと念願する臣道の心理學である。叡慮を貫徹せさせ給へ、宸襟を安んじまつらむと念願して生きまた死したる三條實美公の靈よ、驕傲米英の非道非望を破碎し、

宸襟を安んじまつらむと誓ひまつりて、御代の榮えをことほぎまつる名も無き民草の感覺到焔蒿降格して、過去現在未來三世の臣民もろとも天津御空にひびくコトノハノシラベを合せて三たび唱へまつらむ。

天皇陛下萬歳

目次

明治天皇御製 三條實美に下し賜へる

招魂ダマヨバヒのことば

一、はしがき……………二

- (一) 臣道科擧……………(二) 皇國と民主政諸國との公論……………(三) 楠木正成眞筆法華經奥書……………
- (四) 三條實美・楠公を祭る文……………(五) 敵米國ホイットマンのコトバ……………(六) 敵英國フィツシャアのコトバ……………(七) コトバの生活力……………(八) 學者の時事への關心

二、今上御製と三條實美の歌……………九

- (九) 御製謹解……………(一〇) 三條實美の歌略解……………(一一) 原子序列の方向と全國民總蹶起態勢……………
- ……………(一二) 和合一致より生るゝ知力・意力

三、三條實美の歌と愛國百人一首に就いて……………一二

- (三)カルタ遊びとシキシマノミチ……………(四)軍事行動と藝術的所作……………(五)一首一文の原
- 則……………(六)輿論の分裂をまねかざる思想批判論戦……………(七)契沖の百人一首改観抄……………
- (八)時局と和歌との密通關係……………(九)愛國百人一首選歌批判・柿本人麻呂・楠木正行・
- 本居宣長・平田篤胤・藤原定家・西行法師の歌

四、三條實美の歌と明治時代の政治家の歌……………三三

- (一〇)三條實美の歌と山縣有朋の歌……………(二)勅批を賜はりし山縣有朋の歌三首……………(三)山
- 縣有朋と新詩社一派とそれと根岸派……………(四)西郷隆盛の思想に就いての二三の觀察……………
- (五)三條實美の偶言一則……………(六)君臣關係と主従關係……………(七)三條實美と西郷隆盛……………
- (八)萬民萬種奉公……………(九)大久保利通の『妄議』の思想……………(一〇)藤田東湖の和歌論と歌
- ……………(一一)池原香稗の西行の歌の批評……………(一二)三條實美萬德川齊昭を夢みる……………(一三)水戸勤
- 皇思想の京都への反應……………(一四)三條實美萬の『梨のほつえ』研究……………(一五)藤田東湖・佐久
- 間象山・吉田松陰・三條實美の思想……………(一六)古神道と排佛毀釋と……………(一七)シキシマノミ
- チの系圖

五、三條實美の思想源泉(一)——シキシマノミチの血脈……………四三

- (一)スサノヲノミコトの暴風雨動亂生命……………(二)日本武尊の思慕と戦闘との御生活……………

- (三)神武天皇御製軍歌……………(四)イスケヨリヒメ・腰裳衣せる少女・ハヤブサワケノミコ
- の歌……………(五)シキシマノミチのシラベの事實内容……………(六)『御頸珠之玉緒母由良通取由
- 良迦志而』……………(七)シキシマノミチ傳統略叙

六、三條實美の思想源泉(二)——源實朝の生活寮圍氣……………五三

- (八)チエムバレンの獨逸語論……………(九)大津康と獨逸語……………(一〇)源賴朝の時代瞥見及び其
- の生活斷片……………(一一)源實朝の性格と其の生活環境……………(一二)思惟に先行する個人愛憐國家
- 忠義感情の歌……………(一三)信生法師日記……………(一四)本歌取の靈驗

七、三條實美の思想源泉(三)——神皇正統記に就いて……………七四

- (一)『我國ノ道』を廣深ならしむるための儒書釋教……………(二)心詞を慎まざるより亂臣賊
- 子出づ……………(三)學術的誤謬指摘を臣道實踐の限界とすること……………(四)日本國體は精神科
- 學の最高唯一根本原理である……………(五)無涯底精神生活より謙抑規律が生る……………(六)教
- 義より脫離すること

八、三條實美の思想の現代的反應の一例——國家總力行進の步調……………八二

- (一)ヒットラー總統の指導精神力説……………(二)航空機増産行政査察の成果の報道……………(三)教

九、三條實美^{（一）}の和歌としきしの道概説ま

八六

辯證法的否定滅却思想と生命律動隨順惟神思想

(六〇)『君が代』と大御心……(六一)岩倉具視・久坂玄瑞・西郷南洲の歌……(六二)副島蒼海の古事記評

一〇、三條實萬^{（一）}の經歷と思想

九七

(六三)實萬・實美二代の四朝歴仕……(六四)禮を立て、隔意なき申合をなし排外獨占專權に走らぬ心得……(六五)延臣戒飭告諭・和漢の學問をすること……(六六)民草は行幸を拜して感泣す……(六七)徳川齊昭手製琵琶を續いて地球儀を獻上す……(六八)安政元年三月の勅旨傳達……(六九)安政五年六月十七日奉幣使差遣御祈願……(七〇)井伊直弼勅許をまたず條約調印……(七一)六月二十八日御讓位宸翰……(七二)水戸藩へ勅諭降下と安政大獄……(七三)國事群議々定の勅諭徳川慶徳に達す……(七四)井伊直弼の強壓三條實萬を落飾せしむ……(七五)幕府の暴壓に宸襟を惱まさせ給ふ……(七六)實萬への宸翰と奉答書……(七七)實萬實美父子の文藝……(七八)幽居して神靈の冥助を祈る……(七九)安政の大獄と實萬の死

一一、三條實美^{（一）}の經歷と思想

一二三

(八〇)實美の上書と大原勅使の東下……(八一)文久二年八月二十日の實美の意見書……(八二)『整軍實勵士氣』……(八三)尊皇攘夷の意味……(八四)井伊直弼追討・家茂上洛・攘夷期限確定……(八五)實美・眞木和泉・久坂玄瑞・宮部鼎藏・武市半平太等活動、長州尊攘派全盛

一二、三條實美^{（一）}の經歷と思想

一二三

(八六)幕府の勅使應接の借濫非禮を改めしむ……(八七)徳川實紀開卷第一の文言……(八八)寛永十一年六月家光上洛の狂瀝と不敬用語……(八九)後水尾天皇御讓位のこと……(九〇)徳川家光の歌……(九一)日光奉幣使のこと……(九二)本居宣長の『東照神御祖命』……(九三)後水尾天皇宸翰……(九四)後水尾天皇御製と一絲の入寺偈……(九五)後水尾天皇御製……(九六)三條實美東下……(九七)攘夷派と公武合體派との對抗——(九八)賀茂行幸石清水行幸攘夷御祈願……(九九)家茂慶喜相次いで参内攘夷期限決定……(一〇〇)外交多事、長州對米戰端を開く……(一〇一)實美と姉小路公知の遭難……(一〇二)大和行幸天皇親征の議と眞木和泉・久坂玄瑞・宮部鼎藏・武市半平太等……(一〇三)文久三年八月十七・八日の政變

一三、三條實美^{（一）}の經歷と思想

一二三

(一〇四)七卿西下、飛檄して同志と連絡す……(一〇五)長州に於ける文化教養と武道鍊成……(一〇六)物心關係と武器物量志氣戰意關係……(一〇七)手足は頭腦と連絡して始めて手足であ

る……(108)神武紀の聖訓……(109)恩と忠節……(110)君側清掃の議……(111)水戸との連絡、西郷南洲への密使……(112)六卿の嘆願書……(113)池田屋の變に宮部鼎藏死す……(114)錦小路頼徳病死す……(115)禁門の變に眞木保臣・久坂玄瑞自殺す……(116)信義を守る實美の進退……(117)聯合艦隊馬關へ來襲……(118)實美講和に反對す……(119)高杉晋作・山縣狂介・伊藤俊介等登場す……(120)長州征伐……(121)西郷吉之助征長總督に建言す……(122)長州俗論黨勢を得……(123)實美長府に入る

一四、三條實美の經歷と思想 (四)……………一四七

(124)實美等筑前移轉諸藩の浪士動搖す……(125)慶應元年一月十四日五卿出發……(126)實美長門を回顧して詠みし歌……(127)西郷吉之助の周旋……(128)二月赤間より太宰府に移る……(129)天滿宮參詣祈願……(130)五條の規定文武藝術の心掛と禮節を重んぜしむ……(131)長州再征伐の影響……(132)シキシマノミチに心境を啓開す……(133)尊攘派の精神脈動す……(134)幕府の壓迫に薩摩に移轉せしめむとするの議……(135)筑前佐幕俗論黨跋扈、勤皇志士受難す……(136)幕府目付小林甚六郎を派遣し五卿を大阪に護送せむとす……(137)實美等決死の覺悟を從士に諭す……(138)薩藩五卿の急を救ふ

一五、三條實美の經歷と思想 (五)……………一六一

(139)孝明天皇崩御……(140)皇太子睦仁親王踐祚……(141)薩長聯合、五卿歸洛、三條岩倉提携……(142)三年十一月十五日坂本龍馬・中岡慎太郎暗殺せらる……(143)實美同志の靈を祭る……(144)皇政復古の大號令……(145)『實美功名重天下而不自居』……(146)天皇親政の基礎確立……(147)實美入京家門に立寄らず参内す……(148)實美、月輪御陵参拜の歌と古今新古今の歌と……(149)實美五箇條御誓文奉答書を上る……(150)實美關東監察使として東下す……(151)幕府の處置決す……(152)即位大典を擧げ給ふ……(153)車駕東幸……(154)萬機宸斷實美鎮將辭退……(155)車駕再び東幸の途次神宮御参拜……(156)明治二年六月二十九日の時務策朝議……(157)言路洞開、皇道興正學……(158)實美修史局總裁となる……(159)廢藩置縣に至る經過……(160)萬國と對峙するために……(161)三條岩倉西郷大久保木戸一致協力の時代に岩倉大使歐米に向ふ……(162)朝鮮問題を中心とする諸外交關係……(163)岩倉一行歸朝す……(164)三條實美苦慮して病む……(165)車駕三條邸に親臨……(166)西郷板垣副島後藤江藤五參議辭職……(167)實美再び太政大臣となる……(168)臺灣生蕃征伐、日韓修好條約締結……(169)神風黨の亂……(170)明治十年西南の役起る……(171)實美の十年六月四日の書簡

一六、回天實記に描かれたる三條實美……………一五五

(172)攘夷の叡慮貫徹の爲の人心一致……(173)神州焦土となるも夷賊掃攘……(174)且

戦、且、備、論……(一七五)池田屋の變に切齒扼腕齟齬……(一七六)夷狄の軍備充實文物善美を知る……(一七七)叛名を受けて斃るゝを欲せず……(一七八)號泣哀訴の激情……(一七九)思想言論戦より武器戦へ……(一八〇)楠木正成足利高氏比較論……(一八一)平戸藩の學術純粹にして一藩正論正議す……(一八二)同志弔祭菅公追慕……(一八三)薩藩五卿を支持す……(一八四)實美土方楠左衛門に燧袋を與ふ……(一八五)實美の連作七首……(一八六)五卿の信義……(一八七)筑前藩尊攘派志士殉難……(一八八)孝明天皇崩御……(一八九)機を逸すれば家康再生せん……(一九〇)大政奉還の次第……(一九一)慶喜は雖好非凡好……(一九二)五卿上洛の經過……(一九三)坂本龍馬・中岡慎太郎を弔ぶ歌……(一九四)皇政復古——至當の公議を竭し驕惰の汗習を洗はむとす

一七、謙抑臣道規律實踐者三條實美

(一九五)今日の軍學兵法……(一九六)吉田松陰・楠木正成・三條實美……(一九七)謙抑臣道實踐者三條實美……(一九八)神武紀に仰ぐ軍學原理……(一九九)和辻哲郎氏、三條實美・鹿持雅澄の思想に論及せず……(二〇〇)川田順氏の三條實美の歌の取扱方……(二〇一)鹿持雅澄の思想的感化……(二〇二)武市半平太のこと……(二〇三)眞木和泉・久坂玄瑞・平野國臣の歌と思想と行動とについて……(二〇四)三條實美中心の思想團體……(二〇五)愛國百人一首に選ばれし歌のこと……(二〇六)福羽美靜の萬葉集古義の序文……(二〇七)鹿持雅澄・吉田松陰の頼山陽

評の一致點

一八、孝明天皇御製拜誦攘夷の勅慮を偲びまつり三條實美の悲願を照明す

(二〇八)孝明天皇より明治天皇へ……(二〇九)明治天皇御製に拜する孝道……(二一〇)御製拜誦の心得二三……(二一一)自在潤達の大御調……(二一二)君臣相親の勅慮……(二一三)上下感孚君民一體

一九、學術と國家の運命

(二二四)萬邦無比の國體とは萬邦無比の精神科學の既成確立を意味す……(二二五)ヒットラー總統の生活様式と三條實美の生活様式と……(二二六)米英の非望は思想的誤謬である……(二二七)カアライル・ホイットマンの研究と研究者……(二二八)臣道科學は謙抑を教令する……(二二九)威張るは間違ひ、間抜けである……(三〇〇)フォツシニ元帥の經歷……(三〇一)岩倉具視の『神州萬歲策』……(三〇二)精神科學的研究方法の缺陷を反省す……(三〇三)吉田松陰・堀江克之助の思想關係……(三〇四)現下の要請に應ずべき史的研究……(三〇五)大東亞戰争に對する精神科學的見解……(三〇六)東西洋文化の交流を拒斥せむとする現米英執權者

……(三七)國體明徴臣道實踐・臣民が威服らぬことは絶對的必須條件である……(三八)國體明徴・尊皇攘夷……(三九)不撓不屈の原理と時局對應の原理……(四〇)物量と精神・議論と實行に就いて……(四一)思想戰とコトノハノミチ……(四二)楠木正成・吉田松陰・三條實美

二〇、お く が き ………………三〇

(三三)現下官公吏を始め現在及び將來の指導的任務を分擔す人々に本書をまゝ



三條實美傳

三井 甲 之 著

一、はしがき

従來の歴史的研究は研究者の意見とか批評とか優位を占めて居つたのであるが、元來は一定の事實、また特に研究對象としての文獻に基いて、その解釋又は批判である部分が重んぜらるべきである。傳説も迷信もそれが史實でない場合でも、さういふ傳説や迷信が行はれて居つたといふことは史實であるから、史實に偏執せぬやうにせねば史實から遠離する。慎重に學術的の見地を堅持せねばならぬのである。

三條實美は三條實美公とか、條公とかいはれて居り、又さういつた方が語感が自然であるが、他の人物に就いての記述との釣合上臣民には一般に敬語敬稱は用ゐぬこととして、皇室に直接關係ある場合にのみそれを用ゐることとした。たとへば『山縣公(有朋)の歌に勅批を賜はつた』といふやうの場合だけ『公』といふのである。

昭和十四年國民精神總動員運動が展開せられ、その中央聯盟に學術的基礎を與へむとするために皇國學委員會が設置せられ、こゝに皇國學大系編纂が企圖せられたが、それが國民精神總動員本部と改稱せられ、やがてそれも解消せられたのであるが、昭和十六年三月『皇國學大綱』が編輯せられ委員十七名

中十氏の論文が收められたのである。自分はそれへ寄稿する時間の餘裕が無かつたが、その委員の一人で参加以來毎回殆んど無缺席であつた。委員會の論究討議は熱心に行はれて連続數時間に亘り、時に午前から夜にまで及んだこともあつた。また大政翼賛會の十七年九月及び十八年七月の二回の中央協力會議即ち『國民總常會』に議員として出席したこと、又昭和十六年十二月八日の宣戰の詔書を拜戴した時は居村の村長をつとめて居つたといふことは、約四十箇年になる自分の學術的研究の上に勉強にもなり参考にもなつて、同志的協力作業と對照し之を補足するものがあつた。

『皇國學』といふのは『日本精神・文化・社會・歴史科學』といふ意味で、それは日本臣民の研究従事したまはつて臣民としての見地に立つてなされるべきものである。それは『臣道』の一語に精神科學の意味が含まるゝから臣道精神科學といふまでもなく『臣道科學』といふべきものであらう。こゝがデモクラシイ民主政國の精神文化科學ともちがひ、民主政獨裁國のそれともちがふところである。デモクラシイ國の特性としての『言路洞開』による公論決議を臣道の服従規律謙抑規律の下に行ふのが臣道精神・文化科學即ち臣道科學である。實際に於いて言論を取締る官憲も亦臣民であり、臣道規律の下にその任務を分擔するのであつて、國體に隨順し勅命に服従する立場に於いて、國體に背反する違勅思想意志行動を取締るといふことは言路洞開萬機公論の聖旨に違反するものではないのである。

所謂『皇國學』は『臣道科學』である(臣民の立場から『皇道』といふのは)。日本に於いて日本臣民として研究する倫理學は『臣道倫理學』である。若し此の現實的基礎條件を遺却して『皇國』は『非外國』

であり、『外國』は『非皇國』であるからして、皇國學、皇國精神は非外國精神であり、排外排他主義である、といふやうに考へたならば、それでは文化の交流、外國又は過去の文化を攝取するといふことにはならぬであらうと思ふのである。

明治天皇御製

國

よきをとりあしきをすて、外國におとらぬ國となすよしもがな

此の御製に仰ぎまつる外國文化攝取方策は敵國に對しても實行すべきで、敵米英の非望を破碎するといふことは、その文化に排他的に無關心であるといふこととは違ふのである。敵の思想謀略を防ぐにもその思想を檢覈することが必要であるのはいふまでもない。

三條實美は特に菅原道眞、楠木正成の靈を祭祀禮拜した。菅公楠公は純忠の臣道を履踐しつゝその哲學的的人生觀、宗教的禮拜儀式として佛教を信奉したのである。『天神は疑なき觀音の化現にて末代さまの王法をまちかく守らんと思召してかゝる事は有けるとあらはにしらるゝこと也』(愚管鈔)といふことは當時一般に信ぜられて居つた事實である。道眞が觀音の化身であつたといふことが現成實存事實でなかつたとしても、化身であつたと一般に信ぜられて居つたことは事實であり事實である。又道眞は法華經を受持讀誦書寫し之を詩にも詠んでをるのである。天神といふのは天神地祇の天神の意味ではなく、火神、

雷神、威徳天といふ『天』『大黒天』『毘沙門天』の『天』であつて佛教用語であり、神佛混合思想である。

楠木正成の幼名多聞丸は多聞天即ち毘沙門天に關係する名である。正成の書寫した法華經の奥書は國寶に指定せられて居るが、それをこゝに引用する。

夫法華經者。五時之肝心。一乘之腑臟也。據之。三世之導師。以之此經。爲出世之本懷。八部冥衆。以之此典。爲護國之依憑。就中本朝一州。圓機純熟。宗廟社稷。護持感應。僧史所載。緯具縑緗。爰正成忝仰。朝憲。敵對逆徒之刻。天下屬靜謐。心事若相協者。每日於當社寶前。可轉讀一品之由。立願先畢。仍新寫一部。所果宿念。如件。敬白。

建武二年八月二十五日 從五位行左衛門少尉兼河内守橘朝臣正成敬白

(國寶、楠公眞筆法華經奥書願文)

三條實美の楠公神靈を祭る文は佛教から神道へ進展する思想の表現であるが、その『七生々』は太平記の『七生』輪廻説の形式をそのまま踏襲して居るのでありその思想内容は誠忠意志そのものである。その祭文をこゝに引用する。

維元治紀元甲子夏五月二十有五日。實美等在防州。乃以清酌庶羞之奠。祭楠公神靈。嗚呼公乎。忠誠義烈。神智大節。竹帛既垂。今又何說。特其臨死。兄弟相矢。七世生生。兇賊之斃。嗚呼公乎。

赫々在^レ天。臨^レ之何^レ其。今其何時。公寧不^レ知。翺焉翔焉。來^ニ降于^レ茲。設不^ニ躬降。佐^ニ實美等昏迷。

近披^ニ甸圻之怪雲。遠攘^ニ海嶠之妖氣。以揚^ニ

日嗣之昭昭。迺繼^ニ

樞原之巍巍。勾璫斯聯。萬民高仰^ニ

帝徽。寶劍斯研。四方遠震^ニ國威。爲^レ之實在^ニ于今日。嗚呼公乎。使^ニ實美等得^ニ其志。而莫^レ過^ニ今日。尙饗。

楠木正成討死の當時一族郎黨は『念佛十遍許同音に唱へて一度に腹をぞ切たりける』(太平記)とあるが、今日阿彌陀佛の名號を唱へるといふことは一般にはせぬのであつて、觀世音に關する心理學と詩歌と音律とは意義深いものであると信するが、觀世音の實存は信ぜぬのである。また本居宣長が壯年時代に熱心の念佛の行者であつたといふことは決して彼が邪道に迷つたものとは思はぬのである。

『合衆國に、またその各州各都市に僕は叫ぶ、飽くまで戦へ、屈從するなと。』

ひと度ひさを屈し、ひと度眞に奴隷とならば、

ひと度眞の奴隷とならば、この世の國々、この世の町々、

遂に自由を恢復し得るはあらじと』

『僕は多種多様の國語より成立つ我が國性を頗る好む。そして之を何處までも博大な寛容な多方面な総合的な形で維持して行きたいと思ふ。あらゆる國民がこの國土に、——地上一切の民族の郷土として、イギリス、ドイツ、スカンヂナビア、スペイン、フランス、イタリア——各國語の新聞が我が國土に發行され、劇が演ぜられ、演説が行はれ、それら人類一切の劫初以來の實驗的業績がこゝに蒸溜、壓縮、完成せられるのである』

これはホイットマンのコトバ(松田福松氏『米英研究』より引用)である。これは博大寛容の精神である。こゝに米國魂の性格が著しく發揮せられてをる。それが今日は偏狹な、デモクラシーを假裝する獨裁者の非望に覆はれて居るが、ともかく大規模の屋臺骨だけは今日でもその戰意と戰備とに看取せらるゝのである。

國難時代の國民的陰鬱の中から『英國はたじろがず』と叫んだ英提督フィッシュヤアの、

『それ故に我らは國內に於ける極貧者にすらもその有爲の子弟をして大臣大將たらしむるを得るやうの國家施設、國家教育を必要とする』

といふコトバ、それはフィッシュヤアにとつてデモクラシーの本質として考へらるゝところのものであるが、王政に反逆した議會デモクラ政治の下に於いては實現せられぬところのものである。

それ故にコトバはその概括的意義、概念としては生命の無いものであつて、それが生命の複雑變化と

關係連絡とをそのシラベとして傳へる時に始めて生活力を帯びて來るのである。これがシキシマノミチの秘義である。

かう考へたならば古典の研究も、史實の探索もそれがその研究對象の生命と觸れて本來の目的を達するためには研究者は常に現實國家社會生活に關心を有つて居らねばならぬのである。學者が國事に關心を失ひ、また當面の時局から遠離するといふことは亡國的凶兆である。それは公共心を失つて山林に隱遁する出家入道思想であり、忘恩の態度である。

徳川時代の學者が宣長を始めとして同じ臣民の間である家康を東照神君など申し奉らねばならなかつたことは止むを得ないことであつたが、實に滑稽ともいふべきことでもあり、また自然に時事を論ずることも遠慮せらるゝばかりでなく禁止せられて居つたので幕府政治を批判する代りに漢意排斥の排他主義に逸脱したとも見らるゝのである。それ故に以下に論述するやうに、國學者の歌は生命威力を缺いて居つて、幕府に對抗したといふだけでなく、重大時局に關心を有つた志士の歌の方が生命がこもつて居り、シキシマノミチを踏んで居るのである。それはその思想と言葉とに實感體驗がこもつて居り血が通つて居るからである。

三條實美が歌人として寶朝以來の第一人者であつたといふことは、そのコトノホノシラベが實生活の體驗を表現して居つた——即ち君國の恩を實感して居つたといふことである。一般國學者の歌は尤もらしい理論は展開して居るが、そのコトバに體驗内容が無く、表象が對象が伴はぬのである。

二、今上御製と三條實美の歌

御製

海上日出

つはものは舟にとりでにをろがまむ大海のはらに日はのぼるなり

昭和十九年一月すゑつかた、御製を拜戴しまつたのである。前線將兵の上をしのばせ給ひ、第一句に『つはものは』とよませ給ひ、侵襲醜夷を警防する海上艦船舟艇、また堡壘要塞に神州を防衛する將兵は、海上に出づる日を拜むであらう、天高原タカノハラにつゞく大海原オホウミノハラに日は昇るなるぞと宣はせ給ふ。日出づる國日本の『くもりなき朝日の旗』には『天照す神の御稜威を仰ぎ』まつるのである。出づる日を拜む時日本臣民は天つ日嗣を繼がせ給ふ、萬世一系の 天皇の御稜威を仰ぎまつるのである。

日出づる東方を仰ぎまつり、感激に咽びつゝ涙ながらに世の安泰を祈り、宸襟を安んじまつらむと悲泣した三條實美の和歌が、今日御製に奉答しまつるが如くも思はるゝのである。

述懐

三條實美

出づる日の方をあふぎて咽びつゝ涙ながらに世を祈るかな

昭和十六年十二月八日、宣戦の詔書を拜戴捧讀して泣かざりし日本人は無かつたのである。涙ながらに捧讀拜承しまつたのである。此の感激こそ全國民總躍起、全國民一塊石となつて全國民全滅の覺悟、それ故に、それは有り得べからざることなるが故に必勝の確信を以て全國民舉つて護國神靈に繋がる國、民宗教儀禮の嚴修に參列せむとするのである。原子序列の方向に於いて磁力が生ずるといふのである。全國民は決死戦列に就く時こゝに不可測威力が現成する。

明治天皇御製

千萬の民の力をあつめなばいかなる業も成らむとぞ思ふ

かくのごとく勅命聖諭あらせ給ふ。われら臣民は承詔必謹、大御言に信順し奉るのである。

侵襲米虜の物量鐵量を制壓すべきものは、『千萬の民の力を集むる』こと、内に同胞が團結一致することである。そのためには臣民の間にあつて各個人が思ひあがらぬこと、威張らぬことである。各個人、各家族、各部落、各都市町村がこぞつて和合一致することである。こゝに創案の知力に於いても、決斷實行の意志に於いても全能力を發揮し所要物量を整備組織しいかなる業も完遂成就し得べし、とこそ信するのである。

此の御製に拜する第三句切、一首二文の形式には言ひつくし難き深義を畏みまつるのである。つはも

のらは大海原にのぼる朝日ををろがまむとやうによませ給はずして、『日はのぼるなり』とよませ給へるは、『峰つゞきおほふむら雲ふく風のはやくはらへとたゞ祈るなり』とよませ給へると同じき句法を拜しまつり、敬慮の嚴かしさを畏みまつるのである。

宣戦の詔書を拜してより約一ヶ年昭和十七年十一月二十日『愛國百人一首』が發表せられた。その作者は明治時代以前に死去した民間人に限つたので三條實美の歌は入つて居らぬのである。その百人一首中で歌人や國學者の歌よりも明治維新の志士の歌の方がすぐれて居るのである。その志士の歌の中で實美の歌が群を抜いて居るといふことは歌を上手によんだといふことではなく、その思想が群を抜いて居つたといふことである。

三、三條實美之歌と愛國百人一首に就いて

文學報國會主催、情報局、翼賛會指導の下に全國から集つた推薦歌十數萬首を十二名の選定委員及び關係者が慎重銓衡、愛國百人一首は十一月二十日情報局から發表せられた。十二人の委員中には各派の代表者が揃つて居つて現歌壇の大家を網羅して居る。

大東亞戦争が和歌に對する一般の注意を喚起したことは當然のことであるが、喜ぶべきことである。『愛國』といふことは反國體思想意志に對する名義であつて、今日これを用ゐるといふことはそれらの人々には此の愛國といふことが新らしく感ぜらるゝだけそれだけその人々は今まで國體信順思想意志から遠ざかつて居つたことを證するもので、從來から用ゐる續けてをいつて歴史的意義があるのと區別せらるべきである。愛國百人一首は小倉百人一首に比較すれば進歩したものである。しかしながら愛國百人一首は昭和の御代に於いてのシキシマノミチの完成的到達點ではなく、改良的出發點である。即ち臨戰體制鍊成の初歩である。現時局下の精神科學的批判は『億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ』と宣はせ給ひたる聖諭に従ひまつりてなさるべきである。それ故に一般に批判には避くべからざる誤謬指摘もこの前進のために要する『鍊成』の教程たらしむべきであ

る。前線將兵に於いても訓練の日課は廢せられぬのであるから、思想戰線に於いても眞劍なる『鍊成』は一刻も廢せられざるべきである。

小倉百人一首はカルタ遊びと不可分のものとなつて居り、愛國百人一首もまた『歌留多で普及することになつてゐる』(東京日日)と報ぜられて居るがこれは朗誦を主とすべきでカルタの方には餘り力を入れぬのがよいと思ふのである。元來文學報國會の『推進力』としての從來のインテリ層大衆娛樂文藝の達人であつた人々が愛國主義に急轉向したのは時局の要請に順應した喜ぶべき現象であるが、娛樂文藝家の器用なる思附きに附隨する短所を矯正するのが上記歌壇の人々の任務であるが、カルタ採用は歌人側のマケの結果かとも思ふのである。

カルタ遊は消閑遊戯である。成人の勞作は小兒の遊戯の發達したものであるが、成人も苦勞から解放された遊戯を樂むのであつて武士の練武に對照せらるゝのは公卿の歌合員合等々の室内遊戯でそれが後世の弄花バクチの先驅である。此の遊戯は所謂餘興として勞作、禮拜、藝術と關聯してその目的を神聖と卑俗との間に分化せしめつゝ發達しつゝあるので、オリンピックの神前競技につながるスポーツも米英流の飽厭者の腹へらし遊戯の一種に墮落したのであり、神意を仰がむとする御クジ引から骰子を投じて運命を判斷せむとする賭博遊戯が一攫千金欲望とゞもにそれから分化するのは著しい例證であるから、シキシマノミチをカルタアソビと連繫することは娛樂文藝の達人の思附きに學術的批判を加へる必要がある。藝術一般に、たとへば近世的綜合藝術としてのドラマも實生活に對照せしめらるゝ遊戯的演

出の見地を離脱しては正しく考察せられぬのであるが、現下の人類文化史上未曾有の重大危機に前代未聞の歴史的展開を現成せむとしつゝシキシマノミチが、『神のひらきし』『神代ながら』の本來の任務を負擔遂行すべき現實的神秘を見のがしては『文學報國』を標示しても、その報國の目的は達成せられぬのである。

現世界大戦は『八紘爲宇』の聖勅に人類理想を仰ぎまつるべき方向に世界諸民族を指導しつゝあるのである。此の聖勅を謹承しまつる義勇奉公の實人生を表現する藝術こそはシキシマノミチである。申すも畏かれども、御製に『敷島のやまと詞の高きしらべ』を仰ぎまつりて義勇奉公する實生活が此の藝術的表現の對象となり、表現對象又は表現内容としての實生活と表現形式としての藝術的創作との距離は接近し密着せむとし軍事行動が藝術的所作となりつゝあるのであるから、此の『總力戦』は現世界の活舞臺に於いて實演せられつゝある綜合劇となり大講堂又は野外の大規模の國民的集會は國民宗教儀禮となりつゝあるのである。(黒上正一郎氏『聖德太子の信仰思想と日本文化創業』への拙稿『序』参照)故に大東亞戦争下に於いては藝術の遊戯性は消滅せむとし極度に稀薄化せらるべきである。

非常時の戦闘は平時の狩獵にその名残をとゞめるのであるが、戦時には狩獵の獲物も『手末の貢』として軍需に總攝せられつゝあるのである。百人一首のカルタ遊びも、その朗誦に重點を置いて之を祈願禮拜の國民儀禮に總攝すべきである。さうすればカルタは讀本の簡易化形態となり、教育の具となるべきである。また五七五七七の五句の和歌を五七五・七七と上下の二句節に分離することは普通の場合に

は和歌の生命を破碎するものである。激情又は強烈なる意志を表現するには第二句で切る場合もあり第三句で切つて第四第五句を副文とする場合もあるが、一首一文が和歌の原則である。また五七五・七七と二文に切斷せざることが和歌のシラベ成立の必須條件である。それは短い動作を中斷する長い休止は動作から律動を奪ひ去ると同じことである。俳句が『一句二文』を原則とするに對して、和歌が『一首一文』を原則とすることは史的事實であり論理的要求に外ならぬのである。一首を五七五・七七に中斷した五七五の發句の孤立的完成から俳句が発生したのである。

故にカルタ遊びから遠離せしむる度合によつて愛國百人一首はそれがシキシマノミチに貢獻すべき効果を測定すべきである。此點から今後の百人一首の取扱方によつて關係者の功勞を認めるべきである。しかしながら選ばれた百首の過半はつまらぬ歌である。これはシキシマノミチの威嚴のために十分に批判せらるべきである。『協力』の原則に基いて提携するといふ見地から批判を試みることは『協力』を有効ならしむる所以である。作戦に於いても戰略決定までは研究批判を要するのである。それが決定の上は上下統屬の順序により斷行すべきである。シキシマノミチに批判を拒斥すべからざるはいふまでもない。特に藝術の極致としてのシキシマノミチに於いて君臣の大義を外にしては上下の階級なきことは全國民ひとしく新年御題詠進の資格を惠ませ給ひ、また萬民ひとしく御製を拜誦し大御心にみ民の心をさめしめ給ふを實感しまつることによつて昭示せらるゝ國體の恩徳である。故に總力戦下の協力の原則に基いてなさるゝ批判は精密なればそれだけ協力を強化するのである。思想戦は思想批判戦であり、

盟邦獨伊に於いてはヒットラー、ムツソリーニの二偉人を中心とする對デモクラシイ・マルクス主義批判を綜合して國家權力の方途を創開したのであるが、日本に於いては思想批判原理は日本國體として神代から定つて居るので、國體原理に基いてなされる思想批判論戰によつて、輿論が分裂することはあるべからざるのみならず、思想批判活動によつて國體明徴を實現し大東亞戰爭への臨戰體制が用意せられたことは最近の現代史實である。

『百人一首改觀抄』に於いて契沖は順徳院の『百しきやふるき軒端のしのぶにも猶あまり有むかしなりけり』の註の中で『天智天皇よりこゝにいたりてやう／＼五百五十年許に王道はすたれて行なはれずなりにき。毛詩の序に治世之音安以樂、亡國之音哀以思といへり。秋の田の御歌治まれる世の弊にして百しきの御歌はかなしびて以て思ふこゝろを顯はせり。詩人歌人の尤嘆くべき時なれば、黃門の心こゝに有べし。本に二帝の御歌をすゑて、末に兩院の御うたを載らる。これまた一部の首尾なり』(元祿五年)といつてをる。愛國百人一首は大東亞戰爭完遂の總力戰體制を作るために選定せられたのである。愛國百人一首に吉野朝忠臣及び明治維新志士の歌を選んだのは川田順氏等の取計かと思ふが、これは防人の歌を選んだことゝともよいかことで注意すべき特色であるが、御製を選びまつらざりしは『愛國』といふことが臣民の立場からいふのであり、またカルタとしての取扱ひから不敬のことがあつてはと心配したからであらう。一般臣民の歌としてもそれをカルタに用ゐることは前記の如く種々の不都合に逢着するの

である。

明治天皇御製

歌

ことのはのまことの道を月花のもてあそびとは思はざらなむ

『月花のもてあそび』と思はざるべきキシマノミチの歌特に『愛國歌』をモテアソビに用ゐるといふことはこの御製を拜誦しまつるにつけても又上記理由によりても再考すべきである。カルタを和歌朗誦のカード化するべきである。カルタもカードも同語であるが、近代用語と現代用語とを分けたので現日本ではカードはカルタ・トランプとは別の意味で用ゐられてをる。

此の愛國百人一首等の本格的實修は承詔必謹の臣道規律に基く勅語勅諭詔書捧讀の儀禮とともなはしめらるべき御製拜誦である。

愛國百人一首の始めの一首は、

皇は神にしませば天雲の雷の上に廬せるかも

柿本人麻呂

である。これをイホリスルカモと訓む説に従つて、そのスルカモが『何となく氣にかゝり落つかぬ』と云ひ、そこに『敬語感のない』ことを指摘したのは中河與一氏であつた。中河氏は古義の『爲流の流は須の字の誤にてセスなるべしと或説に云り、さもあるべきことなり』を引用し、セスとする方が『書く

時にも讀む時にも心にたのしむ」といつて居る。これは筆者も賛成である。萬葉集卷一の、激つ河内に船出せすかも、草枕旅やどりせず、等の例に見る如くフナデセス、タビヤドリセス、ともに敬語法である。『大君は神にしませば赤駒の腹ばふ田井をみやことなしつ』『大君は神にしませば水鳥のすだく水沼をみやことなしつ』は敬語を用ゐぬのであるが、『これらの歌に於いてはその結句が割合に不自然に聞えないですむやうに思はれる』と中河氏はいつて居る。これは『大君は神にしませば眞木の立つ荒山中に海をなすかも』と同じ場合で『海をなす』は『海を造す』で『みやことなす』といふ場合と同じく事實としては主觀的意志よりも客觀的自然現象に重點をおいていふのである。船出す、旅やどりす、慮すといふのは貴人の行動であるから、この方には敬語を必要とするのである。イホリといふことばについても更に研究を要するのであるが今は立入らぬこととする。

楠木正行の辭世は『かへらじとかねて思へば梓弓なきかすに在る名をぞとむる』よりも、毛利本太平記の、

梓弓引き返さじと思ふよりなき數に在る名をぞとむる

を取るべきである。カヘラジトカネテオモヘバといふのは情意に直接でなく間接的反省で後人のサカシラからの改作であらうから、したがつて現實感が脱落して居る。『梓弓射る』を『入る』とかけたのも不自然であるのは『射る』と『入る』とでは抑揚もちがふからである。『梓弓引き』といふ方が自然である。流布本で一般に親しまれて居るマチガヒ又は改悪作を原作に復歸せしむるには今回はよい機會で

ある。

本居宣長の『しきしまのやまと心を人間は朝日にほふ山さくら花』は竹の里人正岡子規が『淺薄拙劣』『無下に拙くつらねたる』もの『厭味ある言葉』(『人々に答』其十三)と評したもので、それを有名であるといふだけではなく選定者は子規の言ひ分が首肯せられぬとして之を選んだのであらう。雲井龍雄、西郷隆盛の詩を『淺薄露骨以て詩と稱するに足らず』(子規書簡集)と稱した正岡子規は副島蒼海の詩の特色を認めをる。子規が三條實美の和歌を見たならばと思ふのである。

平田篤胤の

青海原潮の八百重の八十國につぎてひろめよこの正道を

マサミチといふコトバはない、あればマチガヒである。正眼正夢といふマサは『現實に見る』の意味である。マサのマは目のマであつて、坐す、増す、優るのマと同系であらう。このマサを漢語の正と混同し桐の柁といふのである。マサカは『目前時』であつてイマノマサカといふやうに『現實』の意味に用ゐられ、従つて事態切迫の危機の意にも用ゐられ、マサカノトキニハ、マサカサウイフコトハアルマイト用ゐらるゝ。マサシキ、マサナキ、正木マサキ、と用ゐる、マサは『眞實』といふ實體觀念化しつゝある。正哉吾勝勝速日天之忍穂耳命と申しまつるマサカも参照せらるべき語である。『子』は血、乳、

風、道、鈎の子で連繋の意味である。ミチはコトアゲのコトワリではなく現実的であるからミチといふので、マサミチは不必要の重複となるのでマサミチといふコトバは無かつたのである。正道をマサミチと訓むのは、道ダウと道ミチと混同したものである。正邪の正とマサとも同じではない。正は一と止との合字である。正直シャウチキ等は漢語がよく日本語化したものであるが、正道マサミチはいけない。『潮の八百重の八十國に』といふ頭韻序詞もまづいがそれは分析批評せず置かう。イヤツギツギニといふやうに用ゐらるゝので、ツギテヒロメヨはまづいだけでなくマチガヒである。『梅の花咲きて散りなば櫻花つぎて咲くべく』(萬葉集 卷五)といふやうにツギテは人間の意志を現はすよりも自然の順序を現はすのである。ツク、ツグといふツは粘着の意味があるからである。ツギテ、ヒロメヨの二語がシツクリツヅカヌのでマチガヒである。弘道とはいふのであるが日本では道をヒロムルといふことも研究の餘地がある。篤胤にあつてはコトバが情操に融合せられず合理的に理解せられるだけである。道は人の力によつて、その結果として『ひろくなりせまくなる』のである。

西行、景樹等は元來歌のまづい歌人であるから愛國百人一首中に選ばれた彼等の歌のまづくつまらぬことを例示する點に於いて愛國百人一首はその選定者が豫想せざりし選定目的を分化せしめつゝある。現下個人生死國家興亡戦を戦ひつゝ昭和十八年紀元二千六百三年西曆一九四三年を迎ふるに際して『ゆたか』なる心をもつて『たわまぬ』決意を堅め『かしの實のひとつ心』に『火にも水にもいりなむ』と全國民は個人全力を國民總力に結集せねばならぬのである。この際に小倉百人一首より愛國百人一首への

前進は、たゞちに躍進に移つて承諾必謹の臣道規律の下に『神のひらきし』『神代ながらの』シキシマノミチを『ふみわけ』で突撃に移らねばならぬのである。

曇りなきみどりの空を仰ぎても君が八千代をまづ祈るかな 藤原定家

これは愛國百人一首にも入つてをる有名な歌で君が八千代を祈るといふ意志をそのまま直接に表現したものである。『曇りなきみどりの空を仰ぎつゝ君が八千代をたゞいのるかな』と直接的に告白するのとは異なるのである。定家の作では自分の心もちを間接に靜觀反省し之を概括して『曇りなきみどりの空を仰ぎてまづ祈るのは君が代の千代八千代に榮えまさまむことである』といふ意味である。忠孝の意志は現實にその活動態に於いて表現せねば體驗の表現ではないのである。祈る場合に何々をマツ祈り、ツギニ何々を祈るといふその順序を反省するのは祈る心の直接の表現ではない。

宮柱したつ岩根にしき立てゝつゆも曇らぬ日の御影かな 西行法師

『下つ磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りて』といふ大祓詞の『下つ磐根』と『高天原』と對應する雄大なる人生觀は西行の歌には見られぬ。フトシキタテといふがシキタテは變である。フトシキといふからそれが副詞句となるが、シキタテではシク、タツの二語が複合動詞になり一語となつて密着する。『宮柱立てゝ』といつてそのあとがつゝかぬ。これでは『日の御影』が宮柱を立つる主體となる。西行の歌のマチガヒは古語に對する未熟の偏理的解釋に基くマチガヒである。通俗的解釋に従つて天照大御神の御神徳が曇らぬといふのもつゝしみなき態度である。ツユモクモラヌといふことはクモルコト

モアルといふ意味に連続する。『クモラヌ』ではなく『クモリナキ』である。これも愛國百人一首に入つてをる歌で、昔から有名の歌である。

此の如く定家や西行の歌は敷島の道をふみあやまり臣道と一致せぬ作である。敷島の道は不斷の改革を要するのである。

四、三條實美の歌と明治時代の政治家の歌

明治時代から今日まで政治家で歌を作つたのは三條實美以後に山縣有朋であるが、三條實美の歌に比べれば、山縣有朋のは素人の作である。山縣公爵はその詠草に 明治天皇が勅批を賜はつたのであるから、此上もない恩寵を蒙りつゝも歌人としての素養が乏しかつたのか、その歌は不成功に終つて居るのである。

熊谷武至氏の『歌集解題餘談鈔』(『水鏡』連載) 第百八回到山縣有朋公爵の明治三十四年の作二首と三十六年の作一首とに勅批を賜はつたことが記してある。

明治三十五年肥後の大演習に供奉して西南役を想起した山縣公爵の作、

戦ひしあとなほのこる山かけに身にしむばかり筒の音する

たゝかひし面かげうかぶ山河にけぶりなくしてたゞつゝの音

三十六年の觀艦式に供奉しての作、

ふねかざる旗手かすみて大筒の音もしづけき浪の上かな

この三首に勅批を賜はつたのである。勅批を賜はつた通りに添削すると次の如くなる。

戦ひしあとなほのこる山かけにはげしき筒の音をきくかな
たゝかひし面かげうかぶ山河にけぶりはみえぬつゝの音かな
ふねかざりみはたかゞやく海原にうつ大筒の音しづかなり

『身にしむばかり』は間接の知的反省で個我意識の執着感を示すのである。これは『實に身にしみましたよ』といふやうな凡俗感情である。『筒の音する』といへば間接の説明となる。音が『する』と音を『きく』との差別を知らねばならぬ。『けぶり』は見えるもので、『見えぬ』を『なし』といふも同じく抽象概括的で間接の判断である。『ふねかざる』といふ形容句も間接の説明である。此の場合に『かすみて』といへば『て』が時間の経過を示すのであるが、此の場合は時間の経過よりも空間の配列を主眼とする。『波の上』といへば視野が狭められて、見わたす海面よりもその一局部を示すからして観艦式の光景が現はれぬ。勅批の聖旨は深遠で謹解しまつるべくもないのである。いまはたゞ足らはぬ愚考の一端を述べたゞけである。

大和言葉はスナホであらねばならぬ。スナホは素顔、素形、素懐、のと同じでナホは『直』の義でスギ(杉)スチ(筋)スグ(直)の類であり、スナホはありのまゝ、直接的、総合的の意味である。タダシ、

ナホシ、スナホ等は同義であつて、それが精神科學及び藝術的表現の秘訣であり『神ながらの道』である。綜合神意は分析人智を攝取して之に君臨するのである。故に『神ながら』とはスナホに神意勅命に服従し、タダシク法則に準據することである。

山縣有朋の和歌はその思想意志を測度する標準の一つとなる。吉野朝忠臣には歴代立派の和歌があり、賊軍足利氏一黨には殆んど全くそれが無い、といふことは川田順氏の『吉野朝の悲歌』に指摘するところである。眞の詩人は忠臣である、といふことを證明する史實として源實朝の『山は裂け』の一聯三首がシキシマノミチを光照してをる。山縣有朋の『大君の告文のらす聲すなり神の心もうごきそむらむ』(千葉胤明氏『明治天』に就いて評すれば『聲すなり』『神の心もうごきそむらむ』の二句に多大の疑問がある。人の心が神の心に通ふのである。禮拜し、祭祀し、祈願する人の心が目に見えぬ神の心に感應するのである。それ故に、神の心を觀察して記述するやうの態度は、『神祭る昔のてぶり』をわすれたもの、即ち禮拜の態度でなく、註文要求の態度である。『沖邊の方にかちの音すなり』『梓弓なかはすの音すなり』『ますらをの輶の音すなり』のやうに、音スナリは自然の音聲を記述するのである。船出す、手向す、釣す、言あげすといふやうに、言あげをする、釣をするといふは人間行爲の場合で左行變格動詞となる。これに對比して『音す』といふ場合には『す』は十分形式語化せぬので主語述語を具へた一文となる。『音がする』のである。大君の大御聲を『聲』と申上ぐることに疑問がある。また『聲すな

り』は慣用例にも見らるゝ如く、『音すなり』の語感をともなふので『聲すなり』と申上ぐべきではないのである。『聲す』といふ『聲』は『ほととぎす啼く聲』『鶴が聲す』『蟬の聲』といふやうに用ゐ、『をみなへし思へる君が聲のしるけく』『里長が聲』『妹が聲』『渡守船渡せをと呼ぶ聲』といふやうの人倫について聲といふのもそれを自然音として取扱ふか又少くも特に敬意を示さざる場合に用ゐるのである。それ故に『大御言』と申上ぐべきである。『み聲』といはぬのがいけないのである。

『山縣公の意をうけて森鷗外と賀古鶴所が主唱で小出榮・大口鯛二・井上通泰・佐佐木信綱の四人を選者として日本橋濱町の常磐に會を開いた』(上記熊谷氏「歌集解題餘談鈔」)

『歌壇の交流が舊派の側でかうしてはかられた一方、翌四十年三月觀潮樓歌會が鷗外によつて開かれ、參商の如く相隔たれる新詩社と根岸派の人々との會同がなされた』(同上)

『去年の夏頃ある雑誌に短歌の事を論じて鐵幹子規と並記し兩者同一趣味なるかの如くいへり。吾以爲らく兩者の短歌全く標準を異にす、鐵幹是ならば子規非なり、子規是ならば鐵幹非なり、鐵幹と子規とは並稱すべきものに非ずと。乃ち書を鐵幹に贈つて互に歌壇の敵となり我は明星所載の短歌を評せん事を約す。蓋し兩者を混じて同一趣味の如く思へる者の爲に妄を辨ぜんとなり』(正岡子規明治三十四年一月二十五日「墨汁一滴」)

大正時代の反國體思想流行の禍根となつた臣道感覺の麻痺は以上學術的説明を加へた通りでまことに残念であつた。

山縣有朋は大正十一年デモクラ・マルクス思想氾濫時代に八十五歳の高齢を以て薨去した。

西郷隆盛が『勝安房守如き人物は只今天下において上等の人に可有之處、却て氣違の様に幕人は申居候由』(慶應二年二月十八日)といつて居るところの勝海舟の談話筆記『氷川清話』を讀むと西郷南洲に對しては勝海舟は絶對的に信頼しその人格に感服してをる。西郷隆盛は島津齊彬に對して忠義を盡したるのみならず、薩長兩藩の提携に際しても、また従つて勤皇の志士の間立つても、それ故に三條實美との關係に於いても調和的包容的態度を取り、純情と熱血とを傾けて活躍したのである。社寺に對して祈願する習俗的禮拜を行つたのみならず、書簡にも『合掌』の文字を用ゐてをる。

しかしながら南洲の『大學講義』『孟子講義』を讀むと、そこには『天理』と『人欲』とが對立せしめられて天理といふ實體があるかに説かれてをる。人欲の葛藤を綜合すればその波瀾消長が天理である。この人欲天理の二者は背反して相容れないものではないのである。南洲のやうに純情の人格であれば人欲を去つて天理に隨ふといふことも出来るのであるが一般普通人にとつては六ヶしいのである。西郷隆盛は敵として戰つた長藩とも提携したのであるからもとより偏狭の人ではない。また國內で争鬭すると

いふことは彼の勤皇愛國心が許さなかつたのであらうが、その學問はむしろその天稟の素質を覆蔽するものがあつたのではないかと思ふのである。

『吾疾ニ臥シテ偶一奇説ヲ得タリ。但其得失ニ於テハ吾亦不知ナリ。夫天下ハ治ル者ト思フ可ラス、亂ル者ト思フベシ。亂ルニ隨ヒシタガツテ治ム其間ニ一起一伏彼我艱苦磨勵途ニ一治ニ歸ス、是眞治ナリ。今ノ治ヲ語ルモノ大概苟安糊塗ナリ。豈撥亂反正ヲ謀ルニ足ンヤ。吾ガ此説ヲ爲スモノハ敢テ亂ヲ好ムニ非ズ、數百年太平餘習姑息ノ弊政ヲ除テ天下萬民ヲシテ永ク富嶽ノ安ニ置ク所以ノモノ如此ナラズンバ成ベカラズト思ヘバ也。願ハ識者ヲ俟テ其失ヲ訂サン事ヲ。庚午暮春朔誌 霞關迂生』(三條實美) (公年譜)

これは明治三年三月一日に實美の撰した『偶言一則』である。明治二年十二月三日木戸孝允大久保利通を御前に召し、三條實美勅意を述べて二人を歸藩せしめて毛利敬親島津久光及び西郷隆盛を召し政府基礎確定の策を成さしめむとす。維新草創の際往年の志士も志滿ち氣驕るものあり、相互嫉視反目するものあり、明治二年四月六日岩倉具視に贈つた三條實美の書簡に

『聖上御機嫌能被_レ爲_レ涉奉_ニ恐賀_一候。扱當地形勢東下之後見聞仕候處、内外實以不_ニ容易_一之情態に而殆ど瓦解之色相顯れ、此體に而は不日大壞亂にも可_レ至、誠以危急存亡之狀と唯々焦思苦慮仕浩嘆に不堪候。萬御諒察可_レ給候。定而御聞も可_レ有_レ之、外國人へ途中馬車行遇之混雜數度に及候より遂に

絶_ニ交際_一之場合に相迫、英佛等之憤怒不_ニ一方_一事に而此度は實に彌縫も難_レ仕事情に有_レ之、且又内にしては政府五官一として一致協力規律法度被_ニ相立_一處無_レ之、各疑惑を懷き其職を擔當して任するの氣無く、瓦解土崩難_レ保之情態なり。右之如くに内外之憂患眼前に迫り、四方人心舊政府を慕ふの心彌相生じ、新政府之失體を輕侮之勢にて恐_レ多事ながら、朝廷の威權は已に地に墜、皇風不_レ振其危果卵之如く、嗚呼其責誰にか在る。實臣子之罪、我輩死すとも餘罪あり。實に尊公木戸大久保之東下を冀望する事一日千秋之思に有_レ之、中々以當今之形勢筆端之盡す所に非ず、唯々尊公急速東下共に戮力神州之危顛を扶持せん事を千祈萬禱候而已。仍取急拜啓如此候也』

を讀み『我輩死すとも餘罪あり』と謝罪告白する謙抑臣道感に當時の情勢と實美の胸中とが想察せらるるのである。版籍奉還から廢藩置縣に至る間の混亂紛糾を思ひ、此間にあつて各藩に於ける主從關係と國體上の君臣關係との錯綜も考へねばならぬ。

西郷隆盛の島津齊彬及び其一族に對する忠誠感情は純粹熱烈のものであつて、又その薩長間朝幕間の融和を謀る寛宏深切の態度も景慕すべきであるが、三條實美の直接 皇室に對し奉る純忠感情とはその間に差別があるのである。それはその間に直ちに優劣を附すべきものではなく種別を認むべきものであらう。藩内に於ける主從關係と國體に基く君臣關係と父子夫婦間の親和關係とは各別に考察してそれを國體に基く君臣關係、本來の臣道に歸趨せしむべきである。また此の父子夫婦友人主從關係の親和友信感情と基本君臣關係とは相互背反するものでもなく二者擇一的に相互反撥するものでもなく、それが君

臣關係に綜合抱納せらるべきものである。實美の全心情を占據するものは宸襟を安んじまつらむとする忠誠意志である。南洲の純情の優勢要素は島津家に殉ぜむとする感恩感情であらう。此の南洲の純情は皇室に對し奉る忠誠感情に發展したのであるが、それが半生經歷の餘効をとどめて居る點に於いて、之を實美の純忠意志と比較すればその間に優劣の差ではなくとも種別の差をとどめて居るべきであらう。これは實美と南洲との相互間に相互補足的に『相信』じて居つたところであつて、實美が『西郷進退ニ付而ハ不容易儀ト心配仕候儀ニ御座候』(明治六年十月十五日)といひ、西郷隆盛は黒田清綱に語つて、『吾輩滿腹の赤心を披瀝して堂々の論陣を張つた時には列席の諸公黙して一語がなかつた。中に只三條公のみは應答をして繰返して反問をされた。敬服するに足る豪傑である』(黒田清綱子談『南洲』)とも言つて居る。『千萬の民の力を集むる』ことが忠義の實内容であり、臣民は常に衆庶であり萬民であり、萬人が萬種の素質と境遇とその力能とを以て奉公すべきであるから、臣民間の感情も意志も行爲もその力能もその千差萬別の種別を認むべきで、その間に優劣を分つよりも協力を志すべきである。

大久保利通が島津久光と西郷隆盛との出京を促すため歸藩するに際して發表した『妄議』に『傍觀シテ在職ノ人ヲ是非スルニ止ル豈憂國ノ至心トイフベケンヤ』といふのは正しい意見であるが、その憂國意志が『皇國數百年名義衰頹武門權ヲ掌握シ朝廷虚器ヲ擁シ天下ノ道廢スル事久シ徳川氏二百有餘年朝府ヲ開テ治ヲ保トイヘドモ君臣ノ大義ヲ失ヒ紀綱日ニ弛ミ其衰ルニ從ヒ外患隙ヲ親ヒ強暴ヲ以壓制セラレ和親條約取結ビシ以來其輕侮ヲ受失體ノ條々不尠内地人心乖戾離叛興敗存亡ノ秋ニ至リ一二ノ強藩

大義上ニ起リ天下ノ魁首ト成朝廷ノ軟弱ヲ補助シ奉リ密ニ勤王無二ノ忠誠ヲ奏聞アルニヨリ恐多モ幼弱ノ至尊兩三ノ縉紳家爲ニ憤發アリテ丁卯冬復古ノ業ヲ始ラレシナリ』(『妄議』)といふのは眼前表面の勢力をのみ觀察したものである。『君臣ノ大義』は機構形式の名義ではなく、歴代皇室の國體防護萬民愛憐の大御心ををさめさせ給ふ臣民の義勇奉公心である。強藩の奮起が主帥者ではない。この點に就いて徳富蘇峰は『孝明天皇和歌御會記及御年譜』(昭和十四年出版)の序文で『然るに維新史を研究する人々は元勳とか何とか言つて、臣下の働きを彼此申すが、此の運動の中心とならせられた、孝明天皇に感謝し奉ることのないのを甚だ遺憾と思ふのである』(『感謝する』といふのは別の)』(コトハを選びたいと思ふ)

現實的政治家としては空論より實行、實行には實力が必要で、政黨政治家が議會の『多數』を、または戦力増強の『物量』を目標とするのは正しいのであるが、『物量』を生産製作加工組織するのも、『多數』を忠義奉公せしむるのも精神であることを遺忘したのでは、それでは主客本末の顛倒となるのである。こゝに吉田松陰の尊皇論が考察せらるゝのである。松陰は古朝廷の雄略偉度をしのびまつるのである。利通が『版圖奉還ヲ願者モ薩長及土肥也而天下列藩慣之也』といふは正しいのであるが『況乎今日カノ強弱ヲ計ルニ……威力アル者ハ薩長也』(『妄議』)といふに至つては、大義名分を遺忘したものといはなければならぬ。これは大久保利通の研究修養が足りなかつたことにも因るであらう。朝鮮問題も公議に訴へて、今日のコトバで科學的思想的討議を盡して決定しようとしたのが、三條實美の『公議』論である。大久保は、此の點では、その思想の深さに於いて、淺慮短見であつたと思はるゝので

ある。西郷隆盛が藤田東湖に面會して『彼宅へ差越申候と清水に浴候鹽梅にて心中一點の雲霞なく唯清淨なる心に相成歸路をわすれ候次第に御座候』(安政元年七月二十九日原典右衛門權兵衛宛書簡)といひ又同書簡中で『愈江戸風の浮氣には相當不_レ申候に付夫丈は御安心可_レ被_レ下候。一緒に參候人々の内品川へ足踏不_レ致は一人にて御座候』(同上)ともあり、その純情はその素行の純潔と表裏してをる。世嗣虎壽丸の急逝についで齊彬の病氣ときいて、『只身の置處を不_レ知候。只今致方無_レ御座目黒の不動へ參詣致命に替て祈願をこらし晝夜祈入事に御座候。』(安政元年八月二日福島矢三太宛書簡)といふ次第で人情とか信義とかいふ點では南洲は實に立派なものである。幕府が長州再征伐に當つて募發をしたのを『其上人情不_レ可_レ忍の募發をいたし、始終下手が先廻に相成候次第可_レ笑事に御座候。右様可酷の手廻が先達候故筑前は崩立居候に付、五郷邊へ手を掛候策有_レ之間敷ものとも不_レ被_レ思候に付、一隊か二隊かは警衛として御差出不_レ相成候ては宜敷は有_レ御座之間敷、若し哉欺謀を以捕取候ては御國(薩州)の信義に相拘事候間不_レ容易二場合に御座候。譬右の策有_レ之候共御國元より御人數被_レ差出候へば決して手出し相成申間敷事と奉_レ存候。筑前の情實奈良原幸五郎より得と承候處中々六ヶ敷勢ひにて候得ば此機會を以俗論を挫候場も可_レ有_レ之と奉_レ存候付得と御吟味の上此圖を不_レ拔の御計策奉_レ願候。いづれ此度の一舉にて公卿方の儀如何様とか捌可_レ申候付決して長い事には有_レ御座之間敷候。御人數被_レ差出儀に御座候は、儲成人不_レ被_レ差出候ては相濟申間敷儀と奉_レ存候』(慶應元年八月二十八日日大久保一藏宛書簡)といつて居る。

藤田東湖はその『東湖歌話』で『異本山家集』にある

何事のおはしますかはしらねどもかたじけなきに涙こぼるゝ

を、『とよみしは又はるかによのつねの心言葉にこえぬるものにてめでたしといはんもおろかなり』と評してをる。それにつけて更に『これによりおもふに歌にもあれ詩にもあれなまじひにその事をならべつらねんよりは其心を言葉の外にのこさむにはしかじ、たとへば櫻のかたかくともまことの木にさきたるが如く花をも葉をものこすまじと思ひ、龍の頭尾のさまよりいろこあやまでものせんとおもふはなしえがたきのみにあらず、たとひなしえたりとも誰かはこれをもてはやすべき』と論じてをる。

東湖の長岡是容に與へた長歌の反歌に、

梓弓矢たけこゝろをふりおこし引かへさなむ磯城島の道

と詠んだ此の志は成就せられなかつたのである。西行の『何事のおはしますかは』の歌は普通には鑑賞者が自己の思想を以て理想化してをるので、その眞價は、明治十三年の御巡幸に扈從した宮内省文學掛池原香榊の『美登毛廻敷』に、

『何がし法師のなにごとのおはしますかはなどおぼめきいふたぐひにあらず。物しらぬるなかもここにまうでくればおのづからぬかづかるゝぞあやしきや』

といつて居るオボメキイフタグヒであつて、不確實にハツキリセヌ言ひ方は決して餘韻餘情のあるものではないのである。ナニゴトノオハシマスカハシラネドモではなく、實際に『世の外なる境にてももの

かく尊げなることいふばかりなし』である。

ナニゴトノアルノカワカラヌガ、カタジケナクテ涙ガコボル、といふのは間接的、知的反省作用である。ナニユエトモナク涙コボル、といふならば簡單であるが、シラネドモといふのは感情を捨て、理智に轉向した態度である。涙の由來を反省し分析するといふのが切實でなく餘裕がありヨソヨソしいのである。

安政元年十二月十一日曉三條實萬は徳川齊昭と會見した夢を見たのを後に筆記して安政三年九月十七日書簡を添へて水戸藩家臣鷹司政所の附人たる石河幹忠に贈つたのである。それは、

『假皇居にて御前より被_レ退……其後廊下へ出る所ふと水戸前中納言萌木狩衣 體なり 出逢……申懸……返答なき内夢さめ云々』

と記録せられてある。水戸家の忠義については、長くも『明治天皇御集』に、

櫻

花ぐはしさくらもあれどこのやどの代々のこゝろをわれはとひけり

右明治八年四月四日從四位徳川昭武の邸に行幸ありて五月五日下し賜へる

と拜するのであつて、水戸家また藤田東湖等の忠誠心はいまさらにも言ふまでもなくそれが吉田松陰を以てめ勤皇志士を教化したのであるが、シキシマノミチは水戸家と因縁深き契沖の研究にをさめられて居る。

て水戸では發展しなかつたと見るべきであらう。

三條實美等諸卿の長州筑前諸居時代には近江の淺見綱齋の『靖獻遺言』、水戸の會澤正志齋の『新論』等が論講せられて居つた。各自折にふれて歌は詠んだが特に歌の研究は行はれなかつたやうである。三條實美の和歌は父實萬から受けつがれた公卿の修養藝能の一つで根柢の深いものであつたのである。

三條實萬歌集『梨のほつえ』の巻頭に『寄道祝』二首が寫眞版となつて掲げられてある。其の説明に、『仁孝天皇文政三年庚辰正月十五日公は十九歳の弱齡を以て和歌勅點を賜ふの命を拜し翌十六日詠草伺始の御題は「寄道祝」にて下覽を一條忠良關白に仰出さる

從來勅題を賜ふものは親王攝家其他受傳人の子孫に限り公家祖先以來未だ曾てあらざる所なれば誠に光榮の極なり 十六日公は左の誓狀を上りたり

詠歌 辱賜

勅點候上蒙_レ仰候條々慎守候而後不_レ可_レ口外_二候。最此道永遂_二習練_二可_レ染心_二候。於_二違背_二者可_レ蒙_二大小神祇殊兩神罰_二候。謹而所_レ獻_二誓狀_二如_レ此。右よろしく御ひろう候

文政三年正月十六日

勾當掌侍どのくし

寄道祝

いやましにさかへさかふる敷島のすぐなる道をあふぐかしこさ
 此ときにあふぞかしこしいまも猶いやさかへ行言のはの道

シキシマノミチをシキシマノスグナルミチといふのは正道をマサミチと訓むのと比較して日本語の語脈から逸脱しては居らぬのである。『榮ゆ』を『榮ふ』と活用したのは『當時の公卿の用法』である。『ぞ』の係を『かしこき』と結ばず、『かしこし』と結んだのは係結法といふものはどちらでもよいと思ふのである。これらの點は今詳しく論ぜぬことにする。『言の葉の道』は思想法であり論理學であり、また人生觀であり、日本の言の葉の道がシキシマノミチである。此の二首は調子もしつかりして居り、内容も堂々として居る。第二首は第二句で文が切れ一首二文の特例であるが、第三句で切れて居るのよりも調子が強い。第三句切の一首二文の歌は異常の場合の外は避くべきである。それらの専門的のことからは各の場合に少しづつ論じて、前後照應せしめまた補足せしめようと志すのである。『梨のほつえ』五百九十一首中雜の部から引用する。

山

よろづ代も大宮どころうごきなきかためとなれる四方の山やま

磯 浪

ぬれつゝや磯菜つむらむあまの子が袂にすそになみかゝる見ゆ

崖 苔

川ぎしのいはねにおふるさがりごけ波の玉藻と見えまがひけり

松 延 齡

契り置きて松の十かへりいくかへり花さく世にもあはむとすらむ

舟

浦風のわくるあしまにほの見えて波にたゆたふあまのつりぶね

海 上 舟

沖つ風しづかなるらむわたつ海の波路をゆたにふねわたる見ゆ

おもふこと

もろともに夜はのさ衣たちかさねうらなくなれむ事をのみこそ

旅 行

夏ぐさの露わけごろもはるばると野ゆき山ゆきいくかへにけむ
 たびねせむ宿もありやとみわたせば野路の行衛はたゞ山にして

東海旅次詠草

賤が屋に生ふる草の名わきかねてとへばさだかに菖蒲とぞいふ

述 懐

とにかくにおもふこゝろは國の爲名のためならぬ我としらなむ

さまざまに思ひ出ては悔ゆれどもかひなき事をいかにかはせむ
十九日に泉涌寺へ詣でける道にて

人をめす君のみこゑのいまも猶きこゆるばかりおもほゆるかな
日をふとも月をこゆともなかなかに歎のみこそいやまさりけれ
安政六年正月四日托駁河守送遣少將(實許)

わが上は露もいとほおほかたの人にかげじとおもひたちしか
都をばおもひはなれていでしこそなかなか君をおもふなりけれ
天の戸のあくるひかりを待ちつゝや田づらのいほに鳥のなくらむ
みやこべの春はけふしもいかならむ淀のかすみの立ちぞへだつる
同年三月十八日思ふこと侍りて

いかなればかゝる春にも逢ぬらむ花さけりとも知らですぎぬる
同年三月十九日頃日蛙聲殊繁
春の田をかへすがへすも思ひいでて世をなげきつゝ蛙もやなく
同年五月五日端午之節於此居如平日一所勞不快之間在寢牀少將以書札申送
たらちねのゆく末遠きためしには長きあやめの根をや引かまし 返歌

子をおもふ澤べのたづのけふは猶あやめの長きちぎりをぞしる

神 祇

しきしまの大和もろ人ひたすらにあふがざらめや神のめぐみを

祝

君が代を八百よろづ代といはふこそ青人ぐさのこゝろなりけれ

寄世祝

天地とともにつきせぬきみが代は神代のまゝのちぎりなりけり

寄神祝

神のますたかつの山のみづがきのひさにさかへむしきしまの道
ひさかたの天つ神よりよさしますみづほの國はさかへざらめや

以上二十六首の歌は始めの二首をも加へてすべて簡素純朴調子がゆたかであつたりして落ちついで、朗々誦すべく、實に堂々たるものである。しかも其の思想は眞摯沈痛である。御代の榮えをことほぐ心には同時に險難なる臣道實踐の責務遂行感が溢れて居る。

此の實萬・實美のシキシマノミチ傳統と水戸の漢學思想とを對照する時こゝに吉田松陰とシキシマノミチとの關係が顯著になるのである。松陰の『坐獄日録』に『吾幼にして漢籍にのみ浸淫して尊き皇國の事には甚だ疎ければ事々に恥思ふも多けれど』と告白して居る。それは同時にシキシマノミチに

接觸したことの告白である。

藤田東湖の弘道館記述義に、

『……至於佛法西來。則不然。其爲教。先奉三寶者。曰佛。曰法。曰僧。皆蠻夷之物。非神州所固有。於是斯道不_レ得_レ不_レ設_レ名以分_レ於彼。現勢然也。故或稱_レ神道書紀用明紀。神道字面。始見於此。或稱_レ古道皇極紀。或稱_レ上古聖王之迹孝德紀。皆所以以分_レ於異邦之教。後之談_レ古者。不_レ知_レ徵_レ於其實。而徒求_レ於名。名不_レ可_レ見。則曰。上世未_レ嘗有_レ道。特不_レ知_レ道之純一。乃所以無_レ名也。……我公夙潛_レ心於古典。其於道之原本。默識意會。乃一筆斷_レ之曰。天地之大經。而生民不_レ可_レ須臾離_レ者。嗚呼亦至矣』とあり、古神道に觸れむとして居るが、それは吉田松陰によつて始めて實現せられたのである。また弘道館記に『恭惟。上古神聖。立_レ極垂_レ統』とあるを述義して書紀古事記に論及するあたり、また述義にある『昔者孔子信而好_レ古』等の語に接して松陰は日本古典の研究を始めたのであらう。弘道館記に國體の尊嚴を説く、其の現實威力内容を松陰は祈年祭祝詞に見らるゝ古神聖の雄略偉度に求めたのであらう。(松陰安政六年四月十日。安政六年五月十三日土屋蕭海に與へた書簡で『松下村塾記早々御評定至願に御座候』といふと同時に『古事記傳の事御頼仕候』といつて居る。)

吉田松陰の幽囚録に佐久間象山について『余師_レ事平象山。深服_レ其持論。每_レ事取_レ決。象山亦善視。常勸_レ曰。士不_レ貴_レ無_レ過。改_レ過爲_レ貴。善改_レ過固爲_レ貴。善償_レ過尤爲_レ貴。國家多事之際。能爲_レ難_レ爲_レ之事。能立_レ難_レ立_レ之功。償_レ過之_レ大者也』といひ米國に對して『神州之東。爲_レ米利堅。東北爲_レ加摸察

加。爲_レ陝都加。神州之所_レ以爲_レ深患_レ大害。話_レ聖東也。魯西亞也。而魯西亞之國都。在_レ海外萬里極西北之地。其於_レ謀_レ神州。勢甚不_レ便。然其東邊與_レ我隔_レ一水_レ耳。且近乘_レ火輪船_レ展來議_レ界。求_レ締交。安得_レ謂_レ之遠_レ乎。其無事至_レ于今日_レ者。其地雖_レ近。以_レ荒寒不_レ毛。兵寡艦少_レ耳。近聞。加摸察加陝都如。稍備_レ艦置_レ兵。隱然爲_レ大鎮。若使_レ其兵足_レ艦具。其禍固不_レ旋踵_レ矣。而吾未_レ得_レ其要領_レ焉。不_レ可_レ不_レ察也。話_レ聖東則在_レ米利堅洲中_レ最張。漸蠶_レ食_レ比隣。列_レ諸會盟。而其地在_レ其洲之東邊。與_レ我相隔。遠_レ於魯西亞』と論じ『萬國之環_レ繞_レ我』の勢を論じ、文書の記載にのみならず俊才を海外に派遣して實地視察せしむべしといふのである。而して歴代の史實を摘録列擧して祈年祭祝詞の『皇神の見はるかします四方の國は。天の壁立つ極み。國の退き立つ限り。青雲のたなびく極み。白雲のおりる向伏す限り。青海原は棹舵干さず。舟の艫の至り留る極み。大海原に舟滿ちつゞけて。陸より往く道は荷緒ゆひ堅めて。磐根木根ふみさくみて。馬の爪至りとゞまる極み。長路ひまなく立ち續けて。狭き國は廣く。峻しき國は平らけく。遠き國は八十綱掛けて引寄することごとく……』を引用し『右大寶令延喜式所_レ載。摘_レ錄數條。亦足以窺_レ古朝廷_レ之雄略偉度。若善參_レ諸今事_レ自有_レ知_レ其得失_レ矣』といつて『日本武尊皇子也。神功者皇后也。而率_レ師遠征如_レ此。然則古之所_レ以盛強_レ可_レ知也』といふ。日本武尊はシキシマノミチの道のしをりと仰ぎまつり、神功皇后は神まつる昔のでぶりの道のしをりとあふぎまつるのである。此の神祭る神ながらの道は『神のひらきし』シキシマノミチと連絡するのである。

此のシキシマノミチはスサノヲノミコト、日本武尊の御歌より歴代 天皇の御製と源實朝、宗良親王、

田安宗武、三條實美の和歌、竹の里人正岡子規の歌論等にまもられ今日に及んでをるのである。ことにシキシマノミチの血脈に史的研究を試みようとするのである。

五、三條實美の思想源泉(一)——シキシマノミチの血脈

八雲立つ出雲八重垣妻ごみに八重垣つくるその八重垣を

これはスサノヲノミコト高天原より神やらひにやはれ給ひ、出雲國の肥河上に至り櫛名田比賣を湯津爪櫛に取りなして御美豆良にさし、八俣速呂智を切りはふり、草那藝之大刀を得て天照大御神に白し上げ給ひ、宮作るべきところを求ぎ給ひ須賀の地に須賀宮を作らせ給ふ時、そこより雲立ちのほりければ、御歌よみし給ひし御歌である。

イザナギノミコト三柱の貴子を生み給ひ、アマテラスオホミカミは高天原を知らせと事依し給ひ、ツクヨミノミコトには夜之食國を知らせと事依し給ひ、タケハヤスサノヲノミコトには海原を知らせと事依し給ひ、おのおのも命のまに／＼知しめす中に、ハヤスサノヲノミコトは依し給へる國を知らさずして八拳須胸前に至るまで啼き伊佐知給ひ、其の泣き給ふさまは、青山を枯山なす泣き枯し、海河ことごとに泣乾し、荒ぶる神の音なり、さ蠅なす皆わき、萬の妖ことごとくに發りたりければ、イザナギノオホミカミ其故を問ひ給へば、一は妣國根之堅州國にまからむと思ふが故に哭くとまうし給ふ。イザナギノオホミカミいたく怒らして汝は此國にはな住みそと詔り給ひて、神やらひにやらひ給ふ。こゝにハ

ヤササノヲノミコトはアマテラスオホミカミに白して罷りなむとまうして天に参上ります時に、山川とごとくに動き、國土皆ゆりたれば、アマテラスオホミカミ武装せさせ給ひ伊都之男建踏建びて待ち問ひ給ふ。ハヤササノヲノミコト異心なしと申し給ひ、各宇氣比而子生まむと申し給ひ、天安河の中に置きて宇氣比而御子生み給ひ、我心あかきが故に我が生める子手弱女を得つ、此により申さば、自ら我勝ちぬといひて、勝佐備にあしきわざ止まらず、アマテラスオホミカミ天石屋戸にこもらせ給ふ。アマテラスオホミカミ天石屋戸にさしこもり給へば、高天原皆暗く、葦原中國悉闇く、常夜往くに、萬の神のおとなひ狹蠅なす皆わき萬の妖ことごとにおこりたれば、八百萬天安之河原に神集ひ集ひて、高天原動みて、八百萬神共にわらひ給ふ如きよろこびをらぐあそびのいなみをなすをみそなはさむと、アマテラスオホミカミ出でまし給ひ、高天原も葦原中國も照り明りたり。こゝに八百萬の神共にはかりてハヤササノヲノミコトを神夜良比に夜良比給へば、やはられて出雲國の肥河上に至り給ひ、こゝにて『八雲立つ』の御歌よみし給ふのである。この御歌の故に和歌を『八雲の道』といひ『八雲御抄』の御撰となり、また『出雲の神』の俗説ともなつたのである。

暴風雨の如き動作とそのための追放と號泣との生活のうちに、十拳の劔をふるひ賊を討ちて草那藝劔を得たまひ、ツマゴミニヤヘガキツクラセ給ふ。此の明暗交代起伏動亂の生命律動がシキシマノミチの原始のシラベである。

此のササノヲノミコトの御子オホクニヌシノカミ(又名、ナホナムヂノカミ、アシハラシコヲノカミ、ヤチホコノカミ、ウツシクニタマノカミ)は高志國の沼河比賣と贈答の御歌をよませ給ひ、また嫡后須勢理比賣命と贈答の御歌をよませ給ふに、沼河比賣が『未だ戸を開かずて内より歌ひ』給ひ、八千矛神『出雲より倭國に上りまさむとしてよそひし立たす時、片御手は御馬の鞍にかけ、片御足は其鎧に踏入れて歌ひ』給ひ、須勢理比賣命は『大御酒つきを取らして立依り指擧げて歌ひ』給ひし劇的動作はその微妙の歌詞とともに未來の綜合劇詩の大和言葉の高きしらべの展開を豫告するのである。

景行天皇御子小稚命は其性格たけくましますを畏みまして熊曾を征伐せしめ給ふに、熊曾建を討ち給ひしによりて倭建命と申しまつる。還り上ります時出雲建を討ち給ひて参上りかへりごと申し給ふ。天皇また頻きて東方の征伐を詔りし給ふ。日本武尊詔を承り罷出でます時に伊勢の大御神宮にまゐりをろがみまつり、姨倭比賣命に申しまつるに『天皇既所以思吾死乎』スメラミコトハハヤクアレヲ死ネトヤオモホスラムと患泣きまかります時、倭比賣命草那藝劔と御囊とを賜ひて、急の事あらばこの囊の口を解けとのり給ふ。

尾張に美夜受比賣と還り上りたらむ時に婚さむとちぎりおきて東國にいでまし給ひ、相武國の國造の日本武尊を許りまつりて野中に誘ひまつりてその野に火をつけたる時、倭比賣命のたまへる囊の口を

解き給へば火打あり、御刀をもて草を刈撥ひ、火打をもて火を打ち出で向火をつけて焼きそけて還りいでまし、それより走水海を渡り給ふ時、波立ちて御船たゆたひ御船進まず、こゝにキヤキヤキヤ后弟橋比賣命、『あれは御子にかはりて海に入りなむ。御子はまけの政とげてかへりごと白し給ふべし』と申して海に入りなむとする時、菅疊八重、皮疊八重、繩疊八重を波の上にしき給ひて其上に下りませば、あら波自ら和ぎて御船進み給ふに、后弟橋比賣命歌ひ給はく、

さねさし 相模の小野に 燃ゆる火の 火中に立ちて 問ひし君はも

そこより足柄の坂本に白鹿を打ち給ひ、其坂に立ちて『あづまはや』とのり給ひ、そこより甲斐に出で酒折宮にましまし、

新治筑波をすぎて幾夜かねつる

とよませ給へば、御火焼の老人御歌を續きて、

かゝなべて夜には九夜日には十日を

と歌ふ。そこより信濃の坂神を言向け、尾張國に還來まして、さきにちぎりおかし、美夜受比賣のもとに入り給ふ。大御食たてまつる時、美夜受比賣大御酒盞をさゝげてもてたてまつる。その時意須比之オノ欄にさはりのものつきたるを見そなはし、

久方の 天の香久山 利鎌に さ渡るくひ ひはぼそ たわやかひなを 巻か

むとは あれはすれども さねむとは あれは思へど ながけせる おすひの

すそに 月立ちにけり

美夜受比賣御歌に答へて、

高光る 日の御子 安見し、 吾大君 あらたまの 年が來經れば あらたま

の 月は來經ゆく うべなうべな 君まちがたに わが衣せる おすひのすそ

に 月立たなむよ

そのみはかしの草那藝劍を美夜受比賣のもとに置いて、伊吹の山の神をとりいでますとき、この山の神は徒手にたゞに取りてむとのり給ひて其山にのぼります時、白猪にあへるにその大きき牛の如くなり。言擧してのり給はく、この猪は其神の使者にこそあらめいま取らずとも還らむ時に取りてむとのり給ひて上ります時に、白猪となれる神大水雨ふらせて倭建命を打惑はしまつる。日本武尊『吾心つねは空よりも翔り行かむとおもひつるに、今吾足え歩まず、當藝斯の形になれり』とぞのたまひ、御杖をつかしてやゝに歩ませ給ふ。尾津前の一つ松のもとに到りませる時、さきに御食の時そこに忘らしたりし御刀、失せずてなほありければ、

尾張に たゞに向へる 尾津の崎なる 一つ松吾兄を 一つ松 人にありせば

太刀はけましを 衣きせましを 一つ松吾兄を

と歌ひ給ひ、そこより三重村を経て能煩野に到りませる時、國しぬばして歌ひ給ふ。

大和は 國のまほろば たゝなづく 青桓山こもれる 大和しうるはし

また

命の 全けむ人は たゞみこも へぐりの山の くまかしが葉を うすにさせ
その子

また

はしけやし 吾家の方よ 雲居立ち來も

此の時み病にはかになり、み歌よみし給ふ。

少女の 床のべに わがおきし 劔の太刀 その太刀はや
と歌ひてかむあがりましたのである。

少女の床のべに置きし劔の太刀をしぬびつゝ神あがりまし、日本武尊は、八尋白千鳥になりて天に翔り濱に向ひて飛び行き、海鹽に入り給ひ、磯に飛び居給ひ、その國より飛翔り行き河内國志幾にとまります。そこに御陵を作りて白鳥御陵といふ。しかれどもそこより更に天に翔り飛び行きましたのである。

八尋白千鳥となりて天がけりまし、靈は、草那藝劔の靈とシキシマノミチの直路につながせ給ひ、いしき精神の悲劇的運命を暴風雨の怒號のうちに進展せしめ給ふのである。

男女思慕の愛情と戦闘武器としての刀劔とはシキシマノミチに於ける伴侶である。國力は國民の義務遂行の成果であり、御稜威は臣民奉公の結實をすべをさめ給ふに成り出づるのである。それ故に臣民を統治せさせ給ふ。天皇の國と民との安からむ世を祈らせ給ふ大御心には臣民の思慮を超えたる御いたづきを拜察せねばならぬのである。イツクシミの大御心は『宸襟を惱まし給ふ』といひ『宸襟を休め奉る』といひ傳へしコトバにも仰ぎまつるべきである。シキシマノミチは偉大なる精神の悲しき運命、それは臣民がその義務を盡す『戦死』にきはまる生涯の記録であり、それが御稜威にをさめられて御製となり、現しく臣民の夢幻泡影の生を永生へ連絡せしめ給ふ。それが日本精神の血脈をつなぐシキシマノミチである。

神武天皇のウチテシヤマムまたイマウタバヨラシとよみまし、軍歌の大御歌は、アシハラノシゲコキ
ヲヤニスガダタミイヤサヤシキテワガフタリネシの抒情の大御歌と表裏につながり、また伊須氣余理比
賣命の賞藝志美々命の謀略を患苦ひましてよみまして御子等に知らせ給ふ歌、

佐葦川よ 雲たちわたり 畝火山 木葉さやぎぬ 風吹かむとす

また

畝火山 晝は雲と居 タされば 風吹かむとぞ 木葉さやげる

と歌ひ給ひたる、また崇神天皇の御代、大毘古命、高志の國に罷りいます時、腰裳けせる少女、山代の

弊羅坂に立ちて、『後つ戸よ』行き違ひ 前つ戸よ』行き違ひ 親がはく知らにと』と歌ひて陰謀を知らしめつゝ、そは何といふ言ぞと問ひ給ふに『吾もの言はず、唯歌をこそ歌ひつれ』と答へて行方も見えす忽ち失せにしといふは、すべてやすむひまなき防護のタタカヒの用意を告ぐるウタである。また品陀和氣命に御祖息長帯日賣命待酒をかみて獻り給ふ時の御歌、また建内宿禰の御子にかはりて答へまつりし酒樂の歌のあるのはシキシマノミチが現實生活に密着し實人生そのものゝ複雑と變化とを有する故である。

應神天皇の御代 宮船枯野の朽ちたるを薪と爲して鹽を焼かしめ給ふに燒盡きざる餘盡あるを奇しみて獻り、天皇異しと思ほして琴に作らしめ給へば、其音さやけて遠くきこえければ、御歌よみまし、『掻き弾くや 由良の戸の 戸中の海岩に 振立つ なづの木やさや／＼』とよみまし、音樂についての大御歌は『天詔琴』(古事記大國)の傳説ともにも音樂の世界をシキシマノミチに開發するのである。仁徳天皇の吉備の黒比賣を戀ひ給ひてよみまし、大御歌、黒日賣のたてまつれる歌、また 天皇と八田若郎女と皇后との間に起りたる複雑の事件と精微の感情とを歌ひ給へる大御歌の數々、また 天皇と速總別王、女鳥王との間に起りたる悲劇は、速總別王の、

梯立の 倉梯山を さがしみと 岩掻きかねて 吾手取らすも
また

梯立の 倉梯山は さがしけど 妹とし登れば 嶮しくも有らず

にその境遇の悲劇は内心の歡喜の断面を示すのである。

雄略天皇の刑罰を特赦せさせ給ふにつきての數々の御製にはいつくしみの大御心をしのびまつるのである。シキシマノミチは御製を中心として承詔必謹の臣道規律ともにも開展して日本民族の生活を窮深盡奥して大海の潮流の如く天地にひろがりひゞきつゝそのシラベをかなづるのである。

シキシマノミチはカミノヒラキシミチであり、コトノハノマコトノミチであり、カムナガラノミチである。即ち『直接經驗の學』である。直接經驗の『學』は『道』であり、コトバであり、コトノハノミチであり、シキシマノミチである。此のコトノハノマコトノミチとは事と言との一致であり、内容ある理念であるからそれは論理ともにも鍊成を要求する。即ち論理的認識に實内容あらしむる實感的體驗を要求するのである。此の『現實的なるもの』は此の如く體驗に攝取せらるゝ思惟活動ともにも生成實存するのである。思惟はコトバによつて行はれコトバともにも人間世界の事實である。それは所謂物心一如の世界ではなく物を總攝する心の世界の事實であり、天壤無窮の永生である。此の世に各人がその分擔義務を盡してその身をその屬する社會國家にさいぐるとき、その個體の生が全體の永生につながり、その交通連絡の歩調と波動とがシキシマノミチのシラベとなり和歌によみいでしめらるゝのである。

イザナギノミコトがアレハミコウミウミテ ウミノハテニ三柱ノウヅノミコヲエツトノリタマヒテ 其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而 アマテラスオホミカミニ賜ヒテ詔リタマハク ナガミコトハ高

天原ヲ知ラセト コトヨサシタマヒシといふ、此の玉緒もゆらにとりゆらかしまし、「緩舒の日間」とそこに成り出づる永久生命のシラベが此世の不可思議であり、御稜威への参道であり、アメツチモウゴカストイフコトノハノマコトノミチである。

聖徳太子の御生涯と御事業にあふぎまつる日本文化の最高峰より、承久の大亂を豫感せしめらるゝ陰惨時代の源實朝の歌にシキシマノミチの深妙の湧泉を尋ねて建武中興明治維新を経て大正昭和の大御代に至る現實的不可思議の脈絡を追はうとするのである。シキシマノミチの任務は國際情勢の變轉に處すべきで無疲倦不斷防護戰鬪意志を把持するモノノフノミチと一致し、悲哀と歡喜と、また實に生死興亡の現世に孤聳超出、臨戰無畏怖の堅信を以て一向直進する時、神のまもりを見出すであらう。確信なき故に用ゐらるゝ謀略の時代は過ぎ去りつゝある。カミノモリはカミノココロニカナフ行爲者の上にあるべきである。

六、三條實美の思想源泉(二)——源實朝の生活雰囲気

『斯の如き言語を有するものに對しては天地の靈が直接に談話を試み、人が人に向つてなす如くにその心を披き示す』——フイヒテ

『來よ神聖なる靈、汝創造のみたま、こゝに訪ねよすべての人を！』——ゲエテ

これは一九一四年九月二十二日バイロイトでハウストン・ステワート・チェンバレンが書いた『獨逸語』に就いての書翰文(故大津康譯)中の引用句である。

此のチェンバレンは有名のリヒャルト・ワグナーの女婿であり、日本の『國語學』に貢献したチェンバレンの弟であり、有名の『十九世紀の基礎』の著者である。彼はポウツマスに生れ十五歳にして英國を去り、獨逸に於いて獨逸語と獨逸思想家とに親近したのである。

『獨逸人の敗北が若しあるとしても、それは勝利の延期とより外には考へられない』とは此の『獨逸語』に就いての書翰文の中でチェンバレンの言つた言葉であつて、これは今日に於いて正しい豫言となつたのである。チェンバレンは一八五五年生れ一九二七年に死し、ゲエテ、カント、ワグナーに就いての研究著述をなし、彼が豫言者としての學者であつたことはヒットラーと文通したことによつて證せられた

のである。

フイヒテの文の難解に就いては此のチェンバレンすらもフイヒテの『獨逸國民に告ぐ』の第四講『獨逸人と自餘の日耳曼民族との主要なる相違點』に就いての講演を『時々繰返し読んで常に大に教へられる』といふに附け加へて『フイヒテの文章は——余は打明けていふ——往々にして難解であつて、大抵は一氣に讀み下すことは出来ない』といふ、此の難解の講演を日本語に譯したのは、數人が試みて達成し得ざりし難事業を成し遂げたのは故大津康氏であつた。

『詩與ニ政治ニ相昇降也』と副島蒼海先生のいはれたのは『天下の治亂と和歌の興廢ともに運をひとしうすと見えたり』といひ更に『詩は唐虞に起り、歌は神代にはじまる、久近はるかにへだたれり』といふ契沖の言葉によつて詳解せらるべきである。

鹿菅渡氏の『劇詩葦原醜男』の正しい日本語を獨譯したのも此の大津康氏であつた。自分は鎌倉で實朝と因縁深き壽福寺に間借りして居つた大津氏を訪問して、つれだつて海濱院ホテルの食堂でゆふげをとつた時、火酒キユンメルの小盃を飲み残した友人の運命と實朝の運命とを連想せしめられ、彼が『隨順』の信を内心に開發したのは其の悲運であつたことを深思せしめらるゝのである。彼は留學中途に病を得て歸朝し實朝の墓に近く新築した住宅で逝去したのもくしき因縁であつた。

記紀の歌謡、祝詞等に其の純粹日本語の面影を残したところのものは決して未發達の原始日本語ではない。萬葉集は全體としては世間で一般に考へられて居るやうに本來のヤマトコトバのマガタをとゞめ

て居るものではなく、其の研究は地下に水脈を探る如き方法を用ゐねばならぬのである。

十七條憲法の『承諾必謹。君則天之。臣則地之』の國體原理は蘇我氏の僧濫『民政』意志によつて覆蔽せられ、たとへば藤原基經、北條義時、足利高氏から『東照神君』につらなる僧濫『民政』意志は時代の傀儡としての濱口雄幸等の思想意志に脈絡して今日に及んだのである。

此の間にあつて隨順の臣道は惟神の道に従ふ忠義意志としてシキシマノミチをふみわけつゝ道速振神の心に通ふ現身ウツミの人の心のマコトを表現しつゝ、明治の大御代に至り皇政復古シキシマノミチが復興せられて、こゝに始めて天地大小の神祇三世十方の諸佛禮拜の時代は過ぎ去りて『天人之際』をわきまへざりしナガスネヒコの系圖につながる『民政』意志は現代史上のデモクラシイ意志ともいへば覆蔽せられたのである。此のシキシマノミチ開展史上に於ける金槐和歌集の研究は實朝の生活環境の研究から用意せらるべきである。實朝が賴朝の二男として生れた頃(建久三年八月九日)は佛教の日本國民宗教化の前階次としての他力念佛宗が發達し、源空の撰撰本願念佛集の撰せられたのは實朝七歳の建久九年である。本居宣長の神ながらの道論も物のあはれ論も此の念佛宗の感化と不可分であることは別に論述しよう。

翌正治元年一月十一日征夷大將軍正二位源賴朝は落馬が原因で病氣出家つゝいて薨去したのである。此の出家入道といふことは精神生活に入るといふことであり、今日でいへば精神科學研究者となることである。西行の出家に就いては悪左府賴長の臺記に『自俗時入心於佛道。家富年若心無欲。遂以遁世。人嘆美之也』といふのが最も要領を得てをるのである。出家入道だけではシキシマノミチに入

することはできぬのである。當時の出家は人生問題解決方法としての處世術であつた。頼朝も鎌倉へ廻つて來た西行に弓馬事、相承兵法また和歌のことをたづねたのであつた。當時シキシマノミチ興隆の兆は著るしく、建仁元年七月和歌所を置かせ給ひ、藤原良經、僧慈圓、藤原俊成、藤原定家、藤原家隆外五人を寄人と爲し、ついで鴨長明外三人を寄人とし給うたのである。

頼朝の薨去ともにも右近衛少將源頼家を左近衛中將と爲し、勅して故征夷大將軍頼朝の遺跡を繼がしめ給うたのであるが、頼家が征夷大將軍に補せられたのは建仁二年七月であつた。

頼朝の建久元年二月二十二日の『進上 帥中納言殿』の請書には『背君御誼候はむ者をば家人にて候とていかでか不被行其罪哉。頼朝身上にて候とても不當候はむ時は御勘當も可蒙事にてこそ候へ。まして家人輩事不及左右候事也』といつたやうに、頼朝にあつては君臣の大義も辨へられ忠義感情も保持せられたのである。しかしながら、靜女が『よしの山みねのしら雪ふみ分けていりにし人のあとぞ戀しき』とうたひ、『左衛門尉祐經鼓。畠山次郎重忠銅拍子』の鶴岡八幡宮廻廊の『舞曲』は、文治二年七月二十九日『靜産出男子』の悲惨事と照應せしめられねばならぬのである。

『其子若爲女子者。早可給母。於爲男子。今雖在襁褓内。爭不怖畏長將來哉。未熟時斷命條可宜之由治定』嬰兒を安達新三郎をして由比浦に捨てしめたのである。『新三郎御使欲請取彼赤子。靜敢不出之。纏衣抱臥。叫喚及數刻之間。安達頻譴責。禪師殊恐申。押取赤子與御使』といふ次第である。此の事實を愁嘆し靜に同情した政子も、其子頼家は自分にとつては權力の競争者と

しての敵手となつたのである。この間に入つて『甘い汁を吸つた』のは北條義時であつた。また頼朝の遺臣であつた畠山重忠、梶原景時、和田義盛等もつき／＼に北條氏の陰謀のために相互争闘殺傷せしめられ、頼家も其子一幡も公曉もすべて北條氏のユダヤ的陰謀の犠牲となり、また子無き三代將軍實朝は同じ運命の最後の一人として、イツクシミのヤマトゴコロに此の人生の悲劇をヲサメテこれをシキシマハミチの不朽のしらべに歌ひあげたのである。

われらは祖先の生活記録(本篇の引用文は出所を示さず)をよむ時に、そこに見出さるゝ雰圍氣には祭祀せられざる怨靈が充滿し、自己中心現世利益の祈願と、追善供養の修法との交錯を見るのである。この修法は唯物論に基く殘忍性の緩和手段であつた。

殘忍行爲者頼朝の『鍾愛殊甚』しかりし愛子と生れた二男實朝は、生れつき病氣勝であり、成年後には不養生殊に宿醉のためと思はるゝ病氣が多かつたやうである。實朝の父頼朝は當麻太郎が其寢所の床の下にかくれて居る『氣』を感じてひそかに人々を召し集めたやうに敏感をもつてをり、また有名の曾我十郎祐成同五郎時致の敵討の時も『五郎者差御前奔參、將軍家取御劍、欲令向之給、而左近將監能直奉抑留之』といふやうに敏捷で勇氣もあり實戰に堪ふる實力もあつたのである。『又祐成時致最後送書狀於母之許、文被召出之處、幼稚以來欲度父敵之旨趣悉書載之、將軍拭御感涙覽之、永可被納文庫云々』とあり、曾我十郎祐成妾大磯遊女虎が亡夫の三七日を迎へて宮根山別當行實坊に於いて佛事を修し、和字諷誦文を捧げ、祐成が最後に與へし葦毛馬を施物として、出家して信濃善光

寺に赴くのを、『時年十九歳也。見聞縑素莫不拭悲涙云々』と記録してをる。

建久六年二月十三日『將軍家自鎌倉御上洛、御臺所并男女御息等同以進發給、是南都東大寺供養之間、依可有御結縁也、畠山次郎重忠候前陣云云』とあるから、四歳の實朝も同行したのであらうか、どうか。同四月十五日の條に『今日將軍家令參石清水給、若公御同車云々』とある。建久六年六月二十四日『將軍家御參内、若公織物同參給、給衣同參給、依令申關東御下向暇給也』とある。

賴朝の女兒は病弱で、建久八年八月長女大姫死し、正治元年六月三十日『姫君三幡遷化御年十四尼御臺所御嘆息、諸人傷嗟不遑記之』尼御臺所は所謂尼將軍で女傑であつた。また賴朝は晩年度々齒痛に悩んだのである。

元久元年七月十八日賴家修禪寺にて北條義時のために殺されし頃、十四日から實朝は痼病にかゝり二十三日に平癒したといふのである。此の間に坊門前大納言信清の女が實朝の御臺所として下向の用意がとゞのへられてをつたのである。十一月三日には『將軍家聊御不例』、九日に『將軍家御不例平癒之後、有御沐浴之儀』とあり、十二月十日『御臺所御下着云々』

實朝は壽福寺等で談法文、鎌倉中心に諸堂順禮、また各所に舟をうかべて和歌御會、船中管絃、また瓶蹴鞠、聖德太子御影供養、聖德太子十七條憲法進覽、孝經貞觀政要讀合等が、その精神生活の標註であつた。定家との文通、また定家の萬葉集の進獻のことは餘りに有名である。元久二年九月二日内藤兵

衛尉朝親京都より下着、新古今和歌集を持參したのである。これは三月十六日選進四月奏覽、まだ竟宴も行はれず、披露之儀も無きも『而將軍家令好和語給之上、故右大將軍御詠、被撰入之由就聞食、頻雖有御覽之志、態不_レ及_レ被尋申、而朝親適屬定家朝臣、嗜當道、即列此集作者、讀人之間、廻計略可書進之由被仰含之處、依朝雅重忠等事、都鄙不_レ靜之故、于今遲引云々』とある。

病氣勝の實朝は承元二年二月三日疱瘡にかゝり『將軍家御疱瘡頗令惱心神給、依之近國御家人群參』とある。二十九日平癒沐浴とあるが、それから度々病氣して居る。それから建暦元年二月二十二日鶴岡に參拜するまで三年間『依令憚御瘡瘡之跡給無御出』とあるから痘痕を憚つて閉居してをる間に特に和歌を修行したのであらう。此の間に承元二年五月二十九日御臺所の侍兵衛尉清綱が昨日京都より下着、その相傳物の『古今和歌集一部、左金吾基俊令書之由申之、先達筆跡也可謂末代重寶、殊有御感』とある。承元三年七月五日『將軍家依御夢想、被奉二十首御詠歌於住吉社、内藤右馬允知親好士也定家朝臣門弟爲御使、以此次、去建永元年御初學之御歌撰三十首、爲合點被遣定家朝臣也』とあり、八月十三日『知親自京都歸參、所被遣于京極中將定家朝臣之御歌、加合點返進、又獻詠歌口傳一卷、是六義風體事、内々依被尋仰也』とある。定家の門人知朝親が歌道の使者となつたのである。

建暦元年六月二日には、『將軍家俄御不例、頗有御火急之氣、仍戊刻、於御所南庭被行屬星祭、泰貞奉仕之、武州帶御撫物并御衣、令向其所』三日には『寅刻、御不例御減、御夢想之告嚴重云

云、是偏去夜祭驗之由、御信仰之間、以宮内兵衛尉公氏爲御使、被遣御馬一疋於秦貞也」とある。建暦元年十月十三日『鴨社氏人菊大夫長明入道法名蓮胤依雅經朝臣之學、此間下向、奉謁將軍家及度々、而今日當幕下將軍御忌月、參彼法華堂念誦讀經之間、懷舊之淚相催、注一首和歌於堂柱』『草も木もなびきし秋の霜消てむなしき苔をはらふ山風』とある。

同二年二月二十八日相模河橋が數ヶ所朽損したのを修理すべしといふことで、義村、相州、廣元、善信等で群議して、建久九年重成法師が此橋を新造し、供養の日に賴朝が之に臨み歸途落馬し、程なく薨去し、重成法師も殃に逢つたから、『旁非吉事、今更強雖不有再興、何事之有哉之趣一同之旨、申御前之處、仰云故將軍薨御者、執武家權柄二十年、令極官位給後御事也、重成法師者、依己之不義蒙天譴歟、全非橋建立之過、此上一切不可稱不吉、有彼橋、爲二所御參詣要路、無民庶往反之煩其利非一、不顛倒以前、早可加修理之旨被仰出云々』とある。これは實朝文弱暗主説を打破する史實として大森金五郎氏の『國史讀本』にも引用せられたのであるが、今日實朝を文弱の『暗主』と見るやうの文武の語義差別に偏執し文は非武で武は非文であるとする如きものはないのであるが、此の記事の中『極官位』といふことに就いての古今を通じて一貫する個人及び社會心理としての現世の名利と史的生命との關係を注意すべきであらう。

賴朝東大寺供養のため、建久六年二月十四日鎌倉出發上洛し、三月十三日『將軍家御參大佛殿、爰

陳和卿爲宋朝來客、應和州巧匠、凡厥拜廡舍那佛之修飾、殆可謂毗首羯磨之再誕。誠匪直人歟、仍將軍以重源上人爲中使、爲值遇結緣、令招和卿給之處、國敵對治之時、多斷人命、罪業深重也、不レ及謁之由固辭再三、將軍抑感涙、奥州征伐之時、以下所着給之甲冑并鞍馬三疋金銀等、被贈和卿』とあるに對比して、建保四年五月八日の條に『陳和卿參着、是造東大寺大佛宋人也、彼等供養之日、右大將家結緣給之次、可被遂對面之由頻以雖被命、和卿云、貴客者多令斷人命給之間、罪業惟重、奉值遇有、其憚云々、仍遂謁不申、而於當將軍家一者權化之再誕也、爲拜恩願企參上之由申之、即被點筑後左衛門尉朝重之宅、爲和卿旅宿、先令廣元朝臣問子細給』とある。又藤原兼實の日記『玉葉』の建久六年四月一日の條に『賴朝卿送馬二疋、甚乏少、爲之如何』とあると對比すると面白う。

『十五日、召和卿於御所、有御對面、和卿三及奉拜、頗涕泣、將軍家憚其禮之處、和卿申云、貴客者、昔爲宋朝醫王山長老、于時吾列其門弟云々、此事去建暦元年六月三日丑刻將軍家御寢之際、高僧一人入御夢之中、奉告此趣、而御夢想事、敢以不被出御詞之處、及六ヶ年、忽以符合和卿申狀、仍御信仰之外無他事云々』とある。陳和卿も變人の一種ではあらうが自身の歸國のため唐船を作る計略があつたとも斷ぜられぬのであるが、多少の作爲が無いとはいへぬであらう。すべては『共是凡夫耳』の人間の所爲である。

建曆二年九月二日筑後前司頼時去夜京都より下向し、此便宜によつて定家より消息并和歌文書等を進ぜられしものを今日御所へ持参とあり、建保元年二月二日の條に『昵近祇候人中、撰藝能之輩被結番之問所番各當番日者、不_レ去學問所令_レ參候、而面々隨時御要、又悟和漢古事可_レ語申之由云云、武州被_レ奉_レ行之云々』とある。

和田新兵衛尉朝盛は學問所當番の一人であり實朝の寵愛を蒙り、等輩も遠慮して居つたのであるが、和田義盛が其の希望の用ゐられざるを恨みて謀反心を懷き幕府へ近づかず、朝盛も父祖一黨に引きすられて夙夜の長番を抛つて蟄居し、其の暇に淨遍僧都について出離生死之要道を學び、讀經念佛を勤行して漸く發心を催し、建保元年四月十四日素懷を遂げようとして幕府へ暇乞に行く。それを『今夕已欲_レ遂_レ素懷、存_レ年來餘波_レ參_レ御所、于_レ時將軍家對_レ朗月、於_レ南面有_レ和歌御會、女房數輩候_レ其砌、朝盛參進獻_レ秀逸之間、御感及_レ再往、又陳_レ日來不_レ事子細、公私互散_レ蒙霧、快然之餘、縮_レ載數ヶ所地頭職於_レ一紙、直給_レ御下文、月及_レ午、朝盛退出、不_レ能_レ歸_レ宅、到_レ蓮淨房草庵、忽_レ除_レ髮號_レ實阿彌陀佛、即差_レ京都進發、郎等二人、小舍人童一人、共以出家云々』といふのは劇詩の一場である。朝盛は文事に堪能であるばかりでなく『是朝盛者殊精兵也、依_レ時軍勢之棟梁、義盛強惜_レ之』とある。朝盛は父祖に従つて主君實朝に弓を引くべくもなく、また將軍の味方となつて父祖を敵とすべくもなく出家上洛したのであるが、義盛は怒つてつれ戻すべく、四郎左衛門尉義直をして鞭を揚げて之を急追せしめたのである。十七日朝盛遁世の事を聞き實朝は『御戀慕無_レ他念、以_レ刑部丞忠季訪_レ父祖別淚給云々』とある。

十八日義直朝盛入道を相具して駿河國手越驛より馳せ歸り、『仍義盛遂_レ對面、暫_レ敢_レ稱_レ憤云々、又乍_レ着_レ黑衣參_レ幕府、依_レ有_レ恩喚_レ也』とある。

同二十日の條に『於_レ南京十五大寺供_レ養衆僧、有_レ非_レ入_レ施行_レ之由、將軍家年來御素願也、今日被_レ仰_レ京畿内御家人等云々、廣元朝臣奉_レ行之云々』とある。『非_レ入_レ施行』は仁慈の所爲である。義盛の謀反も實朝を恨むのでなく『相州所爲傍若無_レ人之間』と告白してをる。五月二日に和田義盛北條義時を滅さむとして擧兵、幕府を圍みたりしも遂に討死し、朝盛は常盛等六人ともに『遁_レ戰場_レ逐_レ電』とあるが、また戦死者交名中に和田新兵衛入道とあるから遂に討死したであらう。また此外に北條時政妻牧氏の實朝を暗殺して其婿平賀朝雅を將軍たらしめようとした陰謀等は『われてくだけて裂けて散る』波の如き動亂悲苦の人生に於いて精神生活はコトノハノミチに客觀的所依を求めたのである。その内心の欲求は慈悲心である。建保元年九月十九日畠山重忠の末子阿闍梨重慶が日光山に籠り浪人を集めて祈誓肝膽を碎くといふ注進があり、實朝は長沼五郎宗政をして之を生虜せよと命じたのである。同二十一日は武藏守、修理亮、出雲守、三浦左衛門尉、結城左衛門尉、内藤右馬允等携_レ歌道_レ輩を供奉せしめて火取澤邊を逍遙してをる。二十六日下野に行つた宗政は重慶の首を持参したので、實朝は之に對して仲兼朝臣を以て曰はしめたのである。『重忠本無_レ過而蒙_レ誅、其末子法師、縱雖_レ挿_レ隱謀_レ有_レ何事_レ哉、隨而任_レ被_レ仰_レ下之旨、先令_レ生_レ虜其身_レ具_レ參_レ之、就_レ犯_レ否_レ左右_レ可_レ其沙汰_レ之處、加_レ戮_レ誅_レ楚忽_レ之儀、爲_レ罪業因_レ之由、太御歎息云々、仍宗政蒙_レ御氣色、而宗政怒_レ眼、盟_レ仲兼朝臣云、件法師者、叛逆之企無_レ其疑、又生

虜條雖_レ在_ニ掌内_一、直令_レ具_ニ參之_一者、就_ニ諸女姓比丘尼等申狀_一、定有_ニ宥沙汰_一之由、兼以推量之間、遊
 梟罪之_一、被_レ備_ニ奇怪_一之條如何、於_ニ向後_一有_ニ如_レ此事_一者、雖_レ抽_ニ忠節_一誰不_ニ驕奢_一乎、是將軍家御不可
 也、凡右大將軍家御時、可_レ厚_ニ恩賞_一之趣、頻以雖_レ有_ニ嚴命_一、宗政不_ニ諾申_一、只望_レ給_ニ御引目_一、於_ニ海道
 十五ヶ國中_一、可_レ糺_ニ行民間無禮_一之由令_レ啓之間、被_レ重_ニ武備_一之故、忝給_ニ一御引目_一、之令_レ爲_ニ蓬屋重寶_一、
 當代以_ニ音鞠_一爲_レ業、武藝似_レ廢、以_ニ女姓_一爲_レ宗、勇士如_レ無_レ之、又沒收之地者、不_レ被_レ充_ニ勳功_一之族、
 多以賜_ニ青女等_一、所謂、榛谷四郎重朝遺跡給_ニ五條局_一、以_ニ中山四郎重政跡_一賜_ニ下總局_一云々、此外過言不_レ
 可_ニ勝計_一、仲兼不_レ及_ニ一言_一起_レ座、宗政又退出』とある。『武藝似廢』は守成時代の流弊である。

建保元年十一月二十三日定家が『相傳私本萬葉集一部』を獻じたのが到着したのを廣元が持参した。
 『御賞翫無_レ他、重寶何物過_レ之乎由有_レ仰云々』また定家年來の愁訴にかゝる伊勢國の領地の地頭の非法
 新儀を停止したのである。

建保元年八月十八日の條に『霽、子刻、將軍家出_ニ御南面_一、于_レ時燈消人定、悄然無_レ音、只月色菴思
 傷_レ心計也、御歌數首有_ニ御獨吟_一、又_ニ丑刻_一、如_レ夢而青女一人奔_ニ融前庭_一、頻雖_レ令_レ問_レ之給、遂以不_ニ名
 調_一、而漸至_ニ門外_一之程、俄有_ニ光物_一、頗如_ニ松明光_一、以_ニ宿直者_一召_ニ陰陽少允親職_一、親職倒_レ衣奔參、直
 被_レ仰_ニ事次第_一、仍勘申云、非_ニ殊變_一云々、然而於_ニ南庭_一被_レ行_ニ招魂祭_一、今夜所_ニ着給_一之御衣賜_ニ親職_一
 とある。大日本史に承久記を引いて此の『青女』を『公曉』であつたといつてをるが、公曉は十九歳
 で北條氏の傀儡となつて實朝を暗殺し自分も直ちに討たれたので承久記により此時十九歳であつたとす

れば、『青女』幽靈の事件は其十三歳の時である。しかしながらこの幽靈は公曉の假裝ではなく實際に
 於いて幽靈であつたらうかとも思ふ。

建保四年十一月二十四日實朝は醫王山を參拜するために渡唐しようとして陳和卿に唐船の修造を命
 じ、扈從六十餘輩を定め、朝光之を奉行す。相州奥州中止すべく諫めしも用ゐず。造船沙汰に及ぶ。同
 五年四月十七日『宋人陳和卿造_ニ畢唐船_一、今日召_ニ數百輩疋夫諸御家人_一、擬_レ浮_ニ彼船於_一由比浦、即有_ニ御
 出_一、右京兆監臨給、信濃守行光爲_ニ今日行事_一、隨_ニ和卿之訓說_一、諸人盡_ニ筋力_一、而曳_レ之、自_ニ午刻_一至_ニ申刻
 斜_一、然而此所之爲_ニ體_一、唐船非_ニ可_一出入_ニ之海浦_一間、不_レ能_ニ浮出_一、仍還御、彼船徒朽_ニ損于_一砂頭云々』
 承久元年正月二十七日、『霽、入_レ夜雪降_ニ二尺餘_一、今日右大將軍爲_ニ拜賀_一、御_ニ參鶴岡八幡宮_一、酉刻御出_一、
 かくて夜陰神拜事終つて退出の時公曉に刺されたのである。御家人百餘輩哀傷に堪へず出家した。實朝
 の横死は北條氏の陰謀策略によるものであつたことは吾妻鏡の記事を根據として一般史家の一致する判
 断である。賴朝實朝の『忠義』感情は惟神の大道につながる正直であり、北條氏の『凶逆』陰謀は智巧
 萬能の奸詐である。

神意勅命隨順の臣道こそ人間生活を規律するタダシキミチである。それは『共是凡夫』の陥るべき唯
 物論の迷蒙から悲劇をまねくことがあつても遂には此の唯物論を超出して内心の感激、思想の世界、意
 志の脈絡に生命を託するに至るのである。此の意味に於いてこれは理想主義イデアリスムスである。そ

これは功利主義の貪欲よりも内心に満足を得むとするのである。此の時に天地大小の神祇三世十方の諸佛は個人内心の感激に總攝せられ、個我意識は實人生に密着する切實感によつて宇宙生命に没入し、神意勅命に歸依隨順するのである。ここに思惟に先行する生命とその現實生活態を表現するシキシマノミチは忠義の臣道であり、愛憐の人情であり、解脱の宗教である。

心の心をよめる

神といひ佛といふも世の中の人のこゝろのほかのものかは

懺悔歌

塔をくみ堂を造るも人なげき懺悔にまさる功德やはある

道のほとり幼なき童の母を尋ねて……

いとほしや見るに涙もとゞまらず親もなき子の母を尋ぬる

慈悲の心を

物いはぬ四方のけだものすらだにもあはれなるかなや親の子を思ふ

太上天皇御書下預時歌

大君の勅をかしこみちゞわくにこゝろはわくとも人にいはめやも

山は裂け海はあせなむ世なりとも君に二心わがあらめやも

ひむがしの國に吾が居れば朝日さすはこやの山の陰となりなき

此の如き見地から此の金槐集の七首を味はむとするのである。また『出家』する餘裕もない緊迫した責務生活の不可抗力は此の世をもまた自我をも振盪する情意の波瀾のうちに没入せしむるのである。

無常を

かくてのみありてはかなき世の中をうしとやいはむ哀れとやいはむ

現とも夢とも知らぬ世にしあれば有りとしてありと頼むべき身か

この無常觀、哀憐心、忠義感情は北條義時等の『民政』意志の譎詐惡逆行爲と對照せらるべきである。シキシマノミチは忠節臣道の實内容であり、人間の至情こそ國體原理・君臣關係の動因であることはこゝに首肯せらるゝであらう。承久の大亂に至極した此の譎詐惡逆意志は、今日その活動範圍を擴大してデモクラ・マルクス主義として米英をその割據基地として毎日反日抗日意志が祖國日本の無窮生命に向つてタタカヒを挑みつゝある時、勝利は常に生命の側にあるべきことは、タタカヒは常に生命のタカヒ即ち生死興亡のタタカヒであり、生命を支ふるものは生命であるからである。

この生命の行くべき道を進み行くとき、戦死者の靈は後續隊列の戦友の生命につながりつゝ進むのである。シキシマノミチを進みつゝたふれたる實朝の靈は人間の至情にみちびかるゝが故に不朽生命の序列に入ることを實證する金槐和歌集を研究せむとする學術的態度及び方法は、世界現勢に於ける祖國日本の臨戰態勢そのものと一致して毫末の歪みなかるべきである。精神科學は人生への關心に於いて研究するのである。それ故に精神科學に於いての研究對象は常に人生そのものであり、人生は不斷無常の變

化進展であるからして、それは政治経済行爲であり、国防軍備であり、自立防護戦争である。それはまた藝術的表現及び鑑賞であり、宗教的禮拜儀式である。

和歌集研究が時事評論と區別せられざるべきは此故である。川田順氏の『吉野朝の悲歌』の研究が日支事變のさ中になされ、『皇軍今日の忠勇と延元・正平の官軍が忍苦と、一にして二でない。草莽の一詞人敢へて筆を呵して當年を偲び奉る所以である』といひ、『亡父川田龜江は楠氏の忠烈を欽慕し楠氏考等の著述及び論文を遺した。……貧弱極まる此の小著をも亡父の靈はみそなはずに相違ない』といふ正しい研究態度は、異本校合等の文献學的豫備作業に躊躇してをる現代の國文學界及び國文學者に模範例の一つとして提示したい。『作歌』を外にして和歌シキシマノミチを研究しようとする如きは、所謂和歌を『科學する』誤謬に陥つたものであらう。

精神科學は、國運と平行すべきものであり、國運の内容は實際に於いては精神科學に外ならぬのである。概念的認識に生命を與ふる、即ち學術教化を國家總力戰態勢そのものたらしめむとする作業の一つである、この和歌研究は。

吾妻鏡建曆二年二月一日の條に『一日、戊寅、將軍家以和田新兵衛尉朝盛爲御使、被送清梅花一枝於鹽谷兵衛尉朝業、此間仰云、不名滿、誰にかみせむと許云て、不聞御返事可歸參云々、朝盛不違御旨、即走參、朝業追奉一首和歌』

うれしさもにほひも袖にあまりけりわがためをれるうめのはつ花(1)

此の朝業は實朝の横死に際して『……已下御家人百餘輩、不堪薨御之哀傷、遂出家也』の百餘輩の一人である。信生法師は此の朝業である。

『信生法師日記』に『元仁二年二月二十九日鎌倉につきて三月四日より二位殿(二位尼政子)の御持佛堂やうけて(不明)別時の念佛するほどにはるさめのどかなる夕ぐれ……』といふ條に、

春雨のすぎぬるよゝを思ひをればのきにこたふる玉水のおと(2)

といふ一首がある。『のきにこたふる』を『のきにきこゆる』とすればよい歌である。ハルサメノスギヌル世々ヲ思ヒヲレバといふシラベはすぐれてをる。ハルサメノスギヌルはハルサメノフリヌルとでもいふべきところを無造作にスギヌルとよんだであらう。スギヌルヨ、ヲオモヒヲレバは實感がともなつてをる。

同日記をしらべて見る。『月の夜御はかに通夜し侍るに御おもかけは只今もむかひたてまつりたる心地して……』といふ條に釋尊の入滅を説き、『我師入滅即我入滅ともかなしび』といひ、また『抑かたじけなく天枝帝葉のちりよりいで、兵馬甲のみちをつたへ給ふことは、おもふにむまれてよゝに成ぬるなかに、ひろくもろこしのふみをならひその道をみたまへかし。ありがたかるべきぞかし。彼張良は兵法のふみをならひてはかりごとを帷幄のうちにくぐらしき。まこと漢才をもて和才をやはらぐるごとわりをもしり給へるなるべし。中にも大和ことのはは、そかみちさとおこりき。君となり臣となる契り世々にふかしといひながら、ことにわすれがたきは花郭公月雪の折々の御なさけなり。あまねきまじはり、

冬の雪よりもつもりにしものをや。

ことのはのなさをしのお露までもいづれの草のかけにみるらむ』(3)
といふあたり、和漢の學問、またコトノハノミチが君臣關係の生活規律の下に直接經驗に密着し、そこに生成する精神生活を充實せしめたのであらう。

また、『むさしのにおりゐて馬に草かふとて』と詞書して、

むさしのの野をなつかしみわか草の草のゆかりに一夜ねぬべし(4)

また、『いるま川の宿にて書き付け侍る』と詞書して、

家をいでてまことの道にいるま河ながるゝ水のこゝろともがな(5)

また、『おもひしりがほなるものから、深くおどろく心のもよほさぬのみこそかなしく侍れ』と詞書して、

常ならぬよを夢とのみみるゝもさてもおどろくことのなきかな(6)

また『大臣殿におくれたてまつりしときは人々皆々出家し侍りき。今はいかゞは侍るべきとおもひて』と詞書して、

此度はいかなる道にまよはましさきのわかれに家は出でにき(7)

また、『修行のたよりに故郷にまはりまうで侍ればかくれ侍りし者の十三年に今年あたり侍るよしを子どもなどの申すをきゝ侍るに、いかでわが身のいまゝでなき數にもれたらむと思ふあはれにて』

につけて、

わかれちに露の命の消えやらでとを三年の秋にあひぬる(8)

と詠める前後八首の歌について見るに、『十三年』トヲトミトセといふのもこの場合稚拙のところが却つて概念を規定する思想内容を活動せしめてをる。『出家』を『家は出でにき』といふも信生法師へのかへしに蓮生法師が『われこそさきに家を出でしか』(續千載集)とよんでをるとともに同じく生々しい直接經驗に密着してをる。『人々皆々』といふのも同じく事實への連絡が密接である。『さてもおどろくこと』といふのも實感がコトバを規定してをる。『いるま河流るゝ水の心』とよみ『わか草の草のゆかり』とよみ、コトバのしらべはココロのひらくるまゝに本歌取掛詞序詞の技巧を超出して惟神の道に進まうとしてをる。

コトノハハナサケといふコトバは注意せしめらるゝ。コトノハノミチといふ自覺の發達があとづけらるゝのである。コトニワスレガタキの一句には君臣主従關係もさることながら生活經驗に密接して抽象概括の間隙もなき深切なる感激がしのばるゝのである。それが實朝の歌の表現内容と連絡するのである。またヤマトコトノハハソノミチサトオコリキといふのも京都に於ける専門歌人の知的態度に比して和歌が武士の情意生活に密着してをるさまがしのばしめらるゝ。

『本歌取』といふことは、その作者の歌がつまりらぬ歌である場合には、たゞ模倣となり、または剽竊となるのであるが、それがまことの歌人の場合には、コトバの生命威力によつて古人と今人と、心がつな

がり、祖先の心と子孫の心とがつながり、こゝに神人交通の儀禮が行はるゝのである。古今集以下の歌は竹の里人正岡子規のいふ如くツマラヌ歌のみであるといひ得るのであるが、それらの歌の中にまじりて傳へらるゝヤマトコトバは後の世に、その人を得て悠久傳統のイノチをヨミガヘラシムルのである。流れてはいもせの山の中に落つる吉野の川のよしや世の中

(古今集・題しらず・よみ人知らず)

さとみこがみ湯たてさゝのそよ／＼に靡き起き伏しよしや世の中(金槐集・神祇)
これを日本書記顯宗天皇記(即位前紀)にある、

いなむしろ河ぞひ柳水ゆけば靡き起き立ちよしや世の中

また長かれども 明治天皇御集の明治四十二年、述懐と題させ給ひてよませ給ひし、

かたしとて思ひたゆまばなにごともなることあらじ人のよの中

また御集明治三十七年、折にふれてと題させ給ひて、

いかならむ事にあひてもたわまぬはわがしきしまの大和だましひ

とつゞけて拜誦しまつる時、脈々不斷の生命、神人交通のミチが現前するとかしこみまつるのである。

現在の戦争は『人生觀のタタカヒ』である。『人生觀』は『世』または『代』といふコトバのイノチにをさめらるゝ。ヨといふコトバは『君が代』のヨである。ヨとは過現未の三世を感覺し憶念すること

である。即ち現しく永久生命を實感することである。今われらは生死興亡の歴史的重大時局に直面して、神州不滅を堅信し、『君が代』の唱歌に、また『天皇陛下萬歳』の奉唱にこの信心を不撓の意志になくのである。聖壽萬歳を唱へまつればおのづから不撓の意志が行爲に進展し、『君が代』の節奏は永遠無窮生命の律動と調和して、此の有限個體生命が無限國家生命に連絡するとき、こゝに『以和爲貴』の和が實現せられ、それは『夫婦相和』の『和』と關聯して、こゝに忠孝友信の觀念は直接經驗内容を獲得して『入信』の歡喜は億兆一心、國民總動員臨戰無畏怖の勇氣を忘我の大歡喜のうちに現成する。このとき人生の悲劇は宇宙の歡喜である。源實朝の悲しき一生は金槐集にをさめられたる永遠の詩歌の内容である。源實朝の思想はシキシマノミチの傳統によつて三條實美の思想と脈絡する時、その悲劇的生涯は神國日本の永久生命に照らさるゝのである。

七、三條實美の思想源泉(三)——神皇正統記に就いて

大東亞戦争の寸刻を争ふ緊迫態勢下に當面の要求に反應するために簡単に主旨を要約する。本書開卷第一に『大日本者神國也』と喝破して『國體』を端的にコトバの威力たらしめ、卷末に『言語ハ君子ノ樞機也トイヘリ』と感懷を述べて不隨意的に之に照應せしめてをる。又後醍醐天皇崩御の條に『御怨念ノ末空シク侍リナムヤ』とコトノハノミチの呪詛従心意志を神靈の威力の確信につないでをる。

『神勅明カニシテ詞ツマヤカニ旨廣シ。剩へ神器ニアラハシ給ヘリ』と寶鏡神劍神璽を正直知恵(剛利決斷)慈悲の『本源』とし、『君モ臣モ神明ノ光胤ヲ受ケ、或ハ正シク勅ヲ受ケシ神達ノ苗裔也。誰カ是ヲ仰ギ奉ラザルベキ。此理ヲ覺リ其道ニタガハズバ内外典ノ學問モ爰ニ極マルベキニコソ。サレド此道ノヒロマルベキ事ハ内外典流布ノ力也ト云ヒツベシ。魚ヲ得ル事網ノ一目ニヨルナレド、衆目ハ力ナケレバ、是ヲ得ル事難キ也。應神天皇ノ御代ヨリ儒書ヲヒロメラレ、聖德太子ノ御時ヨリ釋教ヲサカリニシ給ヒシ。是皆權化ノ神聖ニマシマセバ、天照大神ノ御心ヲ受ケテ我國ノ道ヲ廣メ深クシ給フナルベシ』と宣説するのである。

『我國ノ道』を『廣メ』又『深クス』るための儒書釋教であり、それが國體に窮極し國體を窮極原理と

するのである。

明治天皇御製

國

よきをとりあしきをすて、外國におとらぬ國となすよしもがな

教 育

よきたねをえらびく、て教草うゑひろめなむのにもやまにも

『我國ノ道』即ち國體を標準として批判選擇し以て古今東西の文化を博綜統合すべしとこそ聖訓せさせ給ふと仰ぎまつるのである。

神皇正統記著者北畠親房は此の主張を實行した文武兼備の忠臣であつた。神儒佛の三道を横に連接する緯に似たるものが和歌である、といふのは契沖の卓見であるが、親房卿も宗良親王に指導を仰ぎまつり和歌に精進したのである。儒學佛敎に造詣深かりしことは今更いふまでもない。

神儒佛といひ概念名義によつて儒佛を排斥し、『日本』と『外國』とを對立反撥せしめ、他國文化は價値批判せずして一概に排斥する、といふことは聖旨に副ひまつる所以ではない。それは必ずその生活内容を検討しその文化價値を批判して後にこそ取捨すべきである。

『帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル』國家とは『提携協力』すべきを聖諭せさせ給ふを畏みまつるべきであ

る。佛教全部を排斥し、たとへば流行の道元親鸞日蓮に就いて之を『無差別爆撃』するかの如き態度は、神儒佛といひ又は總括的に日本非日本といふ名義區分概念差別によつて取捨を決するもので、それが所謂辯證法的態度で、日本精神又は惟神道に背反する偏知主義である。日蓮の思想に就いてはその反國體的思想の如きは矯正すべきであり、親鸞の教義の『他力』を『依頼心』と解し、善惡の概念差別の不用意の適用を破却せむとする『悪人救済』の教義を放肆生活の寛容とする如きは警戒すべき誤解である。道元の自然因果律を人生に強制しようとする潜伏的唯物論を『科學的』とする如きも危険なる無智である。佛教用語例と教義體系との外形を瞥見するだけでなく、親鸞の『無義の義』に『目的分化』の心理學的法則を洞察するに至れば、佛教用語例は當時に於ける心理學的用語例であり、日本精神又は惟神の道の精神科學的又は人生哲學的宣説のために用ゐられたのであることが明證せらるゝので親房卿の『内外典流布の力』といふのがこれである。『佛教』とか『坊主』とかいふ總括名義の下に一括處置せらるべきではない。基督教に就いても河村幹雄氏の見地よりするそれは日本精神に攝取せらるべきもので、それは國際金權閣と通謀する不逞宣教師等の言行に代表せらるゝ基督教とは同一名義の下に概括せらるべきものではないと思ふのである。青年時代の本居宣長は熱心の念佛行者であつた史實をも知らねばならぬ。

聖德太子十七條憲法に就いて親房卿は『内外典ノ深キ道ヲ搜リテムネヲ約カニシテ作り給ヘル也』と

いひ、空海最澄に就いては『眞言天台ノ二宗は祖師ノ意巧専ラ鎮護國家ノ爲ト志ザサレタルニヤ』といひ、眞言宗に就いて特に『唐朝ニ流布セシハシバラクノ事ニテ則チ日本ニ留ル』といひ更に、

『但君トシテハ何レノ宗ヲモ大概シロシメシテラレザラム事ゾ國家攘災ノ御謀ナルベキ。……一宗ニ志アル人餘宗ヲソシリイヤシム大キナルアママリ也。人ノ機根品々ナレバ教法モ無盡也。況ンヤ我信ズル宗ヲダニアキラメズシテ、未ダ知ラザル教ヲソシラムハ極メタル罪業ナリ。……且ハ佛教ニカギラズ、儒道二教モロノ道、イヤシキ藝マデモオコシ用フルヲ聖代ト云フベキ也』

と文化政策に就いて正しい見地を示してをるのである。これは無批判包容を主張するのでないことは次の主張で明かである。『亂臣賊子ト云フ者ハ、其始メ心詞ヲツ、シマザルヨリイデ來ル也。世ノ中ノオトロフルト申スハ、日月ノ光ノカハルニモアラズ。草木ノ色ノアラタマルニモ非ズ。人ノ心ノアシク成行クヲ末世トハイヘルニヤ』といひ、『カ、ル心ノ萌シテ詞ニモイデ、面ニハヅル色ノナキヲ謀叛ノ始ト云フベキ也』といひ、『異朝ノ事ハ亂逆ニシテノリナキタメシ多ケレバ、例トスルニタラズ。我國ハ神明ノ誓イテシルシクシテ上下ノ分定リ……』と君臣の大義を批判の根基として、『大日本者神國也。天祖始テ基ヲ開キ日神永ク統ヲ傳ヘ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ。此故ニ神國ト云也』といふ開卷第一句に照應せしめらるゝのである。

故に現時に於いてもデモクラシイ・マルクス主義の如き國體に背き君臣の大義に反する思想意志はその中核をなす唯物論辯證法と共に排撃すべきである。國體に背反せざる限り國內にあつて、日本對外

國、神儒佛、東洋對西洋等の概念差別を標準として佛教回教諸民族宗教又は歐洲思想全部を排撃する如き根據の明かでない、個人の趣向に基く如き排他主義が日本精神惟神道等の旗幟の下に主張せらるゝならば、其主張こそ非日本的であることを反省し、その辯證法的無顧慮がマルクス主義的思想謀略と不隨意的に呼應して、國內分裂の禍機を醸すに至るべきを憂ふるのみならず、大東亞共榮圈にあつては佛教佛教回教の批判的攝取を要するのである。故に辯證法の誤謬を指摘するにも、それが反國體意志に傾向する見地よりなさるべきで、それは同時に國體こそ精神科學の最高無上原理であることを證明するのである。『共是凡夫耳』の臣民が他の誤謬を學術的に指摘するのみでなく、その處置を論議せむとするのは司法行政權を非合法的に私議するに陥るを思ふべきで、われらの平生より自督反省すべくつとめたところである。『人に訴ふるの論證』が法の適用さるゝこと無しとするも事實上又實質的に『人身攻撃』に陥り、名譽及び信用に對する罪を犯すに至れば、それは國體背反思想意志と共に『國憲ヲ重シシ國法ニ遵ヒ』の勅語を謹承しまつらざる臣道規律違反の不忠行爲となるべきを思ふのである。

日本國體こそ精神科學の最高無上の唯一根本原理である、といふことは『之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス』『天地の公道人倫の常經』と宣はせ給ひしことによつて昭示せらるゝのである。思想批判は常に國體明徴の見地よりなさるべく、宗派的學派の見地よりなさるべきではない。

米英が日本の生存を脅威して挑戦し來つたのは意識するとせざるとに係らず實際には此の精神科學原

理の生成と實存とを否定せむとする人類文化破壊の凶賊である。彼等の東洋制覇の非望は自己中心意志遂行の方法を唯物偏理論によつて陰謀し、世界各民族の犠牲に於いて之を實現せむとするのである。故に彼等は思はず其の本音を吐き前駐日米大使グルーは『日本傳統の別出』を公言したのである。

國內の亂臣賊子に對して國體を根基とする史論を綴つたのが神皇正統記の著者である。今や日本國體背反、人類文化破壊陰謀者は世界制覇を夢みて他民族國家の此の地上に於ける生成實存を否定しようとするのである。それは米英國民を地獄に導きつゝある無道德無宗教無藝術無哲學の鬼畜幽靈部隊でその先頭に立つのが傀儡の如き小兒麻痺患者である。嘉永六年此の亡者部隊の先驅が浦賀に『來寇』して『倭教』を極めたのを憤つた吉田松陰は『皇神の誓おきたる國なれば正しき道のいかで絶べき』と詠み、『大日本と申す國は神國と申奉りて神々様の開き玉へる御國なり』と妹千代に誨へて神皇正統記の精神を承繼したのであるが、そこに現はれた逆賊は北條高時足利尊氏ではなく攘夷の對象米國であつて、それから八十九年目にして米英に對して宣戰の詔書が降下せられたのである。

倭教米英を征伐する力源は楠公の『謙下』臣道に生成實現する無涯底生命に之を求むべきである。その明證を宗良親王と北畠親房卿との和歌唱和のシキシマノミチの交際に求めむとするのである。倭教米英に缺落するものは詩と禮拜とである。此の敵の虚を衝くの方略を武器増産にも適用すべきである。億兆一心の總力は謙抑の臣道より生まるゝのである。思ひ上り威張ることは米英の弱點である。個體が生

活の第一次單位であるからしてそれが固執せらるゝのは無理もないのであるが、此の『自我』感情は國家總力の團結の障礙となるのである。現下統制經濟に於いて勞力と物資とを提供するものが『威張』つて居る間は、その『威張』を撤すれば國力増強の餘力が出てくるのであるから、その醜態も亦逆縁の吉兆である。軍官民すべて『威張』る餘裕が與へられぬまで情勢が緊迫する時は國家總力の全的に發動する時で、こゝに日本必勝の國民的素質がある。

此の總力發揮の謙仰規律を守るためには無涯底精神生活に永久生命を實感する鍊成が必要である。それはまづシキシマノミチに於いて行はるべきである。こゝに宗良親王と北畠親房卿とのシキシマノミチの唱和に、また木戸岩倉大久保西郷等の維新功臣の間に於ける三條實美が實朝以來民間歌人としての第一人者としてシキシマノミチに残したる足跡の研究を進めようとするのである。『中院准后(親房)歌よみて吉野よりみせ侍りし中に「九重の御階のさくらさぞなげに昔にかへる春をまつらむ」とありしそばにかきくはへける』と詞書して、

君すめば是れもみはしの櫻花むかしの春にかはらざるらむ

これが宗良親王の李花集よりの引用である。親房卿は吉野にあつて京都をしのびつゝ土地の隔つて居る現實に依據して思惟して居るが、宗良親王は地理の制約を減却するの意志力をシキシマノミチのシラベに託せさせ給うたのである。こゝに開發せらるゝのが無涯底の無窮生命である。親房卿は儒學佛敎の教義から脱離せむとしつゝ未だそれが中途にあつたのである。

中院准后が『まださかぬ梢あればとたのますげうつろふ花やなほうからまし』と反省的愚惟の迂路を

辿りつゝあるに對して、親王は、

いとゞなほちらぬを見てぞ散るは憂きおなじ心に花だにもなき

と視覚に映る順序にしたがつて花だにも運命を異にし、また同じ心ではない、況して人の心の定めなきをと嘆かせ給ふ情意的直接述懐表現法は、親房卿の知的間接思惟表現法を改作せさせ給ひしものと仰がれ、また此作の一首二文の三句切も、『き』の押韻的反覆によつて休止が緩和せられてをるのである。シキシマノミチはかくの如く天朝の御學風に道の槩を仰ぎまつり、それによつて一貫せられて神意に通ずるのである。北畠親房と三條實美とが『靈魂之系圖』(著海全集) 卷六) につながることは説明を要せぬのである。

こゝで眼を現下當面の時局に注いで見よう。

八、三條實美の思想の現代的反應の一例——國家總力行進の步調

『世界史上の重大事件と同様に今回の戦争も亦独自のリズムを以て一進一退を経験しなければならぬが、最後の勝利を獲得するためには、戦力の優越とともに指導者の不撓不屈の精神力が必要であることを知らねばならない。背後の國民の決意を伴はねば武器だけでは何の役にも立たぬ』

『ドイツ國民が現に各戦線に於いて示されてゐると同様の精神を國內戦線に於いても發揮するならば、ドイツ國民は絶対に戦争に負けず、否戦は必然的にドイツ國民の勝利に終るであらう』

かう述べて今『戦ふか死か』の重大危局に直面しては、『唯一の途は前進あるのみ』であるとヒットラー總統は昭和十八年十月七日ナチス黨大會終了後全國指導者及び地方指導者へ訓示してをる。

軍需省の創設が報道せられ、航空機増産第三回行政査察の成果が生産能力に餘裕あり(讀賣)刷新による増産餘力大(毎日)との豫断と共に之と参照せられつゝある。『十七日間の査察の結果如何なる結論に到達したか、勿論未だ上奏を経ざる今日我々の窺知するところではないが』(讀賣)と正しい慎重の態度を取りつゝも『軍需省に指針を示すものとして期待されてゐる』(同紙)と報道されてをる。

『従業員の士氣昂揚には自己の仕事が直ちに國家の利益に通ずる道を考究することが必要で』(毎日)企業に國家性を附與する手段程度が検討せらるべく、この點に就いては『朝日』記者が特に署名して詳密に論評報道してをるのが注目せらるゝ。即ち、『現在及び將來當該企業の損失明白なる場合にも、これが生産を増大することが出来るかどうか、深く反省することが必要である』といつてをる。企業家も従業員も『背私向公』の日本精神を把持して居るべきであるが、『滅私奉公』といふ『滅』は臨戰態勢に於いても『空無化』を意味するものではない。戦死者の英靈は『神となりてぞ世を守る』のである。『魂はいくさをなほ守る』のである。それ故に『滅私』といふ『滅』を辯證法的否定としての滅盡と解すべきではないのである。それ故に、それは『背私』といふ心理的用語を擇ぶのが理論に偏向せず事實に隨順する。

企業の國家性は過大の保護助成をも加減すべく、又損失繼續を強制するに『滅私』原理を適用すべきでもない。態度の百八十度の轉回とか頭腦の切替とかいふのも日本人としての即ち日本精神傳統相續者としての素質に基いて行はるべきであつて、悪人が善人となり轉迷開悟するといふのも善惡迷悟の辯證法的換置ではない。それは生の相續開展である。

此の『國家性』とはフイヒテのいふ意味、ヒットラーのいふ意味での正しい『社會主義』とも一部分ある程度まで通するものであるが、マルクス主義としての『辯證法的社會主義』としての共產主義とは

全く異なるものである。ボルシェヴィキを日本で過激派と名づけたのはその行動の方面からであつたが、それは思想的にも辯證法的否定主義の過激性そのものである。

生産増強が『緊迫』して居るから現状に對して辯證法的の否定滅却主義を取るべしと考へるならば大間違で、企畫性を綜合性原理の下に置いて各部局の生命的均衡を保つためには否定排外を強要する辯證法の反抗、痛快味に酔ふことなく、適應、隨順の惟神道原理を實施に移すべきである。

朝日の記者のいふ如く『要するに戦争の勝敗を決するものは、單に數字的な物的資力の總和ではなく、戦力化されたる物心綜合國力の優劣である』戦力化するとは物質と觀念とを生命威力化すること、その實踐原理は生命の原理であり、また實に生命そのものであり、人間の宿命である。それが惟神道である。それは連絡調整であり、創意工夫であり、果斷實行である。

『つづれにしても内閣直屬の現行政査察制度は創設當時の意圖より考へると實に望外の成果を收めつゝあるわけである』(同紙)といふのは勅命發表とともに『齋戒沐浴、重大使命達成を祈念し』て『文官といへども武官と何等の區別なく』又『各々所屬省の立場を蟬脱し虚心坦懐活潑なる意見を交換し』たる結果であると報道されたのである。また『國難を前にして渾然一體となつた日本精神の飛躍的發揮』も過去に於ける競争心による優秀性を綜合したものであることにも着眼してをる。

日本精神とは此の『綜合』から進退弛張の律動に隨順して生成開展するもので、此の一億一心の綜合

は畏くも神威により御稜威によつて成就せらるゝのである。

昭和十七年十二月十二日 天皇陛下には伊勢路に行幸あらせられ、特に東條總理大臣に扈從仰せつけられしことを回想して、寸刻の餘裕なく緊迫する時局下に惟神の道の隨順原理の服従法則の下に謙抑の臣道規律を嚴守して軍官民もろともに億兆一心の聖諭に従ひまつらむと志願するのである。『臣庶の龜鑑』三條實美は臣道規律の模範である。

九、三條實美のと歌としきしまの道概説

三條實美に就いて論ずるには、其の父三條實萬に就いても論及せねばならぬのである。實萬公が、仁孝天皇 孝明天皇に仕へまつり、實美公が 孝明天皇 明治天皇に仕へまつり、父子繼承して維新の大業を翼賛しまつたのである。しかしながら今は詳しい史的研究を展開すべき場合でないで、重要の一點、思想の問題にだけ觸れて置きたいと思ふのである。

元來國家社會の出來事は一人、また個人だけでは何も出來ないのである。善人の善行も悪人の悪業があつてのことである。事業の功績を以て人物を評價するといふことは、其の人を以て其の事業を成就した多數の人々の代表者としてある。部隊長は部下を代表し、軍神・勇士も他の軍神・勇士的行動者の代表者として表彰せらるゝのである。そこに日本臣道の衆庶性があり、臣民が常にモロモロであるといふ原理が實存するのである。

それは制度の問題よりも心がけのそれである。それ故に代議政體、議會制度、政黨政治が投票による普通参政權に基くものであるといつても、選ばれてしまつた後の代議士の個人意欲の放肆なる發揮は億兆一心の國民總力結集の障礙となるのである。

それ故に從來の功成名遂コウセイメイスイといふやうの見地、佛教でいふ現世利益ゲンゼリキの見地、米英の功利主義的見地に對して、盟邦獨逸に生成せむとしつゝある理想主義イデアリスムスの見地、日本に於ける『世』又は『代』の史觀によつて個人又は時代に對して史的考察を加へねばならぬと思ふのである。たとへば『君が代』を齊唱するといふことは日本史觀、日本人生觀の體験的實行である。

孝明天皇御製

寄弓述懐

梓弓まゆみつきゆみ年をへずをさまれる世に引きかへさなむ

明治天皇御製

社頭祈世

とこしへに民やすかれといのるなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ
大御心をのびまつることなしに時代の精神をきはむべきではない。今はたゞ、こゝに掲げまつりし御製を讀者諸氏と共に拜誦して『治まれる世』『わが世』とよませ給ひし大御言葉を畏みまつりて短い研究に入らうとするのである。

明治維新といへば岩倉、木戸、西郷、大久保といつて三條公の存在は目立たなかつたのも深い理由があつたのである。川田順氏の『幕末愛國歌』の『傑出十二人集』は吉田松陰の八首に始まり三條實美の

六首に終つてゐる。十八首十六首十三首各一人十首二人残りの六首組五人の一人が三條公である。現歌壇に貢献する所多い川田氏は同書で佐久良東雄、佐久間象山、久坂玄瑞の歌を萬葉調として三條四季知、岩倉具視、三條實美の三人を一緒に取扱ひ、『近風に始まり近風に終る』と評して同格にならべてゐる。これは夜久正雄氏の『梨のかたえ研究』で評した通りマチガヒといふべきである。歌人としての三條公は實朝以来の第一人者で、『眞の歌人は忠臣である』ことを證明した唯一人ともいふべき人物である。岩倉具視の『公の御とがめを蒙りける時の歌』として、

勅なれば髪はきりもし剃りもせむきよき心は神ぞ知るらむ

といふのは、三句切一首一文の腰折體であるが、此の如く鬱憤を洩し自我感情を露呈せしめた騒音の交つたシラべは臣道觀念の不足を思はしむるのである。それは同じく『元治元年の春三月留雲主のもとへ』と題して、

天地の退きたつ極み照らすべきこの日本の武士やたれ

と詠んだ歌にもうかゞはれるのである。『全世界を照らすべき日本』といふのは、『全世界を照らすべき(日本の)武士』といふのかアイマイである。しかし恐らく後者の意味であらう。『世界を照す』のは畏くも天皇にましまし、臣民としての武士は大御業に仕へまつりその力能は御稜威にをさめらるゝのである。これは幕府的民政意志の不隨意的感化の發露である。

三條實美は『述懐の歌ども』と題する歌の中に、

梓弓本末たがふ世の中を神代の道にひきかへしてむ

かくばかりみだれゆく世をよそにみて過すは臣の道ならめやも

いづる日の方をあふぎて打咽び涙ながらに世を祈るかな

浮き雲のかゝらばかゝれ天津風吹きおこるべき時なからめや

實美はかくの如く君臣の大義を實感してそれに因つて思想意志行動したのである。これらは七卿落で九州に居つた時の作で上洛する直前の作であらう。一時の毀譽褒貶はともかくも神意の公正を信じて疑はず、九州流謫の運命を同じくした菅公の純忠を憶念したのであらう。此の靈魂の交通また神人交通がなければ憤懣の情緒は解脱の道を見出し得ぬのである。

吉田松陰の義弟であり愛弟子であつた久坂玄瑞の歌にも無窮生命の實感が閃いて居る。その『辛酉江戸遊學中二十首』中に、

けふもまた知られぬ露のいのちもて千年を照す月を見るかな

空にてる月に永久生命をしのぶのである。永劫の未來を憶念するものは悠久の過去をも回顧するのである。また『周防のくに富海より故郷へ送れる文の中に』と題して、

ふるさとの花さへ見ずに豊浦の新防人とわれは來にけり

防人は東國の壯丁が召されて西陲の國防に任じたので、萬葉集卷二十の大伴家持の選んだ防人の歌は

有名である。防人の悲壯の抒情詩は玄瑞も愛誦したであらう。此の時玄瑞の指揮下には山縣狂介もあつたのである。此の山縣狂介後の山縣有朋は晩年歌道にも精進したのであるが、位人臣を極めて八十五歳の長壽を保つた有朋の歌もその價值に於いては二十五歳で自刃した玄瑞の歌には及ばなかつたのである。天分は修養を超出するのである。

吉田松陰の『一の谷』といふ題で、

一の谷討死とげしすらすら男を起して旅の道づれにせむ

これは戦死者の生ける靈を實感して居るのである。松陰が其の留魂録の終りに書付けた五首の最後の、七たびも生かへりつゝ夷をぞ攘はむこゝろ吾忘れめや

はそれから八十三年昭和十六年米英に對する宣戰の詔書を拜するまで相續實現せられた攘夷精神である。嘉永六年米船四隻浦賀に來つて通商を要求する其の言辭『倨傲益甚』といつて松陰の憤慨したのは、昭和十六年に於ける日米交渉に於いても同じことが反復せられたのである。此の傲慢無禮の夷狄を撃攘するためには、日本臣民としてデモクラ治者意識を褻視すべきで驕傲に陥り軍備に油斷があつてはならぬのである。三條公の歌、『をりにふれて』と題して、

いましめて忘るまじきはつくしがた沈みし時のこゝろなりけり

と、七卿落の時の痛切なる經驗は臣道の服従規律の下に苦難を忍受すれば愈々強化せられたのである。位人臣を極めて驕慢のデモクラ支配意志が発生せぬところに永久の生命が護持せらるゝのである。

西郷南洲の『操ぬしの重き公事の使に選まれて船出するを送るとて』の二首、

君が爲深き海原ゆく船をあらくな吹きそ科戸邊の神

諸人のまことの積る船なれば行くも歸るも神や守らむ

は純眞の情意がすなほに表現せられてシキシマノミチの神代ながらのシラベに通ふのであるが、有名
の『題しらす』

上衣はさもあらばあれ敷島の倭錦を心にぞ着る

むすぼれし心の氷解けやらで春ならぬ春に春は來にけり

この二首には反省の思惟が永久の生命律動を中斷する。即ち情意の充實が弛解して理智の反省が介入するのである。分析的理智の工作はそのまゝではマコトでは無い。全一の情意によつて生命化せられねばならぬ。道德律が藝術的情操に席を譲らねばならぬのは此故である。

『吾疾ニ臥シ偶一奇説ヲ得タリ。但其得失ニ於テハ吾亦不知ナリ。夫天下ハ治ル者ト思フ可ラズ、亂ル、者ト思フベシ。亂ル、ニ隨ヒシタガツテ治ム。其間ニ一起一伏彼我艱苦磨勵、遂ニ一治ニ歸ス。是眞治ナリ。今ノ治ヲ語ルモノ大概苟安糊塗ナリ。豈撥亂反正ヲ謀ルニ足ランヤ。吾ガ此説ヲ爲スモノハ敢テ亂ヲ好ムニ非ズ。數百年太平餘習姑息ノ弊政ヲ除テ天下萬民ヲシテ永ク富嶽ノ安ニ置ク所以ノモノ如此ナラズンバ成ベカラズト思ヘバ也』

これが再三引用する三條公の『偶言一則』である。これは山鹿素行の『謫居童問』に、

『蓋聖人ト云人ハ只人倫ノ至極ニシテ全ク人ニカハレルコトナシ。……其言行更ニ形ノ名クベキ處ナシ。……或ハカヲ出シテイトナムコトアリ、又不_レ盡不_レ出所アリ。凡人ノ致スシワザニ大槩異ナルコト非ズ。……聖人ノ世ニモ天變地變ナキニアラズ。惡人無道ノモノ……又ハ異端ノ教、邪說暴行、佞奸ノツクリモノ、好言令色ノヘツラヒモノトモニ世ニ多シ。故ニ聖人常ニ之ヲ戒ム……』

といふと同じ人生觀であつて、人生は人間智力を以て規制し盡し得るものに非ざることを知つて、力行して而も天命神意に隨順するのである。こゝに承諾必謹の事實的基礎が學術的に解明せらるゝ、それが目的分化の心理法則の體認である。人間意志行爲の目的は不可測に分化して進展するのである。人生は人智の思案に餘るものである。それ故に臣道服從規律が遵奉せらるゝのである。

三條實美が大久保西郷等の如く華々しく活動した人々の間にあつて意志薄弱又は優柔不斷の公卿風の人物であつた如く概念分類せられて表面に目立たなかつたのであるが、現下の非常時局は敏腕果斷の人物だけではなく沒我忠誠の人物を要求するのであるから、その忠誠心が事_ト言_トとが一致する威力觀念として永久生命を現_ルしく宿じて居るコトバに之を求めねばならぬのである。

三條實美は親兵總督、外國事務總督、關東監察使、關八州鎮將等にも歴任し『文武兼備』を實現し、また武人としての志士と連絡行動したのである。吉田松陰が『文武兼備ノ大學校』に於いて武技訓練のみならず『諸工作所』をも総合し航海の學科をも加ふべきを説き、科學技術の外今日の陸海軍大學校の

任務をも包括すべき組織を論じて居るのはこれがシキシマノミチの源流としての天朝の御學風にその榮を仰いだからである。即ちそれは『古朝廷之雄略偉度』より發源する精神力である。それは三條實美が、

『述懐の歌ども』中に、

細_{クハシホコチ}戈_チ千_チ足の御稜威末つひに仰がさらめや國の八十國

と詠んだ豫感であり、それは今日の豫言となつたのである。

吉田松陰がシキシマノミチを分けのほり、記紀の歌謡から延喜式祈年祭祝詞に至つて『神聖之道』即ち『惟神道』が『古朝廷之雄略偉度』であることを開悟し、久坂玄瑞に與へて、その『輕銳』を戒め『時宗之學』は今日に施すべからずといひ、

『今也徳川氏已與_ニ一虜_ニ和親。非_レ可_ニ自_レ我絶。自_レ我絶_レ之。是自失_ニ信義_ニ也。爲_ニ今之計。不_レ若_下謹_ニ疆域_ニ嚴_ニ條約_ニ。以_レ羈_ニ糜_ニ一虜_ニ。乘_レ間壘_ニ蝦夷_ニ。收_ニ……_ニ取_ニ……_ニ拉_ニ……_ニ壓_ニ……_ニ臨_ニ印度_ニ。以_レ張_ニ進取之勢。以_レ固_ニ退守之基。遂_ニ神功之所_ニ未_レ遂。果_ニ豐國之所_ニ未_レ果。誠能如_レ是。二虜唯我所_ニ驅使_ニ。則前日無禮之罪。責_レ之可也。宥_レ之可也。何必倣_ニ區々時宗_ニ。以_レ斬_ニ虜使_ニ而後爲_レ快也』

と論じ時宗を『區々』と評して居る。それが安政二年七月十八日の書簡であつた。

西郷南洲が至誠一貫を志しつゝもその教養は漢學の名義論に繫縛されて人間智慮の圏内に考量をめぐらしつゝ、シキシマノミチの惟神道に進まなかつたことは惜みても餘りあることであつた。征韓論者の

一人であつた副島蒼海の如き哲人または神人ともいふべき人物であつたにも係らず、遂にシキシマノミチに入らなかつたから古事記の神々に對して『何則愚而侷。嫉而妬。慎而恚。孰出於古事記諸神右。』といひ儒教的道德律を以て之を批判せむとするに至つたのである。今はそれらに就いて詳論すべきではないが、今日こそシキシマノミチが興隆せしめらるべきを宣説せむとするために論及したのである。蒼海はその『皇帝陛下巡狩中所獲詩序』に『詩與政治相昇降也』と千古の眞理を道破しつゝも『昔者孔子陳於六義之要。以爲詩冠冕。紀貫之引用於古今集。蓋以爲動乎天地。感乎鬼神。和夫婦。端乎人倫。泣乎猛士。莫善於詩也』といふに至つては貫之は理想化せられてしまつてシキシマノミチの正しい道統を遠離して概念の按排に陥らむとして居るのである。『詩』がよいのではない、『正しい眞の詩』がよいのである。その眞の詩と虚偽の詩との差別は詩作を實行せねば分らぬのである。漢詩を作つた副島蒼海も和歌は餘り作らなかつたやうである。その作一首、『春來日暖』と題して、

たまがきのうちつ御國もつくにも同じひかりの春のよどけさ

すなほの歌風であるけれどもこれでは天地を動かし鬼神を感ぜしむる力はない。概念に情意の熱が傳はつて居らぬのである。『終而復始。天之道也。始而後終。地之則也』といひ『一弛一張。文武之道也』といひ、『道也者。非至極之名也。相往來。支之謂』といふ如き漢字を驅使しての宇宙・人生觀的思索に於いては千古の一人であらうと思ふのであるが、畢竟それは漢字辯證法となり漢字的分類法となるのである。

明治維新に當つては堂上縉紳に三條實美があり、民間志士に吉田松陰があり、ともにシキシマノミチをふみわけてこゝに天朝の御學風が古朝廷の雄略偉度として復古實現せむとしつゝも、明治大正の御代に於いて立身出世した維新の功臣は伊藤博文山縣有朋以下シキシマノミチと疎隔せしめられた人々のみであつた。

明治天皇御製

道

いとまあらばふみわけて見よ千早ぶる神代ながらの敷島の道

おのが身を修むる道は學ばなむしづがなりはひ暇なくとも

と聖諭せさせ給ひしところを謹承しまつるものを重臣高官の間に見出し得なかつたのであるが、順逆の諸縁に一弛一張する間に國力は漸次充實せしめられつゝ、今昭和の大御代を迎へて史上前古未曾有の重大時局に際して、『我國體の外國と異なる所以の大義を明にし、闔國の人は闔國の爲に死し、臣は君の爲めに死し、子は父の爲に死するの志確乎たらば、何ぞ諸蠻を畏れんや』といふ松陰の遺言をしのび、宣戰詔書に宣ふところの『陸海將兵』『百僚有司』『冢庶』もろともに、『億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ』と宣はせ給ふ勅命を畏みまつり、『皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ』の聖訓に皇國三千年の傳統の威力を眼前に喚起して之を現實に賦活するために全國民一丸となるべき事實法則と體驗原理とを求めむとする時、三條實美が、明治天皇輔翼の重臣であつた史實を

回顧し、明治二十四年五十五歳の壯齡を以て他界せられしことを深思せむとするのである。菅原道眞の忠誠は朝廷の慰靈祭祀から『天神』の民間信仰に展開して今日にまで傳へられたのである。楠公の七生報國の精神は吉田松陰によつて中繼傳承せられつゝあるが、これら靈魂の系統に情意の血脈を通ずるために今日此の危急時局下に三條實美の和歌を研究し誦誦することが、戦力増強補給とにも急速整備せらるべき要務である。

一〇、三條實萬の經歷と思想

三條實萬ササキは 光格天皇 仁孝天皇 孝明天皇の三朝に歴事し、孝明天皇の詔勅下賜制令發布に翼賛し奉り、時人『今天神』といつた。嘉永六年（二五一三）米艦來寇とにも國體明徴萬民協力外敵に對抗すべき不可抗神意の教令によつて尊皇攘夷運動起り、安政五・六年（二五一八・九）反國體驕溢徳川幕府の大老井伊直弼によつて尊攘志士一網打盡の安政大獄起り、萬延元年（二五二〇）三月三日櫻田門事件に井伊直弼の死したのは三條實萬薨去より六ヶ月後であつた。それより文久三年（二五二三）八月十八日七卿落事件に至る四年間、實美は父實萬の志を繼ぎ尊攘黨を代表して活躍したのである。

長州に落ちて行つた實美等はつゞいて筑前の太宰府に轉座して四年、五年目の慶應三年十二月八日官位を復さしめられ、九日の皇政復古の大號令渙發となつたのである。三條實美は明治二十四年（二五五一）二月十八日薨去に至るまで約三十年間大政を翼賛しまつたのである。此の明治二十四年五月十一日には大津事件に露國皇太子傷き宸襟を惱ませ給ひ、十二月二十六日には前年選舉施行成立したる衆議院が解散せられたのである。

三條實萬は年二十三にして議奏に任ぜられ、『當役心得』十一箇條を制定し、相役は和熟すべく、確執

して、上は下を凌ぎ、下は上を犯すことなく『五、一身ニ權ヲ執ントスルハ、勢ニ成行』を戒め『禮ヲ立テ候テ互ニ無遠慮ニ申合候様可レ致』と指示したのである。

徳川齊昭の議を用ひ實萬の建議により、宇多天皇以來院號のみで諡號を奉らざりしを天保十二年（二五〇一）古禮に復し諡號を奉り、先帝を光格天皇と申し奉る。弘化二年（二五〇五）十一月二十五日幕府に詔して學習所を建春門外に造らしめ給ひ、十二月四日之を學習院と改稱し堂上子弟を就學せしむ。

弘化三年（二五〇六）正月二十六日、仁孝天皇崩御寶算四十七、同年二月十三日、孝明天皇御年十六にして踐祚あらせられ、應司太政大臣更に關白となる。嘉永元年（二五〇八）實萬武家傳奏に任ぜらるゝや、廷臣戒飭の告諭案を上る。其の要點をあぐれば、『一、孝悌忠信行狀之慎可レ爲專一事』とあり、『一、和漢之學へ勿論、爲家業之輩、其道ニ出精可レ有勉強一事』と學問修業と行狀謹慎とを力説してをる。嘉永三年正二位大納言にして武家傳奏を兼ぬ。安政四年其の職を罷むるまで勅使として關東へ下向すること前後七回、『梨のほつえ』にあるのはその時の歌である。

嘉永六年六月二十二日將軍家慶薨去世子家定繼ぐ。八月下旬應司關白米艦來寇の報に接し、書を徳川齊昭に贈り意見を徴す。

安政元年（二五一四）四月六日皇居出火、天皇下賀茂本社に、後に聖護院に、四月十五日桂宮に遷幸。安政二年（二五一五）八月十二日内裏上棟式、十一月二十三日桂宮行在所より新皇居に還幸あらせらる。實萬伏奉して『各々雲上の行装を拜し拍手して感泣す』と手記す。借濫驕溢幕府の暴政も赤子の尊皇の

純情を覆蔽するを得ぬのである。

此の内裡火災に際し實萬は内教坊別當の職を帯び獨斷措置し鎖鑰を開いて寶永天明の内裡火災に死傷を生じたる如き覆轍をふます。又皇太后崩御天皇忌服のことに關し應司關白と意見を異にし正議を主張して譲らず。

天皇行宮に在す時徳川齊昭琵琶一面を手製して應司關白により進獻す。實萬安政二年二月三十日池田大學に贈りし書簡に、

旭てふこの四の緒のしらべにぞくもらぬ心雲居にはしる

といふ和歌を記してある。その調は自由濶達である。實萬と齊昭との間に奔走したのは水戸家臣石河幹忠である。

水戸の大日本史紀傳の刻本の完成したのは嘉永二年（二五〇九）であつて、徳川慶篤は同五年（二五一一）之を朝廷及び幕府に獻じ、同年徳川齊昭地球儀を獻す。九月二十二日太陽曆十一月三日、皇子御誕生。翌嘉永六年（二五一三）ペリーの來寇となつて國內人心動搖して覺醒せむとしつゝあつたのである。

安政元年（二五一一）には吉田松陰米艦に投じ渡航せむとして拒まれ自首し、佐久間象山下獄、諸國大地震、毀鐘鑄砲の太政官符を下し、同二年（二五一一）には對外交渉漸く頻繁となり、又江戸大地震に藤田東湖壓死す。

嘉永六年（二五一三）ペリー軍艦四隻を率ひ浦賀灣に入る。閣老阿部正弘將軍家慶に告げ老中若年寄と

協議し浦賀奉行をして米國使節の國書を受取らしめ來春再來を約し十二日浦賀を抜錨す。六月七日幕府閣老連署の書簡を京都所司代、傳奏を経て十三日奏聞を乞ふ。大納言三條實萬は直ちに奏上す。宮中潔齋諸社諸寺に令して國家の安全を祈念せしむ。十五日勅使伊勢の内外宮、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日の七大社、東大寺、興福寺を始め、元興、大安、西大、藥師、法隆の七大寺に派して祈禱せしむ。

安政元年(二五一四)正月十一日ペリー軍艦を率ゐる浦賀に來り回答を促す。正月十五日幕府急使京都に達し奏聞を乞ふ。三月三日神奈川條約締結調印す。朝廷實萬をして勅旨を幕府閣老に傳へしむ。

『……厚く神明の冥助を御祈請の叡慮に被_レ爲_レ有候得共、精々人事をも被_レ爲_レ盡候儀にて……實萬』

別紙勅旨

先達て渡來の亞墨利加船退帆候處、右滯船中彼是自儘の所業等有_レ之、且品々御制度に觸候事共申立候趣に候得共、當時軍船の御備向も未_レ整折柄に付無_レ餘儀、平穩の御所置に相成候趣被_レ聞食_レ候……但此姿にて自然年月相立、異類侮を加へ賊謀熟し候様成行候ては實に不_レ容易、其上諸夷追々渡來し候は_レ國家疲弊に及び國體如何と不_レ安_レ叡慮被_レ思召_レ候。右之通異類窺竄の模様有_レ之儀は誠に神國の靈害に候得ば、近來災異も不_レ輕、自然譴告の儀かと深御慎被_レ遊、專被_レ擬_レ祈念、爲_レ國民被_レ竭_レ御誠情_レ候間、於_レ武門も警衛無_レ弛は弘化三年八月御沙汰の通、各國の力を盡し、神州の瑕瑾無_レ之様御指揮勿論の御事と思召候得共、猶又叡慮の趣宜_レ有_レ御沙汰_レ候事

實 萬

此年十二月二十三日實萬奉勅毀鐘鑄砲の宣旨を達せしめらる。

太政官符

應_レ以_レ諸國寺院之梵鐘鑄_レ造大砲小銃_上事

右正二位權大納言藤原實萬宣。奉勅……除_レ古來名器及報時之鐘。其他悉可_レ鑄_レ換大砲爲_レ皇國擁護之器_上……。

安政元年十二月十一日曉には實萬は假皇居にて齊昭に面會した夢を見た程に水戸の勤皇意志と堂上の忠誠意志とは交通したのである。

安政四年(二五二七)二月八日實萬は右近衛大將兼任、十五日勅使として關東へ下向。四月二十七日歸京後武家傳奏を辭し、五月十五日内大臣に任じ右大將如_レ故。

安政三年米國總領事ヘリス下田に來る。四年十月江戸城に將軍家定に謁し國書捧呈。十二日幕府林大學頭津田正路をして上京所司代本多忠民と共に外交近狀を奏上す。宸襟を惱まさせ給ひ御前會議開かれ、實萬等の意見容れられ朝議幕府の請を斥くるに決す。こゝに幕府は臣道を踰越して權力を濫用し、民間志士は直接行動に出づ。

安政五年(二五二八)正月勘定奉行川路聖謨等を隨へ閣老堀田正睦上京、二月着京、米使對話書竝に條約草稿等を九條關白に贈り内覽を乞ひ意見書を作り奏聞を乞ふ。青蓮院宮尊融法親王特命を帯び朝議に參す。強硬攘夷論を唱へ時人『今大塔宮』と申す。安政四年九月十二日實萬親王に謁して以來志を同じ

六月十九日井伊大老勅許をまたず條約調印、二十一日米露の軍艦下田に入港し英佛清國に勝ちし餘威を以て臨むべしと威迫す。幕府は宿次奉書を以て此の事情を奏聞す。三家諸大藩は違勅行爲となし、六月二十四日尾水兩藩不時登城井伊の責任を詰問す。

奉書九條關白の手に入り御前會議を開きしは六月二十七日なり。二十八日九條關白參内するや、三條實萬、近衛應司照輔一條二條以下議奏傳奏等を召し宸筆勅書を以て御讓位を諭させ給ふ。宸翰中に、

……然る處異船毎々渡來之上、剩へ墨夷使節着船應接和親通商を乞ひ、表には親睦之情を述べ實は後日併吞の志顯はれぬ……

の大御言を拜するのである。近臣御讓位のことを諫止しまつる。

幕府は日米條約調印後間も無く勅旨を奉ぜず日露日英日佛條約に調印す。此の報京都に達するや八月五日九條、久我、徳大寺、中山を召し御前會議を開き御讓位の宸翰竝に幕府詰問の勅書を下し賜はる。

宸翰に『……嚴重に申せば違勅、實意にて申せば不信の至には無之哉』の勅旨を拜するのである。八月七日御前會議を開く近衛、應司、一條、三條等十一人列席九條關白は幕府を憚り列席せず。重臣の建言を嘉納あらせられ御讓位思止らせ給ふ。こゝに勅諭案を起草し三家の上首水戸藩主徳川慶篤に下し尊皇列藩に回示することとなりこゝに安政の大獄醸成せらる。

安政五年七月十五日島津齊彬薨去し、西郷吉之助、橋本左内、三條實萬等には打撃であつた。同年九月二十七日には鹿持雅澄死し、翌六年十月六日には實萬薨去したのである。

安政五年八月八日朝議決定の勅諭を幕府及び水戸藩に下し更に謄本を尾張、越前、加賀、薩摩、肥後、筑前、安藝、長門、因幡、備前、津、阿波、土佐の十三藩に傳へらる。此の勅諭は五年八月十七日徳川慶篤拜受す。

勅諭には『……誠に皇國重大之儀調印之後言上……』『蠻夷之儀は暫差置、方今御國內治亂如何と更に深被レ惱ニ叡慮候』『水戸尾張兩家慎中之趣被レ聞食、且又其餘宗室之向にも同様御沙汰之趣も被レ聞食及候。右は何等之罪狀に候哉難レ被レ計候得共』『全永世安全公武御合體にて被レ安ニ叡慮候様被レ思召候』『内憂有レ之候ては殊更深被レ惱ニ宸襟候。彼是國家之大事に候間大老閣老其他三家三卿家門列藩外様譜代共一同群議評定有レ之誠忠之心を以テ得と相正し、國內治平公武御合體彌御長久之様、徳川御家を扶助有レ之内を整外夷之侮を不レ受様にと被レ思召候。早々可致ニ商議ニ勅諭之事』といふ此の全國萬民一心協力を宣はせ給ふに對しまつりて井伊直弼は如何に振舞つたのであるか。

安政六年將軍家定の病革まるや(家定は七月四日薨去す)井伊は徳川齊昭を謹慎せしめ徳川慶恕慶松平慶永は隠居謹慎を命じ徳川慶篤一橋慶喜の登營を停め、勅諭水戸藩に下るや老中間部詮勝を京都に派して尊攘派志士縉紳家臣にして勅諭に關係ある者を逮捕せしむ。梅田雲濱、鶴飼吉左衛門父子、賴三樹、日下部伊三治、安島帶刀、茅根伊豫之介其他青蓮院宮、有栖川宮、應司家、西園寺家、久我家、三條家の家臣等及び人心恟々三條實萬亦落飾を餘議なくせらる。

明治二年十二月二十七日三條實萬に忠成の諡號を賜ふ勅語に、
 故從一位贈右大臣藤原實萬。憂_ニ乾綱之不_レ振。而國威之不_レ宣。奉_ニ事先朝。竭_ニ盡忠猷。慨然有_ニ匡濟
 之志。至_ニ子實美。以底_レ有成。其諡_ニ實萬。曰_ニ忠成。宣。
 と宣はせ給ふ。

安政六年三月九日夜三條實美召されて參内す。天皇封函を實美の父實萬に傳へしめ給ふ。實美封函
 を奉じ父の上津屋村の幽居に至り勅旨を傳へらる。實萬烏帽子小直垂を着し與漱して開函拜閱す。實萬
 父子は宸翰を拜して聖恩に感泣したのであるが、勅旨も空しく幕府の僭濫意志は實萬の落飾を強制した
 のである。實萬の請書、

『外夷一條。且つ關係之事件等に付老中竝に所司代等より差上候書取類、竝に御返答且つ叡慮之御旨
 御書取等夫々御内々以_ニ厚思召_ニ拜見被_ニ仰付_ニ候趣、誠以_ニ深重之叡慮銘_ニ心肝_ニ深畏入候。段々不_ニ一方
 御憐愍之思召共奉_ニ拜見_ニ何共不堪_ニ恐懼_ニ感泣拜伏畏入存候。實に云_レ彼云_レ是、被_レ惱_ニ叡慮_ニ候段反覆
 恐縮仕候。以_ニ深思召_ニ御書取被_レ許_ニ拜見_ニ候。聖恩之程幾重にも奉_レ畏存候。右内々御請申上候事』

安政六年四月四日内大臣二條齊敬實美をして密封の宸翰を實萬に傳へしめ給ふ。

今度從_ニ武家_ニ申入の儀實に歎息の至、元來各忠魂より發候事にて尤可_レ賞の處、却て如_レ是次第に成候

段實に哀憐の至心痛之餘、去月以_ニ二條大納言_ニ一宮各入_ニ披見_ニ候。其後迎も段々色々令_ニ應接_ニ候得共、
 兎角同様の儀、却て重の沙汰に及由申入、歎息の至に候間、乍_ニ殘念_ニ依_レ請辭_ニ官は承知候得共、落飾
 の儀は實嘆箇敷儀人々の浮沈の場合にて哀憐無_ニ盡期_ニ、何國迄も愚存申述如何にも止に相成候様可_レ致
 了簡に候得共、此上、就中申出候は及_ニ嚴重_ニの沙汰、流罪等迄申付候由、若狹守も申候由、右別紙書
 付差出候旨にて去月二十七日關東より受取置候事に候。仍此上強て申張候共無_レ詮且は却て及_ニ大害_ニ
 にも候半哉と令_ニ心痛_ニ候。然ば 朕愚存には如_ニ前文_ニ實に各忠魂より發候事、此所にて從_ニ此方_ニ申付
 候事は表向所勞申立願候事と乍_レ申、實は左様の次第にても無_レ之事故、實不都合、却て根本の至意を
 取失候て、至_ニ後世_ニても甚以_レ可_レ被_ニ歎入_ニ次第と令_レ察候間、却て關東台命にて表向申候方は都合歟と
 も存候て實は色々令_ニ配慮_ニ候事に候。依_レ之今日以_ニ内府_ニ各所存眞實の處尋申、此上は本人の任意に
 致候と存候間、眞實の處各御書取承度候事、今度關東表向沙汰に成、如何程嚴重に成候共、其方却て
 宜様の事なれば猶更再三落飾の處は止に可_ニ相成_ニ關東へ可_ニ申遣_ニ申候事。
 及_ニ嚴重_ニの沙汰候より矢張此處にて速に落飾の方宜様の事なれば最早所存不_ニ申出_ニ候。乍_ニ殘念_ニ近々
 可_レ及_ニ承知_ニ候事。

右兩條の處各方眞實の處承度候事。

右の儀は兩役へは未_ニ申聞_ニ候間極密之事に候事。

奉答書。

先達て依_レ所勞_ニ落飾相願候處、其後段々不_ニ一方_ニ被_レ惱_ニ叡慮_ニ深重の思召奉_ニ拜承_ニ誠_ニ以_レ不堪_ニ恐懼_ニ畏入存候。再三武家へ被_ニ仰達_ニ候御趣も被_レ爲_レ在處別紙書取差出候旨にて關白より被_レ上候由此上強て被_レ仰張候共無_レ詮且は却て及_ニ大害_ニ候半哉と御心痛被_レ爲_レ在、然るに猶又臣等忠魂より發候事を被_レ爲_ニ思召_ニ候御旨にて厚被_レ惱_ニ宸衷、以_ニ内府_ニ御内沙汰の御儀、且つ勅筆御書取存念の處可_ニ申上_ニ旨、誠以重々の恩勅何共可_ニ申上_ニ様も無_レ之深恐入畏存候。元來朝廷天下の爲公武一體の様と周旋の心得には有_レ之候處、何分淺慮見込違の事共深恐入、依_ニ所勞_ニ落飾をも奉_レ願候處、情實の程被_レ垂_ニ天憐_ニ厚叡慮の趣毎々奉_レ蒙_ニ御沙汰_ニ實に畏入存候。然處更に又厚御憐察御深密思召、蒙_ニ叡慮_ニの程奉_ニ感戴_ニ一身に取何れを相望候と申心底は無_レ之、兎角朝廷御安穩天下治平の儀を奉_ニ懇祈_ニ候。内府演達の趣、實に無_ニ御據_ニ御場合の御儀は深奉_ニ恐察_ニ候。必被_レ安_ニ叡慮_ニ候様相願候。吳々も反覆被_レ爲_レ盡_ニ叡旨_ニ候深厚の思召奉_ニ感服_ニ實に恐入畏存候。仍御請言言上候事。

尤又上首太閤前左府右府言上如何有_レ之候哉其邊の御都合も可_レ被_レ爲_レ在何れに御沙汰相成候共於_ニ實萬_ニ聊無_ニ遺憾_ニ兎角御都合可_レ然様奉_レ願候事

五月一日實萬落飾澹空と號す。左の宸翰御下賜品を賜ふ。

昨春來蠻夷の儀に付爲_ニ國家_ニ種々配慮忠魂拔群の處何歎關東差支の取計も有_レ之由にて存外四公の難儀に相成關白え追々申來候次第先日以来内々入_ニ一見_ニ候通に候、宥免の段色々申遣候得共以_ニ武威_ニ嚴重に申立不_ニ承引_ニ終に所勞願_ニ落飾_ニに及び候事、武命とは乍_レ申忠臣却て如此相成候段誠_ニ以_レ歎息の

至無_レ盡其被_ニ愁歎_ニの程察入候。依_レ之此品……送遣候。暫の間煩心爲_レ慰且朕の心中を申述印迄如_レ斯候事此旨推察頼存候事。又々宜時節到來候はゞ面會の期只管被_レ申候事。五月三日。

奉答書中實萬は『叡慮の程何分申上様も無_レ之唯々恐入思召の難_レ有儀涙難_レ抑畏入存候。……中々紙上に難_レ盡唯々不堪_ニ感泣_ニ畏入存候。……』と落涙感泣して聖旨を畏みまつたのである。大老井伊直弼は徳富蘇峰の評せし如く『天下の大罪人』である。

三條實萬實美父子は此の天憐に感泣しつゝ父子文書相往復して臣道を砥礪したのである。安政六年正月二十日實美は父實萬に書簡を呈して、『有職第一不睦一家風第二文學第三和歌第四筆道、此外諸作管絃可_ニ任意_ニ學問之次第右の通と存候。御教訓何度候』といひ、六月朔日の書簡には『大鏡中所見菅公の御歌たゞよふ水、御名澹の字清水の御趣意に符合、管見入_ニ御覽_ニ候也』と道眞太宰府にての作、

うみならずたゞよふ水のそこまでも清き心は月やてらさむ
を引用して居る。後に實美が太宰府謫居を豫言するものゝ如くである。

八月二十五日實美はまた書簡を父に呈して、

『此頃大日本史を閱讀致居候。三善清行封事藤原敦光上書など時政之藥石、慷慨彌増候。只々錯口、眼を典籍に曝し、古今之成敗を考へ、心膽を練磨致し置候事身分相應之學問と存、世事の是非は不_レ出_ニ口外_ニ守_レ口如_レ瓶、防_レ意如_レ城。この通りに候はゞ可_レ負_レ害と存過夜もねられぬまゝに思ひつゞけ

候。思_レ國思_レ君思_レ家思_レ身 五思之心生_ニ于胸懷_一 耽々不_レ寢時運難_レ通 只祈_ニ鬼神祖靈之擁護冥助_一 而已矣。かく思ひつゞけしも夢の中にてありけり。かたく人には語らじと思候事に有_レ之候。何も荒々如_レ此候。雜言失禮恐入候。御破却願上候也……』

九月五日幽居日記に、

『今曉夢_レ候_ニ先帝御前_一。恩言瞭然として覺得也。爲_ニ希有之事_一。密々記し了。莫_レ言莫_レ言』

九月九日實美幽居を訪ひ水戸藩家老安島帶刀等所刑の報ありしと告ぐ。八月二十七日水戸徳川齊昭に永蟄居同慶福に差控を同慶喜に隠居慎を命じ、九月十四日梅田雲濱獄死、十月七日橋本左内頼三樹三郎等を死刑、同二十七日吉田松陰を死刑に處す。九月九日の日記に『實可_ニ慨嘆_一事也』と記して居るが、それから引續いて安政の大獄が進行しつゝあつたのである。

八月十二日實萬下痢に罹り十月三日京都本邸に歸る。十月四日病篤きこと天聽に達し謹慎を解くの内旨を傳へしめられ、五日従一位に推叙せさせ給ふ。六日薨去、五十八歳。

尊皇は斥覇であり、攘夷は非開港即ち鎖國であるといふ如く語義差別によつて辯證法概念的論理學を展開し複雑なる現實の推進動機を徹鑿せず、漠然鎖國は『時勢』を知らざる迂遠空論であると思惟する如きは、蠻夷入寇の好適條件を醸成したものは『我が國體に戻り』たる幕府政治下の國防の缺陷であつたことを看過する迂濶論である。安政五年六月二十八日の宸翰中に『然る處異船毎々渡來之上剩へ墨夷

使節着船應接和親通商を乞ひ表には親睦之情を述べ實は後年併吞之志顯はれぬ。……實以神州之取瑾、其上邪法傳染等も測り難く、仲々許す間敷き事に候。若し許さざるに於ては戰爭に及ぶべく、然る時は治世數年人氣怠慢武備整はず敵し難き旨誠に絶體絶命之期と實に痛心候事。然るに(御名)存候は武士之名目にて縱令ひ治世續き候とて敵し難き旨申候ては實に征夷之官紛失數箇數事に候』の如き恐懼に堪へざる勅旨を拜するのである。

國防戰備弛緩の裏面には必ず人臣の分際を辨ぜざる驕溢幕吏の僭濫意志があつたのである。國家自立防護の武力を整備するためには幕府專制は打破せられねばならぬのである。

安政の大獄は時勢論や當面の外交問題處理の見地からのみ論すべきではない。安政六年僭濫幕府民主政意志の癡塊井伊直弼が千古の俊傑達士吉田松陰始め、諸藩忠義の志士を刑死せしめしのみならず、京都に於いても誠忠の重臣を落飾幽居せしめて宸襟を惱しまつりし滔天の大罪は北條足利一族の惡逆を回想せしめ、今日眼前驕米大統領等の慘虐陰謀を連想せしむるのである。

しかしながら闇黒からこそ光明が生るゝ。北條氏の酷薄陰謀の闇黒から源實朝の和歌の永久生命が生れ、井伊直弼に代表せらるゝ驕傲僭濫幕吏意志の跳梁する闇黒から破闇の清涼光として三條實美の和歌が生れ、『神代よりたえせぬ』シキシマノミチを照明して天壤無窮の神勅まことにましますことを明證したのである。

約百年に亙る米英の東亞『併吞』意志の黒雲を破つて朝暉の如きすがくしき生命の光線は戦死忠靈

を無窮の祖國生命に連結しつゝこゝにわれら日本民族が未來永劫に忘却せざるべき大東亞戰爭を戦ひつゝあるのである。民族永遠の記憶は國家永遠の生命の現證であり、記憶は歴史の直接經驗である。

一、三條實美の經歷と思想(一)

内大臣正一位大勳位公爵三條實美は幼名福鷹、梨堂と號す。贈右大臣正一位三條實萬の第四子、母は土佐藩主山内豐策の第三女紀子。天保八年(二四九七)生る。此年大鹽平八郎の亂起り、米船モリソン號浦賀へ入港、浦賀奉行太田資統之を砲撃したる年である。渡邊崋山慎機論を、高野長英夢物語を著し、古賀洞菴が海防臆測を著したるは翌天保九年である。天保十二年高島秋帆武州徳丸原に泰西新式銃隊操練を行ひ閣老以下點檢す。同年閣老水野忠邦勤儉令を布き、泰西制度及び國防に關する翻譯をなさしむ。弘化元年(二五〇四)フランス船琉球に來り互市を乞ひ、和蘭使節軍艦を率ゐ長崎に來り國書を捧呈し通商の利を勸告す。

實美は京北新田村農楠六左衛門の家に養はれ天保四年七歳にして本邸に歸り後藤一郎富田織部を師として句讀習字を學ぶ。後藤一郎は伯耆の人、少壯江戸に遊學し、後實萬の家臣となる。實美の世子となりしは彼の建議による。富田織部は學和漢に通じ詩文書畫をよくし、實萬實美に仕へ尊攘大義を唱へ志士の間を連絡し操守堅固、安政五年大獄により十二月九日逮捕せられ六年三月檻送十月七日押込の刑に處せらる。一旦解放せられしも文治元年實美西竄中再び投獄せられ、赦されて京都梨木町の邸に留り家政を

整理し密に實美と内外呼應す。

實美幼年時代國學は谷森種松、勢多章甫、漢學は室谷亮長、池田大學、澤雅五郎、歌は飛鳥井雅典中納言、渡邊忠秋、書は花山院家厚右大、雅樂は東儀季良、繪畫は小田海僊、弓馬は川瀬半左衛門に學ぶ。

嘉永二年十三歳にして從五位下に叙せらる。嫡子公睦多病安政元年二月十一日病死。六月十日實美從五位上に叙し八月八日侍從に任じ二十七日元服禁色昇殿を許さる。十一月二十日賀茂神社臨時祭に舞人に選ばれ一ノ舞勤仕、明年三月十九日石清水神社臨時祭にも亦一ノ舞勤仕。

安政六年の安政大獄進行中の十月六日實萬薨去、翌萬延元年(二五二〇)櫻田門事變あり、文久二年(二五二二)水戸浪士坂下門外に老中安藤信行を傷く。和宮御降嫁、島津久光は有馬新七以下を伏見守田屋に斬らしむ。勅使大原重徳島津久光を從へて東下登城勅旨を家茂に傳ふ。久光の從士生麥村に英人を殺傷す。

同年十月實美勅使となり姉小路公知副使となり攘夷及び親兵設置の勅旨を家茂に傳ふ。

文久二年五月大原重徳勅使として關東に下向し、島津久光兵を率ゐて之を護衛して東下し、幕府の弊政を改革したのであるが、これ世論の囂々たるに顧みて九條關白の辭表捧呈に際して三條實美の五月十日の上書に基いたものである。

實美不願レ非分、朝廷の御政務を議候は、誠に借踰の至、深不堪戰慄候得共、心情切迫の餘難レ默止

候間、不レ憚恐寸心内密申上候。此度島津和泉守上京言上の次第、委曲の儀は不レ存候得共、勤王の志は感賞仕候。建策の事件、被レ爲レ適レ勸慮候は、何卒以レ英邁之聖斷御採擇被レ遊、無レ御疑念御信任被レ爲レ有、餘條々迅速に被レ仰出候は、國內一致、人心協和の場にも可レ至、被レ安レ展襟候様可レ相成レと存候。古今の形勢を考候處、朝廷の御所置、神州の安危國家存亡之に係り候間、偏に正大の公論を被レ立、剛直の御所置に相成候様奉レ仰候。自然因循苟安の御事に相成候ては變異難測、有志失望候ては、暴發の程不レ被レ量候。於レ京中動レ干戈の事に相成候ては國內潰亂に可レ及候。方今夷狄猖獗の折柄に候間、内亂に乗じ、外寇一時に起り候ては皇國の維持も無レ覺束程の勢に至候儀と不レ堪レ恐嘆存候。當今朝廷の御急務以レ賢良之人、執柄輔弼與被レ遊候儀緊要存候。當殿下御辭表にも相成候由承候。何卒以レ非常之御所置不レ拘レ先規舊格速以レ勸慮爲レ聞食他の大臣を以て被レ補レ當職候は、國內人心も協和に可レ相成レと奉レ存候。前件被レ運レ勸慮候様、爲レ國家奉レ仰候。偏公武御合體御和睦の御情意眞實御通徹に相成候は、皇國理治の期にも被レ爲レ在哉と存候。實以不レ願レ恐懼、瀆レ天聽候條恐入候得共、冒レ萬死内密言上仕候也

五月十日

實美

尊攘派と公武合體派とは、薩長等の諸藩に於いても、京都の公卿の間に於いても波瀾を起して消長の變化を極めて居つたのであるが、これは畢竟思想問題であつて、『勤王の志』『正大の公論』『剛直の御

所置』を切願し、『賢良之人』を待望したのである。『國內一致人心協和』は此の思想の統一によつて實現せらるゝのである。それは『賢良之人』を要するのである。その人とは勤皇の忠臣である。

此の間土佐藩主山内豊範も出京し、各藩志士の行動も活潑となつたのであるが、それを細叙せず、八月二十日三條實美が朝廷の御下問に對して提出した意見書を引用しよう。

累年蠻夷跋扈之旨趣被_レ聞食_レ深以被_レ惱_レ宸襟、於_レ攘夷之叡慮_レは先年以來不_レ被_レ爲_レ相變_レ候得共、尙又所存被_レ尋下_レ候旨、謹奉仕候。且蠻夷の儀に付、深被_レ惱_レ宸襟_レ候御儀誠以不_レ堪_レ痛憤慨嘆_レ深奉_レ恐入_レ候。抑我狄之禍は不_レ容易_レ大患に候間、攘斥之御所置不_レ被_レ爲_レ在候ては邦内の人心貪利之洋風に推移、禮儀廉恥を忍候ては國家の存亡にも拘候儀と深慷慨仕候。既癸丑來十歳に相成候處、國力益々及_レ衰弱_レ人心彌不協に相成方今切迫之時勢に至候間攘夷之叡慮更に關東え被_レ仰下_レ斷然決策有_レ之候て天下諸藩に布告有_レ之、變革之政令、富強之術策を被_レ施、整_レ軍實_レ勵_レ士氣_レ候て、上下一心攘夷の志怠慢無_レ之候は、雪_レ國辱_レ耀_レ武威_レ候儀と可_レ相成_レと奉_レ存候。尙宜_レ在_レ叡斷_レ存候。不肖_美猥建言仕候條戰慄恐懼之至候得共、被_レ尋下_レ候に付所存言上候事

文久二年後八月二十日

實 美 上

天皇は實美の忠誠を嘉みせさせ給ひ朝議紆餘曲折遂に再び關東に勅使を派遣せらるゝこととなり、三條實美を正使とし姉小路公知を副使とするの命を拜したのである。

『抑我狄之禍は不_レ容易_レ大患』である。それは今日に至るまで『不堪_レ痛憤慨嘆』ところである。その

ためには『整_レ軍實_レ勵_レ士氣』、『上下一心攘夷』の志を固めねばならぬのである。今日の米國の侵襲は決して今日に始まつたことでは無いのである。

史學研究は、此の攘夷の意志と軍備とを、即ち軍實を整へ、士氣を勵ますことを、一日も一刻も遺忘せざるべきを忠告すべきであつた。今日に於いて當時の史實を回顧し、三條實美の忠誠意志をしのぶことはわれらの怠慢に對する謝罪行爲である。

『整軍實勵士氣』といふ文字と三條實美の左の和歌とは比較して味はるべきである。

述 懷

細_ク戈_チ千_チ足_チの御稜威末つひに仰がさらめや國の八十國

大君の任のまに_レ一筋に仕へまつらむ命死ぬまで

軍備を充實し士氣を勵すには億兆一心の協力を要する。そのためには同じく實美の和歌、

述 懷

片絲の亂れし筋を解き分けて一つ心により合せてむ

を、また、

述 懷

かくばかり亂れゆく世をよそに見て過すは臣の道ならめやも

と、臣道實踐即ち協力一致して奉公すること、『國內一致人心協和』といふことが要求せらるゝので

ある。

尊皇攘夷といふ、『尊皇』は『佐幕』と對立し、『攘夷』は『鎖國』であり、『開港』と對立するといふ風に考へて對立概念語義差別にのみ執着すれば事實とは離れてしまふのである。事實としてはそれは國體背戾徳川幕府民主々義施政下に起つた政治上の意見であつて、米英等の神州併呑意志の發動に反應したものであつたのである。それ故に當時の國防責任負擔者幕府が開港に傾けばそれに反對して鎖國を主張するといふことは幕府政治への反對といふ意味をも含んで居り、攘夷には米英等の非望に對する直覺的反撥動機が籠つて居るのである。攘夷を達成するためには國內の一致結束が必要であつて、その爲めには民主制幕府政治を廢さねばならぬのである。

事實は複雑に關聯し交錯して綜合的に分化創造進展するものであるから、それに概括的な名義を與へて整理することも必要ではあるが、名義の貼札をし又は各別の抽斗ヒヤッに入れて分類し得べきものではないのである。

幕府の開港方針も即時鎖國攘夷は不可能であるとしても、そこに政權維持の動機が強く働いて居つたので、大政を奉還して開港を主張したのでは無いのである。攘夷派の鎖國主義には米英等の非望、併呑意志に對する直覺的反撥心が強く働いて居り、それが幕府政治反對と共に憂國の至情と燃えたのであつて、それは民主制權力意志固執の幕吏の個我暴慢の私情偏執とは天地の差があるのである。そのみ

ならず『尊皇』意志は自然の無理のない、非道を忍び得ざる感情と合致する正しい學問の歸趨する所であつて、徳川氏一族の指導下にあつても水戸の學問は尊皇攘夷に指向せしめられたのである。無學無識又は間違つた學問がデモクラシイ民主制幕府政治の個我利己主義を支持するのである。

正しい學問の必要であることは精神科學に於いても數的計量に於いても正確が要求せらるゝと同じことである。

文久二年井伊直弼を追罰し、實萬に右大臣を追贈し、齊昭に權大納言を追贈し、將軍家茂上洛し、賀茂石清水に行幸、攘夷期限確定。これらは實美、眞木和泉、久坂玄瑞、宮部鼎藏等と謀り、展開したるものである。

文久元年和宮御降嫁により岩倉具視、將軍自筆の十ヶ年を期して攘夷する誓書を取る。文久二年四月島津久光兵を率ゐて上京、その意見嘉納あらせられ、勅命下らざるに先だち幕府自發的に改革を奏請し、徳川慶勝、一橋慶喜、松平春嶽、松平容堂の罪を宥し、青蓮院宮、應司父子、近衛の謹慎を解かむことを奏聞、九條關白辭表を捧ぐ。實美は前掲の書を上り久光の意見を用ゐるべきを論ず。こゝに文久二年五月大原勅使下向久光兵を率ゐて護衛す。その結果慶喜、將軍の後見役となり、松平春嶽政事總裁となり、松平容保京都守護職となる。

長州の藩論公武合體論より尊皇論に轉するや島津久光の公武合體論に共鳴せし諸卿の立場不利とな

り、九條關白辭職し近衛忠熙復職關白となる。三條實美姉小路公知その指導者となる。長州は長井雅樂航海遠略の策を建てしも久坂玄瑞、高杉晋作、入江九一等之に反對す。長井雅樂の死により藩論尊攘論に轉じ、土州も吉田東洋の暗殺により武市半平太を中心に尊攘論勃興、藩主山内豐範武市半平太等を隨へて出京す。

一一、三條實美の經歷と思想(二)

文久二年十月十二日、三條實美は勅使として關東下向發途の命を拜したのである。外患の逼迫と、も幕府の權威は漸く失墜し、朝廷は舊例を廢し君臣の分を正さむとし、幕府に條目を擧げて内達せしめ給ふ。即ち『是迄云々』を『以來云々』と申渡されたのである。たとへば、

一、勅使下向候者將軍自郊迎之事

但此儀は御宥豫候者、殿上間迄出迎候か又は廊下又は大廣間迄出迎候事。可相成二城外迄出迎せ度

事……………

一、登城之日之事

玄關平付之事

登城之登之字去度存候。以後入城とか御出とか御入とか申候様に致度候

入城直に殿上間上段著座茶煙草盆火鉢可レ出事……………

……………

一、下城を御勅使御立御歸と可レ唱事

一、禁中より被_レ進物の唱を被_レ下物と可_レ稱候
和宮も以後臣下の妻に候得ば是も被_レ下と可_レ申事
勅使よりの贈物を進上と可_レ稱事

將軍より勅使への贈物も同上被_レ進と可_レ唱事

一、勅答歸京饗應之日。御暇と不_レ可_レ稱。只御返答日と可_レ稱事

此餘公方公儀上使之號、出御入御薨御等之稱、右様之類、書狀往復或は口上書に至迄、見當次第被_レ改正様存候

一、日光宮歸京には不_レ相成候哉。天子御廟は地下僧御守申、將軍の廟を親王が守候は實以不都合と存候。可_レ相成何かなしにても先歸京の取計沙汰有_レ之度事に候

尤勅使輪門へ行向候事も止度候。輪門よりは御機嫌伺自被_レ來候か又使にても被_レ越候か之事

從來徳川氏の借濫驕溢は君臣の大義を遺れて顛倒に至らむとして居つたのである。『徳川實紀』の開卷第一の文は

『かけまくもかしこき東照宮のよつて出させ給ふその源を考へ奉れば』

といふ調子である。敬語用法に於いて君臣の大義名分は紛更せしめられて居る。寛永十一年六月家光上洛に當つては伊達正宗が先發で供奉人數凡三十萬人、家光の動作を記述するに『入御』『出御』とか『供

奉の鹵簿』とかいひ、『勅使院使月卿雲客御關迎とし衣冠し所せく参り拜し奉り』といふ記述ぶりである。また家光を『御所』といふのである。此度の上洛に際して『無双の奇本にて、院常に御懇望』あらせられしといはる、『萬葉集注』を院に献上したのは殊勝であるが、家光の日光社参、東照宮祭禮の如きは借濫行爲の限を盡して居る。かういふ場合に出没して居る天海僧正の正體を研究するも興味があらう。彼が徳川氏の借濫驕溢行爲の助長者であつたことは否まれぬのである。

家光の乳母が参内して天顔を拜し奉り春日局の稱號を賜はりしは寛永六年十月十日であり、十一月八日には 後水尾天皇は皇女興子内親王に讓位あらせ給うたのである。

『十一月八日京にて 主上にはかに御位を女一宮にゆづらせ給ふ。近侍の公卿といへども今日まで此事しるものなし。中宮はわきてしるしめさざりしに夜に入りて 主上わたらせ給ひ、かくと告させ給へば驚き思召事斜ならず』とあり、ついで『十三日天野豊前守長信参着し、御讓位の事を土井大炊頭利勝まで聞上しに兩御所聞召御けしきよろしからず。長信は十二月五日までとゞめられ、御返詞の御沙汰なし』と記述せられてをる。長信は中宮の御使として關東につかはされたのである。寛永元年女御徳川和子を中宮とし給うたのである。元和九年二十歳にて家光征夷大將軍に任ぜられたのである。

後水尾天皇は慶長十六年御即位あらせられ、秀忠が征夷大將軍で家康も生きて居つたので上洛してその父に贈官を請ひ奉つて居り、又豊臣秀頼を攻滅す陰謀をめぐらして居つたのである。家康は元和元年秀頼を自殺せしめて、同二年三月太政大臣に任ぜられ、四年に逝去したのである。元和六年秀忠の女和

子入内。同年徳川家光に忠義を誓つた伊達政宗の遣歐使節支倉常長歸朝等の史實を参照すれば、徳川氏極盛時代の家光は女帝 明正天皇の御代に上洛して臣民感覺の麻痺を來すやうに威張つた態度が想像せらるゝのである。家康を東照神君といひ、『神祖』といひ、家光は久能山に參詣して、

東より照す光の神慮けふまうでする久能の御社

といふ和歌を作つて居る。これは歌の體をなして居らぬが、『東より照す』といふのはともし火ではない日月の光照を思はしむるのである。明治二十五年皇典講究所の校閲檢定を受けて出版せられたる有賀長雄の『帝國史略』には秀忠が僧天海の議を容れて皇族一人を請ひ日光山の門主とし、家光の時皇子守澄親王東下日光に入り寛永寺に居給ひ輪王寺宮と申し、又伊勢奉幣使を復興し藤波氏を代々奉幣使たらしめ、毎歲家康の忌日に參議を遣して日光に奉幣せしめむことを請ひて之を實現し、『是ヨリ徳川氏ノ日光アルハ尙朝廷ノ伊勢アルガゴトクナルニ至レリ』と記述して居る。本居宣長も『秘本玉くしげ』に『豊臣關白』といひつゝ、『東照神御祖命』と闕字して記述して居る。アツマテラスカムミオヤノミコトとでも訓ませるのであらう。

三條實美の君臣の大義名分を正すといふことは幕府の僭濫驕溢思想意志行動と對比せねばならぬのである。後水尾天皇が此の秀忠家光二代の僭濫驕溢を憤らせ給ひしとのびまつる御述懐の御製を拜誦しまつるのである。天皇が僧澤庵玉室に紫衣を勅許あらせられしを幕府二僧を關東に召し紫衣を奪ひ奥州に流すことあり 天皇逆鱗ましまして讓位あらせ給ひしと傳へらるゝのであるが、こゝに『聖徳餘

光』によつて確實なる記録を拔萃しようとするのである。後水尾天皇宸翰に、

帝位にそなはられ候と覺召候御心候へば、おぼへさせおはしまし候はで、御憍と成候て、人の申候事御承引なく成行候事にて候まゝ、よくよく御心にかけれられ候て、つゝしまれ候はん事肝要に候。むかしこそ何事も勅定をばそむかれぬ事のやうに候へ、今は仰出し候事、さらにそのかひなく候。武家は權威ほしきまゝなる時節の事に候へば、仰にしたがひ候はぬもことはりとも申べく候歟。重代の臣下共すら、動ば勅命とてもかるしめてのみに候。澆季の世あさましく候へども是非なき事に候。さ候へば御憍心など今の世に別して不相應の御事に候まゝ、ふかく御つゝしみあるべき事に候。

一、御短慮又深くつゝしまるべき事也。……

一、いかにも柔稟にあり度事候。……返々柔和の相御身體に尤可_レ爲_二相應_一候事。

一、敬神は第一にあそばし候事候條、努々をろそかなるまじく候。禁秘鈔發端の御詞にも凡禁中作法先神事、後に他事、且暮敬神之敬慮無_二懈怠_一と被_レ遊候歟。佛法又用明天皇信じそめさせ給候やうに日本紀にも見え候へばすてをかれがたく候。總じて上を敬ひ下を憐み非道なき志ある者に、佛神を信ぜざる者はなき道理にて候へば、信心なる者は志邪路ならざるとしろしめさるべく候。何事も正路を守らるべき事肝要に候。

一、御藝能の事は禁秘鈔に委く載られて候へども、今の世に候へば和歌第一に御心にかけれられ御稽古あるべき事にや。先和國の風義といひ近代ことにもあそばるゝ道なり。……

一、天地人の三才は、……

性善性惡ノ沙汰ハ内典外典トモニ事舊候事ニ候ヘ共、誰シモ若キ時ノ所好、惡ニ不レ趣ハナキ事ニ候。ソレニヨリ三教トモニ勸善懲惡ノ一スチハ何レモ無ニ相違ニ候歟。然レバ御若年ノ間ノ慎肝要ノ御事候歟。凡卅歳ニ及ビ候マデ、身ヲモテソコナヒ候ヘヌ様ニ慎候ヘバ、一代ノ内大ナルアヤマチハ不出來モノニ候。別テ今程萬端武家ノハカライ候時節ニ候ヘバ、禁中トテモ萬事舊例ニ任テ御沙汰アルベキ様モナキ體ニ候。萬事御心ヲ付ラレ御慎専用ニ候歟。路上行人口是碑ト申候ヘドモ、當時ハ横目トヤランアマタ打散候テ、何事モ行人ノ口ニノリ候ヘヌ已前ニ、其儘江戸ノ取沙汰ニ及候由候。左様ニ候ヘバ何カト御爲ヨカラヌ沙汰ナド武家ノ評定ニナリ候ヘバ、御身一分ノ事ニテハ候ヘデ御爲ヲ存候者ハ、愚老ヲハジメ男女數多難義、折角迷惑浮沈候事候。然バアマタノ人ノ憂喜苦樂ヲ御心ヒトツニ任ラレ候事ニテ候條、御分別有間敷事ニテハ無レ之候歟。能々御思惟尤候。今程ハ諸家ノ所存事外アシク成行候テ何ノ道ニモ正路ナル者ハ大形無レ之様ナル爲體ニ候トノ取沙汰候。下ノ放埒ハ即上ノ御恥辱ニナリ候事ニテ候ヘバ正道ニ引カヘサマホシキ事ニ候。其本亂テ末治ルト言フコトハアラジニテ候ヘバ、本正ク御身ヲ治ラレ候ハン事、第一ノ御事候歟。

此の宸翰は『後光明天皇へ御上げなされたものであらうと思ふ』といふ同書編者の意見が正しいと思ふのである。後光明天皇は幕府の専横を憤らせられたとしのびまつるのである。

上皇の眷顧を蒙つた僧一絲が靈源寺を建立して入寺の偈の中に『朴實家風茅不剪。長拈寶薰祝堯

年』とあるのは、御製に、

社 頭

見ても思へすなほなるしもかけ高き内外の神のかやが軒端を

と詠ませ給ひしに一脈相通するものあるをしのばしめらるゝのである。日光廟のゴテくした虚飾と對照して簡素壯嚴を仰がしめらるゝのである。

後水尾天皇は御讓位後も一絲、澤庵、愚堂、鳳林、雲居、龍溪、隱元等の僧を召させて佛教を研究修行せさせ給ひ、漢學國史國文和歌書道等にも精進あらせ給ひ、禁中行事の復興を期せさせ給ひ、濟世撫民、國體本義を明徴にして朝權の恢復を志させ給ふ勸諭をしのびまつるのである。

後水尾天皇御製

述懐非一

道々のその一つだにいにしへのはしがはしにもあらぬ世にして

題しらず

しかな刈りそ萩刈るをのこ一本はかさしに残せ野邊の歸るさ

萬事萬端徳川幕府僭濫驕溢、國體の本義を晦蒙にして古制を破壊し盡したるを嘆かせ給ひ、『その一つだに』『古への端が端にも』あらぬと詠ませ給ふと拜するのである。古制破壊の専横暴を少しは差控へよ、少しは遠慮せよ、『一本はかさしに残せ』『しかな刈りそ』それほどまでにするなかれ、餘りに

恣いまくに振舞ふことよ、と仰せらるゝのである。まことに恐懼に堪へぬ人臣の過分越權行爲である。

申すも畏きことながら、皇室の御稜威は、臣民の過分行爲による不臣意志によつて叡慮を惱ませ奉り人生の痛苦憂憤の限りを體驗あらせ給ひしによりて現實人生の悲劇的境遇に生成する強毅意志力によつて威力化せらるゝにこそと仰ぎまつるのである。

三條實美勅使として東下するに際し山内豊範隨從の命を拜し先驅として十月十一日藩兵五百を率ゐて出發。十二日實美勅使、姉小路公知副使として禁闕を辭し、隨員士分都合四十一人、外に従者家僕を從へ二十七日品川に着、將軍麻疹の爲十一月二十七日入城行裝儀式嚴肅なり。

勅書

攘夷之念。先年來至今日。不絶日夜思之。於三柳營各々變革。施新政。欲慰朕。怡悅不斜。然處學天下。於無攘夷一定。人心一致難至乎。且恐人心不一致。異亂起於邦内。早決攘夷。布告大小名。如其策略。武臣之職掌。速盡衆議。定良策。可拒絶醜夷。是朕意也。

將軍勅答

勅書謹而拜見仕候。勅諭之趣奉畏候。策略之儀は御委任被成下候條盡衆議上京之上委細可申上候。誠惶謹言。文久二年戊十二月

臣家 茂花押

十二月七日勅使歸余に就き山内豊範護衛し長士藩士隨從す。二十三日歸洛姉小路と共に參内二十六日諸廷臣に回達す。

漸進的公武黨は青蓮院宮、近衛、中山、正親町三條にして島津久光と結び公武合體論を唱ふ。文久三年正月近衛忠熙關白を辭し應司輔熙代つて關白に任ず。二月十日久坂玄瑞、寺島忠三郎、轟武兵衛、書を應司關白に上り攘夷期限決定を要請す。毛利定廣、蜂須賀茂韶も實美と共に之を助く。應司參内奏上嘉納あらせられ、實美及び議奏阿都公誠、傳奏野宮定功を正使とし姉小路公知等を副使として本願寺に居る一橋慶喜に謁し勅命を以て攘夷期限決定を促さしむ。慶喜將軍歸府後二十日を期し鎖港を決するにつき將軍在京日數十日と定めむことを乞ふ。實美應司に復命す。十四日慶喜春嶽等の名を以て答書を諸卿に提出す。三條實美親兵の總帥となり列藩尊攘黨の瞻仰するところとなる。

家茂は文久三年三月三日上洛二條城に入る。七日慶喜松平春嶽在京諸侯を率ゐ參内拜謁庶政御委任の御沙汰を拜す。慶喜春嶽容堂等は將軍上洛を機とし青蓮院宮、近衛忠熙等と謀り島津久光を後援とし急進尊攘派を排し公武合體を志す。三月十四日久光上京せしも志を得ず歸途に就く。青蓮院宮春嶽容堂辭表を上り公武合體派の勢力地を掃ふ。

二月二十日毛利定廣は應司關白に賀茂兩社及び泉涌寺行幸の議を提出、三月十一日鳳輦賀茂兩社に行幸攘夷を祈らせ給ふ。議奏總御用掛三條實美は有栖川宮熾仁親王前關白近衛忠熙以下十五人と共に先發、將軍家茂は在京諸侯を率ゐ護衛しまつり公卿百官扈從す。これ實に徳川執權以來始めてのことである。

四月十一日石清水行幸仰出さる。これ長藩の建議に由る。御發輦に當り家茂病と稱し慶喜代つて供奉、親王公卿百官在京諸侯扈從す。祈願を終へさせられ慶喜を社頭に召し節刀及び白羽箭を授け給ひ攘夷を誓はしめむとし給ふに慶喜急病之を辭しまつる。翌十一日還幸。

將軍家茂東歸と決したるも四月十八日應召參内勅諭により滯京、慶喜東下徳川慶篤と共に鎖港談判に當ることゝす。二十一日慶喜參内小御所にて拜謁御下問に奉答して攘夷期限は五月十五日と決定したのであるが、慶喜、慶篤、閣老小笠原長行等東歸したるも談判意の如くならず、小笠原は生麥事件の償金を英公使に與ふ。十四日期限になるも攘夷實現せざるを將軍家茂に責む。慶喜は同日書を鷹司關白に贈り攘夷行ふべからず職を解かむことを請ふ。長藩は米の商船を下關海峡に砲撃して戦端を開く。こゝに大和行幸親征の議起る。

文久三年五月二十日實美の同志姉小路公知は朝廷の會議夜半に及び退出して歸路凶漢の爲めに傷けられ翌朝瞑目したのである。その靈に告げて實美は、

『……余は卿と共に豫期する所の宿志を遂げ 皇室を泰山の安きに置かすんば止まざるなり。卿以て憂ふること勿れ。卿の忠魂も亦皇基を護し併せて余及び同志を扶け導かんことを冀ふ……』
 といふ。戦死者の靈は永久に生きて皇基を守護しまつるのである。

八月十三日攘夷親征の議を嘉納あらせられ勅書を賜ふ。

爲此度攘夷御祈願、大和國行幸、神武帝山陵、春日社等御拜、暫御逗留、御親征軍議被爲在、其上神官行幸之事

眞木保臣は天皇親征の議を唱へ實美によつて建白し、長州の久坂玄瑞、肥後の宮部鼎藏、土佐の武市半平太等之に賛成し、毛利慶親も之を主張し建白したのである。

松平慶徳、松平茂政、松平茂韶、上杉齊憲等は親征論に反対したのであるが朝議は親征論に決して大和行幸の勅諭が下つたのである。三條實美、眞木、久坂、宮部等相會し萬般の用意を整へ用途は長州、加州、肥州、土州、久留米の諸藩に命じたのである。

大和行幸、攘夷、倒幕と進むべき計畫であつた。此の親征論に反対したのは青蓮院宮(中川宮)、近衛、二條の一派と會津薩州の二藩であり、薩州の高崎佐太郎は行幸阻止の策を講じ、内大臣徳大寺公純も之に賛成し、十六日夜中川宮の言を容れさせ給ふ。中川宮は十七日夜より十八日曉にかけて改革斷行、ここに會薩の兵中川宮の内旨を奉じて十七日九門を鎖し長藩士は締出され實美は參内を停められたのである。會薩藩士は長州藩士と對峙危機一髪であつた。

十八日親兵は三條實美の邸に集りしも、實美は事變の起るをおそれ、三條西季知、東久世通禧、壬生基修四條隆調、錦小路頼徳、澤宣嘉と共に鷹司邸に至りしに鷹司關白は參内の後でこゝを退出妙法院に入る。

大和では中山忠光等は親征の先鋒として義學の魁となり、眞木保臣は河内に據り義兵を擧ぐべしと主張す。毛利元純、吉川經幹等は山口に難を避け、再學を謀らむと主張し、實美等之に従ふ。

一三、三條實美の経歴と思想(三)

三條實美が文久三年八月十七・八日の政變によつて長州へ落ちて行つた日から、また長州から太宰府に移り慶應三年十二月十九日太宰府を出發するまでの五年間は、その失意不遇の時代であつたけれども、此の間に維新の天業を翼賛し奉る鍊成が用意せられたのである。

元來徳川幕府の僭擬政治の下に續いた平和は變則假裝の平和であつた。天皇親政の時代に於いてのみ眞の平和は期待せらるゝのである。それ故に幕府の積悪が重疊するとともに外夷の來寇となつてこゝに僭擬政治の解體となり、諸侯の威權が幕府を抑壓するに至り、再び所謂元和偃武以前の戰國時代の様相を示すに至つたことは、『攘夷』の爲めの練武演習となり國體明徴思想戦を展開したのである。之を單に三條實美の雌伏時代と見るのは群雄割據中原逐鹿といふ個人的英雄行動の見地であつて、それは日本國體と日本歴史との見地に抱納せらるべきである。

此の西竄時代三條實美は京都の政界と直接關係しなかつたのであるが、長州では防長尊攘黨に、太宰府では薩藩を始め兩肥兩筑五藩の兵に擁護せられ、正論黨志士の思想を指導し天下の望を繫いだのである。此間三條實美は七卿の中心人物として推重せられ、諸侯の如き威儀を以て待遇せられ又行動したの

である。七卿はそれ／＼相當の有爲の人物であるがいまはそれに論及せぬこととする。

文久三年八月十八日細雨の中を三條實美、三條西季知、東久世通禧、壬生基修、錦小路頼徳、四條隆譚、澤宣嘉の七卿は京都を出發したのである。三條實美が統率して居つた御親兵中實美に心服して公に従はむとする者を論して歸らしめ、簑笠草鞋の徒步行装で、毛利元純、吉川經幹以下諸藩士隨行するもの二千餘人であつた。此時參會するもの長州久坂玄瑞、肥後轟武兵衛、宮部鼎藏、久留米眞木和泉守、土佐土方楠左衛門等があつた。途中二十一日拂曉西宮を發して湊川を過ぎ楠公廟に詣で、正午兵庫に着し、それより海路防州に赴いたのである。

同行者は森寺大和守以下の家臣と眞木保臣土方楠左衛門以下の諸藩士で、旅中實美は一見平士の如く装つたのである。

二十二日兵庫より左の檄文と阿波藩主蜂須賀齊祐に與ふる書を宮部鼎藏に與へて阿波に赴かしめた。中興之大業、自成の處、奸賊狂妄、奉憫宸憊候事、不堪憤激、一同西國へ罷下、學義兵候。順逆は顯然に付、有志之者は一旦長州へ馳集り候様可致候。仍て如件

三條中納言

以下七卿連署

此の檄文、書翰は當時の思想戦の方法であつた。人間の行動は思想意志の發動であるからして、思想戦の見地から行動と事蹟とを考察すれば、事件の意義はその思想的基礎によつて決定せらるゝのであ

る。それは眼前即時に實現せられずとも、時間の経過とともに永久無窮の開展に連絡するのである。ここに成敗を超出し、個人の生死を超出する、史的、生命價値が實感實證せらるゝ。

途中從者を各地に遣して同志を糾合せむとしたのである。上記檄文中『奉_レ惱_レ宸襟』の一句は全文の優位支配的要素である。

二十七日午後二時徳山に着、藩主毛利廣篤七卿を禮遇し、夜半三田尻に着し毛利慶親に迎へらる。

九月九日京都朝廷より七卿の官位褫奪の令文が達した。

『春來彼是違_レ觀慮_レ候上……三條中納言以下堂上七人同伴及_レ他國_レ候段不_レ憚_レ朝威_レ甚如何に被_レ思召_レ候依_レ之被_レ停_レ官位_レ候事八月二十二日』

三條實美はこれより朝廷を憚り假に名を更め實_又梨木誠齋と稱し梨堂と號した。六卿も亦同じであつた。實美等は謹慎し課程を設けて文武を講じ、眞木和泉は從士の爲め『三田尻招賢閣課程』を草した。

一、朝六鼓皆興、東向朝拜

一、喫飯而後學_レ文習_レ武

……

の如きもので、經書、新論、保建大記、靖獻遺言等を講じ、又兵書を講じ操練、策問、遠足、詩歌、音樂等の日割を定めたのである。

此の一般文化的教養、武道諸藝の錬成といふことは、非常時に於いても必要不可欠である。

明治天皇御製

折にふれて

ことしげき世にはあれども國民を教ふる道に心たゆむな

こゝで『物・心』關係に就いて考察し教化の重要性を反省したいと思ふのである。『精神力に限度あり』といふ新聞の標題があつた。これは鬼畜敵米國が巨大の物量を以て太平洋反攻を連続しつつあるに對して、飛行機艦船の一定物量の急速増強を促進すべき警告であつて、勿論正しい警告であるが、此の『精神力』といふのは『物量』に對立したものである。思想せられて居るところはマチガヒである。鬼畜米英の武器物量は彼等の知力精神力の所産であつて天與自在の自然物ではない。低級文化民族は精密武器の巨大物量を有せぬのである。此の武器使用と作戰機略とは軍人精神、國民性格、國家觀念、忠節意志等と相互關聯してその威力を發揮するのであるから、武器物量の不足は軍隊の士氣によつて一定限度まで補足し得るのであるが、それがその限度を越えるに至れば、そこに現前せらるゝ物量生産の不足は精神生活の缺陷と連結せしめられて考察せらるべきである。政治も教育も産業も總力戰に於いては一塊石に結合連結せらるべきで、生産の不足も此の連帶關係の弛緩に溯源せらるべきである。生産は勞力と資材と工業地域との關係に依存するのであるが、それもそこに見出さるゝ不便と不利とは國民の知力と意氣とによつて克服せられ便益は十分利用せらるべきである。

それ故に精神と物質とを對立概念として、思想して居るといふことは、實際に於いて精神力が十分活動して居らぬといふことである。これは概念對立辯證法が反抗心に基くものであつて、反抗心は協力創造よりも對立破壊又は脱合ひ怠業に傾向せしめらるゝと同じである。

『日本魂だけでは近代戦は遂行せられぬ』といふやうの考へ方もマチガヒである。日本魂を發揮するために武器刀劍を捨て裸體になつて戦ふものは無いのであるが、不幸にも武器を携帯せずして敵襲を受けても敢然奮闘する場合もある。それらは例外を許容すべき個々の實際の場合であつて、精神と物質、士氣と武器といふ風に對立離反せしめて考へ又取扱つて戦ふといふことは實際にはないことである。不幸にも武器を缺く場合には肉弾を以て即ち身體を武器として戦ふので、それは武器の不用といふことではない。刀劍銃砲戰車航空機艦船等の廣義武器は人間手足の延長又は補助と見做すべきである。手足は精神によつて命令運動せしめらるゝのである。それ故に日本魂だけでは戦争はできぬ、物量には物量を以てせねばならぬ、といふやうの思想法は、手には手を以て對さねばならぬ、頭で考へて居つたゞけでは駄目である、といふ風に考へると同じであつて、切斷すべからざる手足と頭腦との脈絡を切斷しようとするものである。此の切斷と切斷による對立思想法とは生命力の障礙となるだけである。かういふマチガヒに陥らぬために思想問題が重要となるので、各國陸海軍部が思想問題に關心を有つのは此故である。軍人は冥想的哲學閑談に耳を傾けるべきではないが、マチガツタ思想法と偏固の人生觀とに陥らぬ用意は萬人と共に必要であることは言ふまでも無い。又私曲動機を混する思想團體や政治運動に深入りする

ることは『世論に惑はず政治に拘らず』の聖諭に背き奉ることゝもなるのである。しかしながら武器、戰術、戰略が思想問題精神問題と無關係であるとするのは物・心對立論のマチガヒに陥つて居るので、それでは文武對立論のマチガヒと同じであつて、専門辭の一つである。

實際に於いては軍人で和歌を作る人も多く、思想問題に就いて關心を有することは古今東西の名將に其例が多いのである。特に、軍人勅諭には軍隊と國體との關係に基いて聖諭あらせ給うてあるから、帝國軍人が國體問題即ち思想・精神問題に留意すべきことはいふまでもないのである。神武紀に『天皇曰。戰勝而無驕者。良將之行也』とあり、又『天皇草創天基之日也。大伴氏之遠祖道臣命帥大來目部奉承密策。能以諷歌倒語掃蕩妖氣。倒語之用。始起乎茲』とあるのも、思想指導宣傳戰、

思想謀略攻防戰の重要なことが古今一貫の軍事樞務であることが知らしめらるゝのである。物心關係の正しい思想法を學ぶことは此の重大時局の決戰段階に於いて愈々急切に要求せらるゝのである。元來思想・精神といふのは個體間に、その協力によつて生成せしめらるゝのである。不撓不屈のヤマトダマシヒも全國民一塊石の協力から生成せしめらるゝのである。此の個體間の連帶關係を『恩』と名づければ『思想・精神』とは『恩』であり、それは天皇へ歸屬しまつらむとする『忠節』に外ならぬのである。

明治天皇御製

折にふれて

いかならむ事にあひてもたわまぬはわがしきしまの大和だましひ
 述懐

千萬の民の力をあつめなばいかなる業も成らむとぞ思ふ

九月十五日毛利慶親宿舎に來り三條實美を慰問した際實美は同志の議に基き東上君側を清むるため奇兵隊を借らむことを請ふ。慶親も亦東上の志あり重臣を召して之を議せしめ高杉晋作をして當時萩にありし世子定廣の意見を問はしめた。十九日實美は連署の書柬を慶親に贈り確答を促した。

『……方今朝廷之御次第、追々傳聞候所、奸賊逐次相迫、不_レ容易_レ一件々被_レ仰出_レ候儀有_レ之候由拜承仕候。然れば寂慮於_レ闕下、開_レ肺腑寸誠を吐露仕候て、柔順に奉_レ謝罪、何れ共朝議御挽回被_レ爲_レ在、正邪之辨相立候様、決死盡力仕度候。何分當_レ今日、不_レ盡_レ臣子之分候ては、一刻も坐臥不安、且機會を失候て時日遷延……遂に不義の名を蒙り寸忠空く相成候ては嗟臍之憂可_レ有_レ之存候間……急遽上京於_レ闕下、盡力仕度決心に有_レ之候。何卒心情偏御憐察被_レ下候様懇祈仕候。仍概略如_レ此候也。九月十九日。澤宣嘉。錦小路頼徳。四條隆調。壬生基修。東久世通禧。三條實美。三條西季知。長門宰相殿』
 二十日高杉晋作慶親の使として山口より三田尻に來り慶親父子實美等の希望に應じ、世子定廣急遽上京の旨を述べ、實美等返東を慶親に贈つた。當時高杉晋作、官部鼎藏、眞木和泉、久坂玄瑞等は七卿をめぐつて相往來したのである。

二十五日奇兵隊總管瀧彌太郎以下二百五十人武装して招賢閣に來り實美等に謁し、三田尻正福寺に設營七卿を警衛した。

七卿落の前後に平野國臣生野銀山の擧兵、中山忠光大和擧兵等も實美と連絡し之を但馬に迎へむとしたるも實美は自重して動かなかつた。澤宣嘉一人は生野擧兵に賛成して脱走して之に加はつたが事敗れて行方不明となつた。

十月十日實美は土方楠左衛門を召し東國尊皇攘夷の根本とも可申國柄(回天實記)の水戸と氣脈を通ずる相談をなし土佐藩士千屋菊次郎清岡半四郎を使者として遣すことに決した。桂小五郎木戸久坂玄瑞等相ついで山口より來り、此日東久世、三條西、三條諸卿に謁したのである。

薩州大嶋三左衛門西郷隆盛大島に流され居るを誘出す密使を出すことを十一日『御治定相成』(回天實記)原道太(久留米藩士)を密使として遣し西郷と面識ある眞木和泉は西郷に書柬を送り連絡し三田尻の實美等とも打合せたのである。又中央地方の情勢探索のため志士の往來があり、狩獵、乘馬、閱兵、講書、會談等緊張した日夜を送つたのである。

元治元年元旦を迎へて實美は二十八歳であつた。東久世、四條、錦小路等は三田尻より實美の湯田村の寓居に來り年賀した。實美は水戸、薩摩、長州の連絡を計り、清岡半四郎、千屋菊次郎は三田尻を發し京都に至り水戸藩の家老大場一眞齋及び梅澤孫太郎、原市之進等に面會し實美の密書二通を傳へ、又

江戸に至り武田耕雲齋、住谷寅之助等に面會し、實美の密書を徳川慶篤に傳へ、歸つて實美に復命したのである。

又實美は諸卿と議して尊攘回天の志を天關に訴へむとして正月十九日六卿連署の書を作り、河村・丹羽の二人を使として京都に赴かしめたのである。

六卿嘆奏書

『……攘斥遷延積年の叡慮御貫徹の時無_レ之且人心の方嚮も不_レ相立……泣血悲嘆仕候……不敬不憚之罪御仁宥被_レ爲_レ垂寸志の程聖察不堪_レ仰願_レ候……』

此の嘆奏書は百方苦心の結果が傳奏坊城俊克に呈し、二人の使者は速かに京都を退去せしめられたのである。それより數月普沙汰無く、再び丹羽・河村及び三條家平士川勝實治、三條西家平士吉川菊之を上京せしめ六月十三日大阪に至り淀川を溯り伏見に達したのである。六月五日夜池田屋襲撃事件あり、實美の同志宮部鼎藏、吉田稔鷹等之に死することあり、丹羽等伏見の客舎に投するや、會津藩の捕吏偵知して四人を逮捕し京都に護送投獄、禁門の變起る翌日即ち七月二十日大和及び但馬義舉志士三十四人と共に囚徒脱獄の企ありと稱し之を斬に處したのである。丹羽正雄は近江の人本姓福田氏實美の家臣丹羽正庸の養嗣となる。梅田雲濱に學び賴三樹梁川星巖等と交り兵學を修め劍に長ず。文久二年實美勅使として東下するに従ふ。河村季興は三條西家の家臣、歌道國典に通ず。有爲の人材は護國の神靈となつて同志の精神生活に宿つたのである。

二月京都への進發論は長藩士を中心として諸藩の浪士との間に連絡計畫せられ、實美等の馬關砲臺巡視、歩騎砲兵及び海軍の演習視察をなし、神拜儀式を嚴修し密約を神前に誓ふ等のことありて四月より五月に至る。

五月二十五日神籬を上宇部領高田の館に設け楠木正成を祭る。その靈に告ぐる文は前掲の通りである。

元治元年四月錦小路賴徳は馬關砲臺巡視中咯血に因り二十五日病死した。毛利定廣喪主となり葬る。此月二十五日その月忌に當り實美は三條西、東久世、四條、壬生と警衛の士を従へ赤妻山に詣で墓參して靈を祭る。同志の靈を祭ること嚴肅である。慶應三年賴徳の四年忌に實美の詠歌、

なき、みのわきてこひしきことしかな歸らむ道のほどもみゆれば

文久三年より翌元治元年にかけて長州藩は君側掃清朝議挽回の輿論決定、眞木保臣等の意見を實美が採用し、慶親父子之に不同意ならば上京して目的を達せむが爲めに奇兵隊を借りむことを申出たのである。慶親始め根來上總を後に家老井原主計を上京せしめ嘆願せしめしも共に入京を許されず、百方盡力して辛うじて使命を果すを得、慶親は奉勅始末と朝廷及び幕府に提出したる文書を闔藩に公示したのである。此の君側掃清朝議挽回もその實行に當つては急進漸進の兩論に分れ、實美は此の渦流の中にあ

つたのである。

元治元年六月五日上記の如く京都三條小橋池田屋の變あり、實美の同志宮部鼎藏等幕吏のため之に死するの報山口に達するや尊攘派の士氣緊張し福原越後は二十二日兵三百を率ゐ大阪に至り伏見の藩邸に入り、眞木久坂等も兵を率ゐて前後大阪に至り淀川を溯り山崎に着した。六月二十六日國司信濃兵八百を率ゐ出發七月八日兵庫着九日夜山崎に至り福原越後と會し、書を幕府に呈し哀訴聽かれずば壯士激昂せむと言ひ十一日天龍寺に入る。七月六日益田右衛門兵六百を率ゐ山口を發し十三日大阪に至り淀川を溯り十五日男山に陣し、十七日諸將を會し漸進論を排し世子定廣の上阪を待たず京都進入を決す。

慶親父子君側掃清朝議挽回方針を決し、軍令を福原、國司、益田等に授け京都に發遣せしめ、七月六日萩に赴き祖先の廟に詣り臨時祭を行ひ世子定廣の進發を報告す。定廣は十四日三田尻發、自ら中軍を統べ、陣容を整へ、實美等五卿も軍中にあつたのである。十三日發途と決し、十一日實美は山口に至り慶親父子に訣別し、慶親は實美等の爲めに送別の宴を張る。定廣は高田客館に實美に謁し諸士を集めて軍令を読みかされたのである。

七月十七日の軍會議は持重論を排し急遽進撃君側掃清に決し幕府は國司福原に撤兵を諭し、も命をきかず進出蛤御門に迫りしも軍利あらず、眞木保臣は天王山に退却自刃し、久坂玄瑞は重傷自殺し、國司信濃、益田右衛門、福原越後は西走したのである。これを禁門の變といふ。眞木保臣の辭世の和歌、
大山のみねのいはまに埋みけりわが歲月のやまとだましひ

は數ヶ月後三條實美に傳へられたのである。

七月十三日實美は三條西、壬生、東久世、四條と共に湯田を發し、十四日三田尻より乗船二十一日多度津に定廣の船と會し、上國よりの急報により船を舸港に返す。實美の船は二十三日御手洗井港に着、こゝに禁門の變長兵敗戦の報に接す。二十六日上關着上陸して定廣の旅館に至り、二十七日慶親父子と三田尻に會し進退を議せむとし空津發三田尻に向ふ。二十八日三田尻着上陸定廣と共に憩ひ、二十九日招賢閣に入る。

此際三條實美に對し隨從者中因備に至り同藩の斡旋によらむとするものもあつたのであるが、實美は長門守と進退を共にする約束であるから約束は守らねばならぬとてそれに従はなかつたのである。

此時英佛米蘭の聯合艦隊來襲の報あり、長藩存亡の危機に際し、攘夷の先鋒たらむとするはわれらの素志なりとして八月四日招賢閣を去り湯田の館に入る。慶親は聯合艦隊來襲の報に接し七月二十六日山口を發し三田尻に着、幕府の追討と外國艦隊來襲に備ふる處置を決し七月晦日親書を發表。その要旨は此際一時の權道により外國と講和し、對内には長防二州一致尊皇の大義を明かにせむとすといふのである。

八月五日聯合艦隊馬關海峡に來襲前田砲臺を砲撃し、砲聲三條實美の居館に聞えた。實美は土方補左衛門を遣はしてその攘夷の志を慶親に告げ馬關に進發の準備をなす。七日實美は兵を率ゐて小郡に出張した定廣に面會せむとす。時に講和の浮説あり、八日實美は三條西、東久世、四條と共に馬を馳せ小郡

に至り定廣に面會して講和説の實否を質す。定廣講和せむと言ふに對して、實美は反對し、尊攘を貫徹して神州の正氣を鼓舞せむと主張し、定廣は父と相談すべしと言ふ。九日實美、壬生と土方とを伴ひ山口に至り慶親を訪ひ和議を排すべきを主張す。十三日實美三條西と山中驛に定廣を訪ひ激論す。定廣答ふる所前日の如く、實美失望す。十五日檜崎彌八郎馬關より歸るや實美土方を遣し戰況を問ふ。『和』に非ずんば長州保全せられずといふ報告に、實美痛嘆す。

高杉晋作等形勢益々非にして目的達成困難なれば山縣狂介、伊藤俊介、野村靖之助等と議し實美を奉じて歐米各國に西遊し捲土重來を議し、高杉より言上し一旦首肯せしも、脱走して外國に行くは臣子の分にあらず、天下の模範たらざるべからずとて前言を取消したのである。官位を剝奪せられたる一介の實美として國家の重きに任じ天下の模範となり萬世の標準とならむといふ不撓不屈の精神には『高杉等と共に竊かに感嘆した』とは野村靖之助の實話である。

七月二十三日朝廷長藩禁闕を犯したる罪を問ふに決し、命を一橋慶喜に傳へ、二十四日幕府征長の令を諸藩に下し、八月七日徳川慶勝を征長總督に任じ兵を率ゐて罪を問ふに決す。八月二十一日慶親は嘆願書を朝廷及び幕府に呈し、三家老を糾罪徳山に禁錮し、慶親父子謹慎陳情せしも省みられず。

十月二十四日、總督徳川慶勝大阪に至り列藩の重臣を會し軍議す。西郷吉之助、慶勝に對して兵を出し不恭の罪を糺し後寛大にせよと建言す。慶勝西郷の策を是認し之に命じ同藩士吉井幸輔と共に岩國に

赴き旨を吉川監物に諭し善處せしむ。十一月十二日敬親は益田右衛門介、福原越後、國司信濃の三家老に自刃を命じ、四參謀を斬に處し幕府に謝罪す。二十五日敬親父子城を出で天樹院に蟄居し、一般に恭順を令す。幕府巡見使石河佐渡守、戸川鉦二郎等山口に入り新城破却の跡を巡見して歸る。長州俗論黨力を得勢を逞しうす。慶勝廣島に來り三家老の首級を検し大阪に歸陣す。

正義黨尊攘派奇兵隊は諸隊を合し實美を奉じて須佐益田右衛門介の采地に退き時をまたむとし野村靖之助に由り實美の同意を得たるも、奇兵隊軍監山縣狂介須佐は形勝の地に非すと反對し其の議止む。奇兵隊同志は長府に赴き赤馬關の金穀を奪ひ義兵を起さむとし書を實美に呈し長府に移轉を乞ふ。山縣は十一月四日諸隊進發の令を傳へ山口に進入、鴻峰大神宮參籠祈願と稱し諸寺院に屯し敬親父子に建白す。五日山縣等は建白書の達せざるべきを慮り建白書寫一通を作り實美に呈し之を轉致せられむことを請ふ。實美は其請を容れ別に書を作り其の建白書を封じ土方楠左衛門に命じ萩に赴かしむ。土方決死俗論黨充滿の城中に入り百方苦心辛うじて敬親父子に謁して使命を述べ九日復命す。

十一月十五日赤福武人湯田に來り實美に謁し諸卿長府に移らむことを請ふ。諸卿會議して請を容る。實美等湯田を進發、書を敬親父子に致さしむ。諸隊の兵凡二千名武装して之に従ふ。十六日原狹驛に宿し十七日清末に着、時に長府の使者來り實美等の此地に入るを謝絶す。實美等之を却けて進む。長府に

近づくや母衣騎二人馳來つて之を遮る。實美等肯んぜず進んで功山寺に投ず。當時の諸隊長府に入るもの七百餘名、尙義、忠憤の二隊専ら實美等を護衛す。遊撃隊、御楯隊、奇兵隊、鷹懲隊、八幡隊分れて各寺院に入る。

諸隊長府に入らむとするは長府侯毛利元周により國論の反正を計らむとするのである。長府の要路俗論黨の勢威を憚り入國を拒絶す。實美等其日行程十餘里飲食せずして夜に入り功山寺に至るや、宿泊の用意なく飢寒に堪へ従士と苦難を共にす。

此間に建白、書翰の往復等思想の指導交通の重要役割は明かに看取せられ、三條實美は常にその指導的地位にあつたのである。

一四、三條實美の經歷と思想(四)

征長總督徳川慶勝の長州處分に就いての要求條件は凡て解決したるも三條實美以下五卿移轉問題だけ解決せず、慶應元年正月に至りて始めて解決したのである。

慶勝は實美等を吉川監物をして廣島に押送せしめむとせしも西郷吉之助介在して福岡藩主黒田齊溥に對し實美等を其の領地に移し、薩摩、福岡、佐賀、熊本及び久留米の五藩をして之を監護せしめむとす。十二月一日越智小兵太以下三人藩主黒田の命により長府に來り土方楠左衛門小野丹後に面し五卿轉座の意向を問ふ。土方之を實美に傳ふ。二日三人の使者に實美の内意を傳へ筑前藩をして朝幕の間に斡旋し長藩の爲めに寛宥の處置を議せしめむとす。三日月形洗藏等三名更に藩命により功山寺に實美等に謁し、その筑前移轉は長藩の社稷安全の道なりとて速かに渡海を乞ふ。實美、月形等の意を諒とし自ら筆をとつて左の書を認め月形に交付す。

口 達

此方共身上之儀に付美濃守殿御口上之趣逐一承知致候。不肖之身乍不_レ及_レ奉_レ安_ニ宸_ニ襟_ニ度_ニ微志に有_レ之候間天下之御爲に付ては如何様共進退可_レ致候。然處於_ニ當藩_ニ、此際内輪紛亂之次第も有_レ之、有志之者

共、殊外勤候付、鎮靜致居候央、此方共相去候は、彌可及ニ沸騰も難測、皇國の御爲にも如何と心痛罷在候。且つ又大膽家來京都舉動の儀に付ては、既に三老臣初、加ニ嚴刑奉レ謝上は、父子退隱之儀に不レ及寬大之御所置に相成候は、人心感激國情平穩に可レ至と被レ存候間、右之事情御推察御周旋有レ之度候。宜御含盡力頼入候事 十二月三日

四日月形等再び功山寺に來り水野に面接し筑前行を促せしも奇兵隊をはじめ諸隊反對す。七日月形主催者となり諸隊長會議を開きしも移轉反對と決す。

九日早川養敬筑紫衛馬關著、實美は土方水野をして之に應接せしめ、五卿渡海に決したるも黒田侯の手書を得るか、又は重臣の出迎を要求す。土方等實美より俄かに召還の命に接し夜半長府に着す。これ幕府は撤兵したるも長藩正義黨諸隊蹶起し、敬親父子公等の渡海を承諾するも正義黨は反對せしため、土方を召還相談せむためなり。此夜筑前より中老熊澤三郎衛門祐筆帆足彌次兵衛實美等を迎へむとして長府に來る。土方等之に接して『渡海は決定せしも期限未定』と答ふ。長藩使者柳澤備後、栗屋四郎衛門、長府の使者西小豊後等亦功山寺に來り渡海日限決定を乞ふ。實美、土方をして十一日渡海と確答すべしと命す。十二日月形早川等功山寺に來り實美に謁し渡海を促す。連日催促す。實美等長藩國論の反正を見ず渡海するは義に於いて忍びざるも、筑前藩有志の苦心と斡旋とを察し、十四日會議十六日より十日間に渡海すと内定。十五日實美は左の書を作り筑前藩の兩使に與ふ。

此方共移轉之儀明十六日より十日之猶豫を以て萩表反正の成否に拘らず必ず其藩へ可レ令ニ渡海に付、

解兵の儀早々周旋有レ之度候事 十二月十五日

二十二日水野は長府家老三吉内藏介、栗豊後に對し五卿移轉の事は黒田齊博の申請により來春渡海に決したと報す。總督府は實美等渡海に決したるを以て二十七日諸藩に令し退陣を命す。尙『三條實美始轉移有レ之候迄は程能人數殘置宜被ニ取計候事』と命じたのである。

慶應元年正月九日夜肥後脫藩脫走の河上彦齋等土方と會合す。渡海反對論盛んである。十日土方楠左衛門は筑前の使者重臣熊澤、帆足と共に實美に謁す。十一日筑紫は實美に謁し左の箇條を提出す。

- 一、皇朝御反正周旋之事
- 一、解兵之事
- 一、防長二州削土無レ之様之事
- 一、萩表混雜取鎮周旋之事

右四箇條は松平美濃守の眞意にして國論に於いても決して變ずることなきを證す。實美等安心して筑前藩の厚意を謝す。乍併これ筑紫衛が獨斷改竄提出したるものにして、他日俗論黨が筑紫を陥る、具となる。

長州尊攘黨特に奇兵隊は實美等の渡海に不平なり。渡海と決定して諸浪士長藩に滯留するもあり、筑前に隨從するもあり、離退するもあり。十三日長府侯世子宗五郎家老迫田刑部と共に功山寺に來り、實

美等に謁し酒肴を獻じ送別の意を表す。實美は森等を山口に遣はし敬親父子の厚誼を謝し留別の意を表す。

十四日實美は四卿と共に功山寺を出で午前八時外浦より乗船す。長藩より家老杉本備後、粟屋四郎衛門、三戸茂内、湯淺九郎衛門等、長府より家老迫田伊勢之助、磯屋謙藏等海陸護衛として之に従ふ。

長門の方を振り返りつゝ

三條 實美

筑紫國さしてもゆくか別れ來し豊浦のかたをかへりみつゝも

此の歌の調は激越ならず極めて自然である。これが長州藩及び各藩正義派の志士思想を統一してをつた寛大の包容性を證するのである。

十五日福浦を解纜同日午後筑前若松着、夕刻黒崎浦投錨、藩家老久野四兵衛之を迎へ柳澤迫田等に應接し共に送迎の謝辭を呈し、上陸後五卿を本陣に請す。十八日黒崎を發し夕刻赤間驛着、長府の使者迫田磯屋來り實美に謁し、渡海の無事を祝す。翌日筑前藩家老加藤司書來り黒田齊溥の旨を傳へ、無事到着を祝す。帶劍のまゝ對坐し左右皆其の非禮を憤る。

實美の赤間藩主の離館赤間茶屋に寓するや居館を閉ぢ外に鎖を施し衛兵を置き主従とも外出を許さず。起居囚人の如く、食具膳碗平民の如し。又五卿を分離居住せしめて五藩にて之を監守せむとする議あり。

西郷吉之助鹿兒島より來り實美に謁し、筑前藩の冷遇を目撃し加藤司書に面接して出入を寛にし長州

に於ける如くせよといひ、筑前藩西郷の意見を容る。

赤間茶屋寓居三旬になん／＼として二月十二日に至り太宰府に移ることゝなる。二月十二日實美等赤間驛を出で香椎宮に詣で奉幣祈禱黄昏箱崎に着す。十三日、八幡宮に詣で午後二時太宰府延壽王院に着す。實美等騎馬にて烏帽子直垂を着け行装嚴肅なり。

太宰府は道眞の廟所にして安樂寺と稱し天滿宮を安置す。實美の滞在所は延壽王院を以て之に充つ。前住職信全僧都の實母は貞眞院といひ、貞眞院の姉は實萬の實母華光院なり。故に實萬と信全とは外戚の關係なり。故に信全も現住職高辻信嚴も實美のために誠意を示す。

十六日實美等天滿宮に詣で寶物を拜觀す。十七日より一週間攘夷祈願として五卿交替祈禱す。社司以下東西二廊に參候連歌五百韻奉納、二十日は祈禱中日に附五卿一同參拜す。

五條の規定を作り隨從者一同に示し他日の變に應ずべき修養をなす。

定

一、家來一同忠節相勵可申、心得候儀は相互に忠告致し、一和肝要之事

一、文武藝術相心掛可申禮節之儀は勿論に候得共尙又諸藩入込之儀に候得ば別て心付可申尤過酒

口論箇數儀相愼候事

一、他出漫に致間敷夜分往返之儀禁止之事

一、身分不相應無之様質素を相守可申事

元治二乙丑二月

佐賀、福岡、薩州、久留米、肥後の五藩警備を分擔し主として寺院に分宿す。従士等は毎日擊劍角觥、隔日馬術を練り、論語、日本政記、靖獻遺言等を講じ、時に七里又は十里の騎馬遠足を試み、従士は徒歩にて之に隨ふ。

間も無く長州再征伐の役起り、福岡藩要人は幕府の意を迎へ、實美等の擊劍乘馬の練修を中止せしめむとせしも、實美之を肯んぜず。實美は森寺以下の家臣を召し『艱難に堪へ文武の道を失はず、諸藩士に對しては謙抑禮儀を守るべし』と諭す。家臣諭旨に服従を誓ふ。失意の境遇にありても列藩志士と聯絡し他日雄飛の素地を作る。

延壽院の旅館にて櫻花の盛りなるを見て

なぐさめてなさけありげに見ゆるかな花もあるじの心をやしる

卯月十日あまり満盛院に遊びて

なつかげのきよきみてらにたちよればちりのよしらぬところなりけり

太宰府檢校坊の茶屋にまかりて

心をばうきよのほかにすましてや松かぜをのみともにくくらむ

現實生活の繁劇動亂に對照強化せしめらるゝ清閑寂靜の境を敘述して、そこに現實隨順惟神の大道に従ふ心境の餘裕あることをしのばしむるのである。

幕府は慶勝の處置寛大に失するとなし、令を慶勝に下し毛利敬親父子を江戸に召致すること、五卿を江戸に護送することを實行せしめむとす。慶勝書を幕府に上り其の不可なるを陳述し其の使命を辭す。幕府更に大目付塚原但馬、御手洗幹一郎をして之に當らしむ。これ實に慶應元年正月十四日、實美等筑前移轉前後なり。長防二州にありては高杉晋作、山縣狂介等の正義黨起つて俗論黨を掃盪したるも此時にして、幕府の長州再征伐論勢を得たるも此時なり。この情勢を理解するには實美を中心とする尊攘派の精神力の人心に影響し之を感化する脈動を知らねばならぬのである。

當時塚原但馬は鎮西沿海監察使として幕兵を引率し豊前小倉に來り、名を海岸巡視にかり、實は筑前藩の動靜を察し突然宰府に至り實美等を關東に護送せむとするにあらすやとの風説あり、五卿護衛の五藩の隊長等は警戒怠らず。

時に薩藩隊長黒田嘉右衛門後の子爵 黒田清綱は歸藩不在、他の四藩の守衛兵も僅少なるのみならず各藩の方針も一定せず、實美等の隨從諸士は一死以て五卿を擁護し幕命に抗するに決し容易ならざる事態となつたのである。

當時筑前藩より五卿の護衛に當りし周旋役萬代十兵衛、馬役眞藤善八深く之を憂ひ、輪番の名義を以

て五卿を薩州に轉座急を避けしめむとし、馬を馳せて家老矢野梅庵を訪れ矢野と共に家老黒田播磨の邸に至り意見を徴す。黒田も五卿關東護送に反対し、幕使きかすば藩兵を以て五卿を薩州に送り筑前志士の信義を失はざらむとす。萬代等即日宰府に至り實美等に調し、森寺水野等の従士と議す。従士等も薩州移轉に賛成、薩州隊長大脇興之進等は五卿を薩州に移轉せしむる爲め鞍馬を装ひ隊伍を整へて待機して居つた。

此時三條實美は、『筑前に移轉せしは長州諸隊に黨するの嫌ひあるためにて決して一身の安全の爲めにあらず。今難を避け安きにつくは寸志にあらず、一步も宰府より動かす』と凛然たる態度を持し、其の議止む。

塚原等は諸藩衛士の決意を知り、事端を生ぜむを慮りてか宰府に來らず。筑前俗論黨跋扈し正義の士要路にあとを絶つに至りしは此時である。

萬代等土方を訪ひ筑前藩の内情を語り、實美に對し鎮撫を斡旋せむことを乞ひ、實美土方を鎮撫使となし福岡に赴かしめしも此時なり。

福岡に佐幕黨跋扈し、長州事件以來國事に奔走したる筑前尊攘黨志士は逼塞又は幽閉を命ぜられ、此年六月實美等の守衛増員監視を嚴にす。

六月二十四日北岡勇平は陽に正義を唱へ陰に奸黨と結ぶとて、刺客に暗殺せらる。爾來尊攘黨志士月

形洗藏、海津幸一、鷹取養巴等數十名禁錮幽閉其他自宅謹慎禁足百餘名。十月家老黒田播磨謹慎。天野梅菴永年、加藤司書、建部武彦等六人切腹、月形洗藏、鷹取養巴等十四名斬罪、其他遠島幽閉隠居四十餘名。

當時幕府は實美等の舉動は天下の人心に關する重大なるを以て福岡藩をして警衛せしめ目付小林甚六郎を派遣せり。黒田齊博は益々兵士を増し警衛を嚴にす。而して『脱走者は之を捕縛せよ、銃器を用ふるも差支なし、緝紳は力めて生擒せよ』と令す。當時福岡藩佐幕に傾向すること如此。爲めに延壽院信全は筑後水田に屏居を命ぜらる。天滿宮祠官小野加賀_{後馬場}延壽院家從岡崎主水、俠客松屋孫兵衛_{旅會}堂と稱し別に粟山順平と稱す。等に至るまで嫌疑により幽閉せらる。

實美の館を距る一町ばかり竹柵を巡らし關門を設け従士も出入を禁ず。途上適々藩士の従士に遇へば知らざるまねして通過す。従士酒樓に飲食せむとすれば樓主謝絶す。これ藩吏の指嗾による。

福岡藩有志の處刑につき關心に堪へず、清岡_{當時武部練}中岡_{當時大山章}尾_{尾と變名}太郎_{太郎と變名}をして其の實否を糾さしむ。二人福岡に行き形勢を探り報告するところ志士の斬刑等慘痛を極む。實美等痛嘆す。

慶應二年正月元旦、實美宰府にて三十歳の春を迎ふ。延壽院信嚴家臣等參館、賀詞を述べ。三條實美述懐、

天さかるひなの手ぶりはかはれどもありしににたる今朝の春かな(この歌回天實記に東久世卿作とあるは誤なりむ)

四日實美諸卿と瓢厨を携へ四王山に登る。山上の矮松を抜き歸りて鉢に植う。朝夕愛護し歸洛の時歌二首を添へ陶一貫に與ふ。一貫庭前に移植し記念とす。其歌二首、

植を置きし手馴の松の老さきを生きてふたゝび見むよしもがな
かけ高く枝も榮えて此松のあるじはともに花かづらせむ

是より先將軍入洛參内防長再征伐を奏聞す。一面には糺問使大目付永井尙志、目付戸川鉾三郎を廣島に派し、長藩の使節宍戸備後助等を尋問せしめ、他面目付小林甚六郎を太宰府に遣し守衛の五藩をして其指揮を受けしむることを命ず。

慶應二年三月筑前藩周旋方寺田嘉兵衛、高井儀兵衛は目付小林甚六郎來筑の報に接し水野を訪ひ、幕府監察の來筑は五卿を洛外に迎へむためと稱するも、其の實は如何なる陰謀あるやも知るべからずといふ。水野直ちに實美に謁し之を具陳す。

二十三日小林甚六郎一行幕艦に乗じ博多着。其の報福岡に達するや、寺田高井は土方を訪ひ、幕府監察滯留中は諸卿謹慎されたし、明日肥後、肥前、久留米及び當藩より各一名會合協議せられたし、といふ。實美水野を召して『幕吏來著の上は何の難題生ずるやも測るべからず。故に豫め其進退を決し、

事に臨んで狼狽することなからしめむと欲す』と内諭の草案を裁し之を土方水野に示す。

此度幕府目付渡海之由に付ては其末若し東歸を促し、或は五藩の分離を謀り候程も難計候得共、前年長州下向之次第固より一身浮沈を顧候譯にては決して無之、偏に天下の興復を計り候事にて、一時權道に處し候處、時勢變遷之今に至り候ては宿志盡く沮廢致し、多年尊王攘夷之志一も效驗無之、依ては前年之次第も全く一身之事に相成上は奉對天朝下は萬民に向ひ恐懼慚愧之至に不堪、戀闕之情に於ては申迄も無之候得共今更何之面目有之敢て東歸致候哉。萬々其存念無之候。殊に分離之儀に至り候ては尤其謂無之徒に餘命を保ち候存念に候得ば如何様共進退可致候得共兼々申被聞置候次第に候上は若し右之兩條相迫り候時我等は不_レ及_レ申_レ執も夫迄と相心得決して不覺悟無_レ之只誠心を千歳に期し從容指揮相待可_レ申事

季知。實美。基修。通禧。隆詞

實美等の決意確乎不拔、實美、土方水野等一同に内諭を不可とするものあらば忌憚なく意見を陳述せよといふ。土方水野等慷慨涙を呑み旨趣に従ふべしと誓ふ。

二十七日實美手づから内諭を書し從士をして之を披見せしむ。一同感激士氣大に振ふ。此日肥後の古閑富次、肥前の愛野忠四郎、久留米の渡邊吉太夫、筑前の寺田嘉兵衛、高井儀兵衛、皆參館せしも獨り薩藩士のみ來會せず。五人實美に謁し、幕吏小林甚六郎不日二日市驛に來るべきを告ぐ。且四藩聯合を以て注意書を提出せしも、寺田は『尙ほ薩藩に謀り之を改正せむ』といふ。其注意書なるものは、

五卿出門せず(參詣の外)參詣には士分一人附添家來は宿外徘徊せぬこと、下方まで酒宴遠慮
 五卿家來他方交通面談遠慮、武藝稽古遠慮、門の出入嚴重取締
 二十九日寺田高井參館土方水野に面接し、諸藩繁務の爲參館するを得ず文書を以て命ぜられたし、
 といふ。土方等相談し左の文書を以て高井等に附す。

『……被_レ爲_レ對_二天朝_一謹慎を被_レ爲_レ加候御事に付……此度幕吏下向候申て殊更に取締向被_二仰出_一候に
 は不_レ申_レ及譯と被_レ存候。若しも此節殊更被_二仰出_一候ては是迄御不謹慎に附云々……』

一、酒宴之儀は勿論當時勢之儀に付總て遊慰に流候儀無_レ之様とは兼々御沙汰に付尙又可_レ被_二申聞_一
 候事

一、文武之儀は精々御沙汰相成居候儀にて忠孝を旨とし致_二研究_一候事に付御目附下向致候と申て取止
 候儀は決て有_レ之間敷譯と被_レ存候

一、乘廻之儀は當時見合可_レ申候事

右之通に付今更此書面御受取致に不_レ及、仍て五卿方にも不_レ及_レ入_二御覽_一候事

三月二十八日

「三十日小林一行二日市に來着。目付小林甚六郎一行博多に著せし時薩藩堀平左衛門は宰府に居りしも
 彼は小林來筑の目的が實美等を護送せむとすることを聞き事の急なるを知り之を藩に報告せむが
 爲め歸途につく。

堀宰府を發し肥後高瀬驛に至るや偶々黒田嘉右衛門鹿兒島より筑前に赴かむとするに會す。彼は黒田
 に告ぐるに小林來筑の事情を以てす。黒田驚き其の徒卒と輜重とを同僚に託し單騎輕裝、堀を拉し急行
 二日市に至り小林を訪ふ。小林他出中。四日小林に面し薩藩決意のある所を告ぐ。此夜黒田は土方水野
 を招き小林と會見の顛末を語り實美等に安心せられよ、といふ。

七日黒田は川畑^{伊右衛門}堀と共に實美等に謁す。土方水野も列席す。十七日大山格之助^{綱良}野戰砲三門及び
 兵士七十人を率ゐ博多に着、それより宰府に來り、十九日小林に面接し質問する所あり。

小林は幕府の内命により五卿を護送せむとせしも五藩衛士嚴重に五卿の屋館を警衛せるを以て手を下
 す能はず。又幕軍威力なく危害の其の身に及ばむを恐れ、五卿に謁して歸阪せむとし、八月六日大山に
 頼り實美に公務に關せず謁せむことを請ふ。實美は小林が實萬の知を辱うしたる因縁により之を許すも
 他の幕吏には會見を許さずと決す。

十七日、實美は東久世病のため三條西、四條、壬生と共に延壽院の後堂にて小林を延見す。小林來る
 や森寺常徳出で之に接す。土方、水野、武部等列座し寺田嘉兵衛は臺子の間より入り席の端に坐す。
 五藩周旋方各一人づゝ出頭、隨從の壯士は後席に隠れ萬一に備ふ。午刻小林參館するや實美等は平服に
 て之に接す。小林は態度恭敬、太刀を詰所の鴨居の内に置き、其の嚮導により進み小刀を脱して之を次室
 の縁に置き、次室の中央より膝行して正室に入り、踵いて入りしもの薩藩大山格之助、秋吉久右衛門、
 寺田嘉兵衛、高井儀兵衛、佐賀藩の愛野忠四郎、久留米藩の津田廉平等六人、皆帯刀して次室の縁に正

坐す。

小林は三條實美に向ひ『先代の知遇を辱うしたる某は公等のため微力を盡さむ。京都附近に移り給はば京都に幽囚せられし人々も自ら寛宥せらるゝところあらむ。二條關白は近衛鷹司二公とは善からざれども公に對しては然らず云々』といふ。實美之に答へて『予の西下は一身の榮辱の爲めならず、攘夷の勲慮を貫徹せむとするのみ。今や勅勘を蒙り邊陲にあるもの四星霜尺寸の功無し。京都に歸り復職する如きは希望せず。京都にて幽囚せられし人々の罪を宥し再び起用するは望む所なり斡旋を頼む』と。小林『拜伏御挨拶申上』(回天)退出す。

此の應答の間徒目付小目付別手組等小林に隨ひて來りしもの皆玄關に坐し其の出づるを待ち小林と共に辭去す。小林一行は二日市に至り歸阪の途に就く。十八日小林、實美に鮮魚獻上致し度く且つ千歳仙福の四字揮毫願ひ度しと申出でしも斷られた。

三條實美の勅使として江戸に下向し幕府と應對せし時も、小林甚六郎と應對せし時も其の態度堂々として大義名分を實感體驗の威力に活躍せしめたのである。實萬と薩藩との關係もあり其他三條家歴代の積善の餘徳が此の危機に際して其威力を現はし神明の加護となつたのである。

一五、三條實美の經歷と思想(五)

慶應三年正月元旦、三條實美の宰府に三十一歳の春を迎へて詠じた歌、

旅路として身のふり行くもしらぬまにけさは春にもなりぬとぞきく

實美は長州より宰府に來り幽居殆んど二年此間に天下の形勢は變化したのである。幕府長州再征伐の勅許を得たのは慶應元年九月二十一日であつたが、長州は削封の命に應ぜず、幕軍到る處に敗れ、二年八月二十二日休戦の命下る。將軍家茂上洛參内大阪城に入りしは元年五月二十四日で、二年七月二十日病死し、一橋慶喜相續し將軍宣下は十二月五日である。

孝明天皇は國歩多難の中に十二月二十五日崩御あらせらる。

實美の従士中岡慎太郎京攝の間に往來上國の形勢を觀つゝあつたが、二年十二月二十九日京都を發し三年正月九日宰府に歸り實美に 天皇崩御を報告す。實美慟哭し、従士皆聲を呑む。實美此日より魚鳥肉を禁じ四卿と共に謹慎す。十五日薩藩の飛使國喪の報をもたらし、つゞいて肥後、筑前の藩士よりも國喪の報あり。

實美は一同に令して御中陰中御用の外他行を止め、文武稽古を停止し、月代を遠慮し、火の用心を嚴

にし、普請作事を停止せしめ、表門を閉ぢ哀悼す。

慶應三年正月九日、皇太子睦仁親王踐祚、二條關白攝政に任ぜらる。二十五日國喪の故を以て征長の兵を解く。二十七日洛東泉涌寺に奉葬す。

二月二十四日大山格之助京都より宰府に來り、實美に謁し、守衛の五藩士二年十二月上京して五卿赦罪歸洛の嘆願書を幕府に提出し、薩藩は五卿を大阪に送り、朝廷に上申し入京の勅裁を待つに決し、幕府に交渉したればその吉報を告げむため二月六日單身京都を發し十九日三田尻着、小郡にて桂小五郎に會し之を告げ、桂之を敬親父子に告げ、來月上旬父子宰府に來り祝意を表すべしといへり。自分は同地發昨夜到着せり、と告ぐ。

二十五日、三條西、東久世二卿滿盛院に來り實美と議す。實美は五藩士特に薩藩士の高議を感じるも、朝廷に強要するは一身の故を以て國家の大事を誤るものであるとなし、二人も同意せり。大山は五藩の五卿を救はむとするは國家の爲めなりと誠意を披瀝す。實美之を諒とし進退を五藩に託す。

實美中岡をして大山と共に二十七日宰府を發し鹿兒島に赴かしむ。三月八日中岡鹿兒島着、島津久光に謁し上國の形勢を説き實美の意を傳ふ。西郷吉之助、吉井幸輔大阪より歸馳するに會し、山内容堂、伊達宗城上京に決したることを聞く。中岡は鹿兒島より長崎に赴き大村を経て十七日宰府に歸り復命す。實美中岡をして京都に行き山内容堂の上京を待ち薩藩と共に斡旋せしめむとす。中岡は廣島經由晝夜兼行京都に着し、坂本龍馬と共に薩長聯合五卿歸洛の爲め奔走す。彼等が共に岩倉具視を訪問し、實美と

の提携を謀りしも此時なり。

中岡は在京の諸公卿と實美との聯絡を計り有志諸卿を歴訪せしも公武合體黨多く耳をかすものなく失望歸途に就かむとす。一日中岡は橋本鐵猪後大橋慎三と會し岩倉の人物を知り橋本と共に岩倉村の幽居に之を訪ふ。中岡感服し、九月中岡宰府に歸り實美に岩倉訪問の顛末を報告す。實美信ぜざりしも、東久世傍より岩倉は自分の一族なれば遠慮し居りしも實は人物なりといふ。實美飄然悟る。中岡實美の書柬を得て再び入京之を岩倉に呈す。岩倉人望一世に高き實美と共に皇政復古の大業を成さむといふ。薩長聯合、三條岩倉提携は重要な契機である。

慶應三年十一月十五日中岡は坂本龍馬の宿泊せる河原町四條上近江屋にて同志と會議中佐幕派壯士に襲はれ、坂本は即死、中岡は重傷十六日正午逝く。

十二月三日實美中岡坂本の計に接す。森寺常徳京都より歸り此の變報をもたらず。坂本は長崎にて海援隊を組織し其の隊長となり中岡と薩長聯合を策し、馬關の間を往來する毎に實美を訪問す。中岡は陸援隊長として坂本と刎頸の交を結び、公の從士として岩倉との連絡を謀る。二人は實美の左右の手の如し。同月五日實美は神道儀式を以て二人の靈を祭る。

世を思ひ身を思ひても誓ひてし人のうせぬることぞ悲しき
武士のそのたましひやたまちはふ神となりても國守らむ

君が爲め世の爲め思ひ歎くには悲しといふも悲しかりけり

三條實美は戦死者の靈といふに仕へまつたのである。爾後一月を経ずして十二月八日實美は官位復舊歸洛の恩命に浴したのである。坂本中岡は之を見るに及ばずして死したるも、その靈は實美の心情に宿つたのである。

實美は中岡を京都に遣したのであるが、更に森寺當徳、清岡半四郎を三年四月一日長崎に遣し外國事情を探らしむ。二人は土藩の後藤象二郎の長崎に赴くに會し同船す。森寺清岡長崎滞在約三週間、五月一日宰府に歸り、三日復命す。

清岡歸宰するや實美は六月十五日清岡に平川和太郎を随伴せしめて京都に遣し、續いて戸田雅樂を長崎に赴かしむ。戸田は薩藩の醫者前田杏齋と共に宰府を發し長崎に赴き、滞留中坂本龍馬と相識る。戸田は坂本龍馬、陸奥陽之助後の陸奥宗光伯、中島作次郎後の中島信行男と乗船京都に赴く。戸田は後藤象本と謀り建白する所あり、維新の始頒布したる總裁議定書參與三職の制度は戸田の意見に基くとる多し。

戸田は十月十七日西郷大久保等と共に乗船三田尻に至り單身馬欄に着し小倉を経て二十六日宰府に復命す。

實美を中心として薩筑兩肥久留米諸藩志士往來頻繁にして、尊攘黨の策源地の觀あり。實美は威儀を

示すと共に寛宏の度量を以て志士の心を收攬した。薩藩志士伊集院金次郎の亂辭狼藉切腹して謝せむとするを宥し、彼は感恩伏見鳥羽の戦に奮戦々死したのである。

慶應三年十二月九日、皇政復古の大號令下る。これ岩倉具視、大久保一藏、西郷吉之助が薩長聯合の武力を背景として急潮の如く推移しつゝあつた天下の大勢に乗じて畫策したのである。維新回天の大業は西郷大久保木戸岩倉等に代表せらるゝ勢力と企圖と共に純忠三條實美の人格徳望を中心とする尊攘黨の忠節が、殉國志士の靈とともに神意勅命を奉じつゝ神ながらに生成したのである。

股野藍田の神道碑文中に三條實美に就いて、
操持堅忍。遂能挽ニ回大勢。更ニ革百度。内治外交。紛糾繁錯。廟議往々扞格不ニ相容。公能調裁攝制。以資ニ襄隆治。功名重ニ天下。而不ニ自居。

とある。『調裁攝制』といひ『而不ニ自居』といふ私心なく驕慢に陥らざるのがその精神生活の威重を示すのである。

明治二十四年二月十八日五十五歳を以て薨去するや、

『塋順匡救、誼師父ニ同ジ、覃竭懈リナク終始渝ラズ、洵ニ是レ中興ノ元勳、實ニ臣庶ノ龜鑑タリ』と宣はせ給ふ。『終始渝ラズ』る純忠は『元勳』にして驕溢の風なく、『臣庶』の、即ち隨順服從謙抑臣道規律恪守者の模範であつたのである。

明治元年閏四月議定職に任じ輔相を兼ね、五月右大臣となり、四年七月太政大臣となる。十四年十月十二日明治二十三年を期し憲法制定議會開設の勅諭を賜ふ。十八年十二月二十日太政大臣の職を辭し、天皇親政の基礎を確立し、内閣總理大臣として伊藤博文を推薦したのである。十二月二十二日内大臣に任ぜらる。

山内容堂は後藤象二郎の意見を容れて慶應三年十月三日幕府を廢し公議政體の建設を將軍慶喜に建す。十月十三日慶喜は重臣を二條城に集めて之を議し、十四日上表して政權奉還を請ふ。西郷大久保等は後藤の平和的改革論に嫌らず岩倉と謀り、大久保は中山忠、正親町三條實、中御門經に上書して薩長藝の三藩に討幕の内勅を降し給はらむことを請ひ、十四日討幕の内勅薩長二藩に下る。同日慶喜政權奉還の上表となつたのである。

翌十五日政權奉還の上表允許せられ討幕は中止に決せしも、西郷大久保岩倉等は復古黨を中心として皇政復古の大改革斷行に決す。

皇政復古の大號令は十二月九日に渙發。

『徳川内府、從前御委任大政返上將軍辭退之兩條今般斷然被_レ聞食_二候。抑癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被_レ惱_三宸襟_一候御次第衆庶之所_レ知_二候。依_レ之被_レ決_三勸慮_一王政復古國威挽回之御基被_レ爲_レ立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今先假_レニ總裁議定參與之_三職_一ヲ置_レ、萬機可_レ被_レ爲_レ行、諸事神武創業之始

ニ原_レヅキ、縉紳武弁、堂上地下ノ別ナク、至當之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可_レ被_レ遊_レ觀慮_二付、各勉_レ舊來驕惰ノ汗習ヲ洗ヒ盡忠報國之誠之以可_レ致_二奉公_一候事』

『驕惰』の一語は『勉勵』の一語と對照して臣道規律の動機を決斷する。
有栖川宮總裁、議定山階宮以下諸公卿、參與大原宰相以下薩藝越土諸藩士を任じ、二條攝政、朝彦親王、九條左府、大炊御門右府、近衛鷹司前關白、近衛左府等の參朝を停め、會桑二藩の禁門守衛を免ぜらる。

毛利敬親父子官位復舊。十二月八日實美等五卿官位復舊入洛の御沙汰あり。御沙汰書に『人和一齊』
『整内制外』の語あり。死去せる錦小路賴徳、行方不明の澤主水正にも議絶を止めらるゝ旨の御沙汰あり。

十四日西郷信吾從道、大山彌助、薩藩の使者として宰府着、實美に調し、復位の勅書下り上洛の命あり、迎へむ爲めに來れりといふ。實美は之を家臣及び警衛諸藩に告ぐ。その述懐の二首、

太宰府にてかしくも復位の勅令をかうぶりて

身にあまる恵にあひておもひ河うれしきせにもたちかへるかな
かへらずと思ひ定めし家路にもかへるはきみのめぐみなりけり

此夜實美本陣に西郷大山を招き酒肴を賜ひ親しく皇政復古の號令渙發の報をきく。十八日特に天滿宮

に参詣寶刀一口を奉納す。

慶應三年十二月十九日五卿乘輿出發。五藩士三十二人左右を擁し、薩兵護衛に當り、土藩通路を修理す。隨從者森寺大和守以下三十六人、下部二十三人。各藩應接方竝に護送者薩州の大山格之助以下分擔人數を揃へて夜箱崎に着。二十日黒田侯世子實美等の旅館に伺候す。二十一日五卿薩藩の汽船春日丸に乗り大山格之助以下隨乘、供船は筑前の汽船大鵬丸にして二十二日馬關着、長府侯世子伺候。木戸準一郎桂 小五郎伊藤俊輔傳 文來り謁す。二十三日三田尻着敬親父子來り謁す。廣澤兵助眞 臣京都に赴かむとして同船。大鵬丸二十四日朝宇治川に着、土方上陸して薩州邸に至り留守役木場傳内に面接し實美等接迎の準備を議す。適、實美の家臣丹羽正庸、富田織部、渡邊民部等京都より來るに會す。

二十五日大阪着薩州邸に入る。土方實美に謁し朝廷の召命急なるを告ぐ。此夜薩藩士折田某京都より來り、前將軍慶喜、會藩松平容保、桑藩松平容敬等下阪、風雲急なるを報す。

二十六日大阪發淀川を溯る。薩船蘭桂丸を實美の乗船とす。會桑兩藩士武裝戒嚴殺氣京攝の間に漲る。從士を蘭桂丸に乘らしめ、實美等供船に轉乘、午後五時伏見着。長藩寺内暢三、林半七、薩藩大山彦八來り迎ふ。

二十七日朝伏見發、五藩守衛の外、薩長土彦根藩より出兵等衛し、十津川郷士十人亦之に加はる。途上實美は稻荷山祠官羽倉某の家に小憩、服裝を改め朝服に換へ入京、家門に立寄り、直ちに参内す。

從士は筒袖袴なれば官門に入る能はず、實美は在邸の家士に命じ上下衣を着せしめ從士に代り護衛せしめて参内す。實美は朝服の禮を修む。

此日實美は議定に補し前中納言と稱せしめらる。退朝本邸に歸りしは夜二更、西竄以來五年。親戚諸侯使者來邸祝意を表す。

二十八日五卿と共に騎馬泉涌寺に、先帝御陵を拜す。實美詠歌、

かなしくも雲がくれにし月輪のみはかをがむは夢かうつゝか

ほととぎす夢かうつゝか朝つゆのおきて別れし曉のこゑ

讀人 不知

世中は夢か現かうつゝとも夢ともしらすありてなければ

讀人 不知

さくら花夢かうつゝか白雲のたえてつねなき峰の春かぜ

藤原家 陸

古今集の二首、新古今集の一首の『夢か現か』は經驗内容を離脱した空漠理論である。ウタを作らむと努力して時間を空費する適例が三首であつて、ウタによつて始めて切實なる感懷を表現したのが實美の一首である。『月花のもてあそび』としての和歌は無益である。

明治元年正月九日、三條實美は岩倉具視と共に副總裁に任じ、兼外國事務取調掛、議定如故である。十七日職制改革、神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度の七科を置く。實美副總裁を以て外

國事務總督を兼任。二月六日權大納言に任ず。

三月十四日 天皇紫宸殿に出御、親王公卿諸侯を率ゐ天神地祇を祭り、五箇條の誓文を渙發せらる。

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一、官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一、智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

三條實美は親王群臣と共に左の奉答書を上つた。

勅意宏遠誠ニ以テ感銘ニ不堪今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ヘカラス臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラン

當時太宰帥熾仁親王は東征大總督として關東出陣中、親王を除き三條實美を始め在京の親王公卿諸侯署名す。

御誓文は總裁局顧問木戸孝允の奏議に基き議定參與をして國是の大綱を言上せしめ、其中より選擇起

草せしめられしものである。

二十一日車駕京都を發し二十三日大阪に幸し、天保山沖に海軍を親閱あらせられ、實美扈從して大阪に滞在、閏四月四日車駕京都還御。二條城に移り萬機親裁の令を布く。七日車駕大阪行在所を發し、八日京都還御、實美扈從す。

閏四月八日、岩倉具視、小松帶刀、西郷吉之助、大久保一藏、廣澤兵助、後藤象二郎、吉井幸輔、三條實美邸に會合、徳川氏處分問題を議す。

三條實美を關東監察使に任じ關東の政務を總裁せしめ、時機を計り實情に應じて徳川處分を決せむとす。參與萬里小路通房、江藤新平等實美に従ひ、西郷吉之助亦東下す。實美に賜はりし御沙汰書に『總て御委任候』とあり、即ち徳川氏處分について『以至仁之叡慮、寬典之御處置被仰出候間、速に東下、億兆人心安堵候様取計可致總て御委任候。且可爲關東監察使旨御沙汰候事』とある。

實美江戸に着して詠歌一首、

慶應四年の夏大監察となりて江戸に着きし時

月と日のみはたのかぜに武藏野の青人草もうちなびくらむ

徳川慶喜は東歸以來東叡山に蟄居謹慎す。東征官軍三道より東下し、大總督宮熾仁親王參謀西郷吉之助を從へ駿府に着、三月十五日を以て四方より江戸城を攻めむとす。こゝに有名の勝義邦安と西郷吉之助隆との會見となり平和交渉成立す。

四月四日勅使橋本實梁、柳原前光江戸城に入り徳川氏處分の命を傳へ、十一日江戸城授受の式行はる。翌五日慶喜水戸に隠退謹慎す。而して三條實美の東下により此の問題は決したのである。實美の一行は海路閩四月二十三日江戸着二十九日左の特旨を傳へ、田安龜之助公侍徳川家達を以て宗家を繼がしむ。

『慶喜服罪之上へ徳川家名相續之儀祖宗以來之功勞ヲ被ニ思召ニ格別之叡慮ヲ以テ田安龜之助へ被ニ仰出候事』

五月十五日大總督府諸軍に命じ上野に據る彰義隊を討伐し、關東地方鎮定す。實美は徳川氏移封處分を傳宣、徳川龜之助を駿河に封じ、遠江陸奥の地を併せて七十萬石を賜ふ。次いで三河を以て陸奥に代ふ。

七月十七日詔して江戸を東京と爲し、鎮臺及び關八州鎮將を廢し江戸鎮將府を置き、實美は關東監察使を罷め鎮將を兼ね駿河以東十三國の政務委任を命ぜらる。

八月八日鎮將府を江戸城に置き、實美は龍興東幸皇政復古の旨趣を關東諸國に知らしめむとす。大久保利通、木戸孝允、大木喬任命を奉じ前後して江戸に來り議して意見一致す。

大久保の日記中六月二十七日の條に、

『二十七日。今朝木戸大木大村益次郎於ニ城中ニ御東行一條云々相談條公へ言上御同論にて御決……』とある、『條公へ言上』の一句に實美の地位が明示せらるゝ。

これと同時に『政體』に就いても御東幸の一條と共に議定せられたのである。木戸大久保歸京するや九月十四日三條は岩倉具視に書を送る。

『過日大久保上京定而著仕候と存候。事情は同人より申上候。唯々御親臨而已瞻仰渴望政府一同の所願のみならず府下百萬之人民所ニ仰望ニ此の御一舉に有レ之候。吳々も速に御親臨奉レ待候。追々行官之鋪設等も可なり相整居候間左様御承知可被下候』

八月二十七日紫宸殿に即位の大典を擧げ給ふ。

九月二十日車駕京都を發し輔相岩倉具視、議定中山忠能、參與木戸孝允、大木喬任扈從、沿道式内社に奉幣、養老旌賞賑恤の典を擧げさせ給ふ。

十月十三日東京著輦。三條實美大總督宮熾仁親王に從ひ品川に奉迎、三等官及び諸侯は坂下門に奉迎、此日江戸城を以て東幸の皇居となし東京城と稱す。木戸の日記中、

『十月十三日。今日一天無雲風靜ニシテ如レ春。御出輦、今日總供奉。堂上諸侯衣冠ナリ。總督有栖川宮、鎮將三條公御備之初先ヲ供奉ナリ。高輪有馬邸御休所ニ於テ暫ク品海之景容被レ爲レ遊ニ散覽無レ間御出輦、十一字頃芝増上寺方丈へ御著輦、赤門内ヨリ奏樂、一字御鳳輦ニテ御發、又赤門迄奏樂、通リ吳服橋見附ヨリ行宮原註行宮元西丸へ御著輦、供奉之面々盡ク下馬札之處ニテ下馬、日没前御著輦、坂下門ヨリ奏樂、今日往來兩側之拜人幾十萬人不レ知其數。余之輩辨事ニ出デ恐悅ヲ言上シテ退出ス』

奥羽列藩聯合して官軍に抗す。越後の鎮定につき九月四日米澤藩降り、仙臺莊内降り、會津は孤軍重圍に陥り、九月二十二日松平容保父子降を乞ひすべて鎮定す。

十月十七日鎮將府を廢し、萬機宸斷に決する旨仰出さる。三條實美其任を解き、輔相故の如し。達書如左。

『東北未ダ平定ニ至ラザル折柄一先鎮將府被ニ相立ニ候處、今般御來臨被レ爲レ遊候ニ付テハ萬機宸斷ヲ以テ被ニ仰出ニ候儀ニ付鎮將辭退之儀言上其ノ情實被ニ聞食ニ願之通被レ免候。尤輔相可爲是迄之通事』

十二月八日京都還幸二十二日京都着御。東北地方戡定、朝議車駕再び東幸に決す。明治二年三月七日天皇神器を奉じ車駕京都を發し、十一日伊勢山田の行宮に幸し、翌日兩大神宮に詣し給ひ、二十八日東京着御、三條實美は中山、中御門等と共に供奉東上す。

實美は大久保岩倉等と議し五月十三日三職當選の投票を行ひしも、大村益次郎の諫告により公選の弊を認め、官吏公選は此の一次に止むるに決す。

六月二十八日、神祇官に親臨、國是確定の奉告を行はせ給ひ、實美扈從す。二十九日時務策を朝議に付す。

一、欲レ通ニ上下之情意

二、欲レ明ニ人才登庸之道

三、欲レ舉ニ言路洞開之實

四、欲レ興ニ廉恥之風

五、欲レ養レ助ニ國家之恤典風

六、欲レ定ニ上下衣服之制

七、欲レ明ニ皇道ニ興ニ正學

『言路洞開』と『明皇道興正學』とは今日に於いても遵守せらるべき時務策である。これが國體威嚴の現實的發揮の方法である。『皇道』は『正學』の正しき心理・論理によつてコトノハノミチを洞開し億兆の情意を連絡することによつて『通上下情意』が實現せらるゝのである。こゝに戦力が增強充實せられて義勇奉公、皇運扶翼の臣道實踐によつて神州の防衛が遂行せらるゝのである。

盟邦ナチ獨逸に於いてはフイヒテによつて創開せられたるゾチアリスムス『社會連繫論』を實行して國民總力を發揮しつゝあるのであるが、『通上下情意』『言路洞開』『興正學』によつて人才登庸、野に遺賢無く、皇運扶翼に於いて『明皇道』が實現せらるゝ歴史的・現實的基礎を全世界人類文化史上に提示するのが明治維新である。

四月四日修史局を内閣に開き、三條實美修史局總裁兼任、勅語を賜ふ。